健生水発０３２９第１０号
令和６年３月２９日

各 { 都道府県 / 市 / 特別区 } 水道行政部（局）長　殿

各厚生労働大臣認可 { 水道事業者 / 水道用水供給事業者 } 殿

厚生労働省健康・生活衛生局水道課長
（　　公　　印　　省　　略　　）

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行について（通知）

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和５年法律第36号。以下「整備法」という。）、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和６年政令第 102 号。以下「整備等政令」という。）、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（令和６年厚生労働省令第65号。以下「整理等省令」という。）及び生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示（令和６年厚生労働省告示第171号。以下「整理告示」という。）の内容等については、令和６年３月29日健生発0329第63号「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律等の施行について（通知）」又は令和６年３月29日健生発0329第69号「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律等の施行について（通知）」により通知されたところであるが、国土交通省及び環境省の組織体制・所掌事務等、水道法等の所掌及び主な通知の所掌について下記のとおり通知する。

各都道府県におかれては、都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者並びに町村へ周知されたい。

記

第１　組織体制・所掌事務等について

１　国土交通省

（１）　国土交通省組織令の改正

① 大臣官房上下水道審議官の新設

② 大臣官房審議官（上下水道担当）の新設

③ 大臣官房参事官（上下水道技術担当）の新設

④ 水管理・国土保全局上下水道企画課、水道事業課の新設

（２）　国土交通省組織規則の改正

① 上下水道企画課

（ⅰ）上下水道政策企画官の新設

（ⅱ）下水道国際・技術室、下水道事業調整官、下水道国際推進官を上下水道国際室、上下水道事業調整官、上下水道国際推進官に変更

② 厚生労働省水道課の水道計画指導室を水道事業課に移管

③ 流域下水道計画調整官を流域計画調整官に変更

（３）　地方整備局組織規則、北海道開発局組織規則の改正

① 全地方整備局及び北海道開発局に上下水道調整官を新設

（４）　国土技術政策総合研究所組織規則の改正

① 下水道研究部を上下水道研究部に変更

② 下水道研究官を上下水道研究官に変更

③ 上下水道研究部に水道研究室を新設

④ 上下水道研究部に能登上下水道復興支援室を新設

※所掌事務は当該組織令、組織規則を参照

２　環境省

（１）　環境省組織規則第 12 条に基づき、水・大気環境局環境管理課に水道水質・衛生管理室を置くこと。水道水質・衛生管理室は、水道水質基準の策定、水質検査方法の策定及び水道法第 20 条で定める登録検査機関の登録等の事務を所掌すること。

第２　水道法等の所掌

　別紙１のとおりであること。

第３　主な通知の所掌

　別紙２のとおりであること。

別紙１：水道法等の所掌

別紙２：主な通知の所掌

（参考）

整備法、整備等政令等、整理等省令等及び整理告示における被改正法令の一覧

水道法等の所掌

【別紙１】

水道法

改正前	改正後	所掌省庁
（この法律の目的） 第一条　この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによつて、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。	（略）	国土交通省
（責務） 第二条　国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにかんがみ、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならない。	（略）	国土交通省
２　国民は、前項の国及び地方公共団体の施策に協力するとともに、自らも、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に努めなければならない。	（略）	国土交通省
第二条の二　国は、水道の基盤の強化に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを推進するとともに、都道府県及び市町村並びに水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）に対し、必要な技術的及び財政的な援助を行うよう努めなければならない。	（略）	国土交通省
２　都道府県は、その区域の自然的社会的諸条件に応じて、その区域内における市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等の間の連携等（水道事業者等の間の連携及び二以上の水道事業又は水道用水供給事業の一体的な経営をいう。以下同じ。）の推進その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。	（略）	国土交通省
３　市町村は、その区域の自然的社会的諸条件に応じて、その区域内における水道事業者等の間の連携等の推進その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。	（略）	国土交通省
４　水道事業者等は、その経営する事業を適正かつ能率的に運営するとともに、その事業の基盤の強化に努めなければならない。	（略）	国土交通省
（用語の定義） 第三条　この法律において「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。	（略）	国土交通省
２　この法律において「水道事業」とは、一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいう。ただし、給水人口が百人以下である水道によるものを除く。	（略）	国土交通省
３　この法律において「簡易水道事業」とは、給水人口が五千人以下である水道により、水を供給する水道事業をいう。	（略）	国土交通省
４　この法律において「水道用水供給事業」とは、水道により、水道事業者に対してその用水を供給する事業をいう。ただし、水道事業者又は専用水道の設置者が他の水道事業者に分水する場合を除く。	（略）	国土交通省
５　この法律において「水道事業者」とは、第六条第一項の規定による認可を受けて水道事業を経営する者をいい、「水道用水供給事業者」とは、第二十六条の規定による認可を受けて水道用水供給事業を経営する者をいう。	（略）	国土交通省
６　この法律において「専用水道」とは、寄宿舎、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が政令で定める基準以下である水道を除く。 一　百人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの 二　その水道施設の一日最大給水量（一日に給水することができる最大の水量をいう。以下同じ。）が政令で定める基準を超えるもの	（略）	国土交通省
７　この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。	（略）	国土交通省
８　この法律において「水道施設」とは、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設（専用水道にあつては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。以下同じ。）であつて、当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するものをいう。	（略）	国土交通省
９　この法律において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。	（略）	国土交通省
１０　この法律において「水道の布設工事」とは、水道施設の新設又は政令で定めるその増設若しくは改造の工事をいう。	（略）	国土交通省
１１　この法律において「給水装置工事」とは、給水装置の設置又は変更の工事をいう。	（略）	国土交通省
１２　この法律において「給水区域」、「給水人口」及び「給水量」とは、それぞれ事業計画において定める給水区域、給水人口及び給水量をいう。	（略）	国土交通省

改正前	改正後	所掌省庁
（水質基準） 第四条　水道により供給される水は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。 一　病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。 二　シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。 三　銅、鉄、弗ふつ素、フェノールその他の物質をその許容量をこえて含まないこと。 四　異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。 五　異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。 六　外観は、ほとんど無色透明であること。	（水質基準） 第四条　水道により供給される水は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。 一　病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。 二　シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。 三　銅、鉄、弗ふつ素、フェノールその他の物質をその許容量を超えて含まないこと。 四　異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。 五　異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。 六　外観は、ほとんど無色透明であること。	環境省
2　前項各号の基準に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。	2　前項各号の基準に関して必要な事項は、環境省令で定める。	環境省
（施設基準） 第五条　水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、その各施設は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。 一　取水施設は、できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。 二　貯水施設は、渇水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものであること。 三　導水施設は、必要量の原水を送るのに必要なポンプ、導水管その他の設備を有すること。 四　浄水施設は、原水の質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要なちんでん池、濾ろ過池その他の設備を有し、かつ、消毒設備を備えていること。 五　送水施設は、必要量の浄水を送るのに必要なポンプ、送水管その他の設備を有すること。 六　配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。	（略）	国土交通省
2　水道施設の位置及び配列を定めるにあたつては、その布設及び維持管理ができるだけ経済的で、かつ、容易になるようにするとともに、給水の確実性をも考慮しなければならない。	（略）	国土交通省
3　水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して充分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。	（略）	国土交通省
4　前三項に規定するもののほか、水道施設に関して必要な技術的基準は、厚生労働省令で定める。	4　前三項に規定するもののほか、水道施設に関して必要な技術的基準は、国土交通省令（前条の規定による水質基準に適合する浄水を得るため、又は当該浄水の水質を保持するために必要な技術的基準については、国土交通省令・環境省令）で定める。	国土交通省・環境省
（基本方針） 第五条の二　厚生労働大臣は、水道の基盤を強化するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。	（基本方針） 第五条の二　国土交通大臣は、水道の基盤を強化するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。	国土交通省
2　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一　水道の基盤の強化に関する基本的事項 二　水道施設の維持管理及び計画的な更新に関する事項 三　水道事業及び水道用水供給事業（以下「水道事業等」という。）の健全な経営の確保に関する事項 四　水道事業等の運営に必要な人材の確保及び育成に関する事項 五　水道事業者等の間の連携等の推進に関する事項 六　その他水道の基盤の強化に関する重要事項	（略）	国土交通省
3　厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。	3　国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。	国土交通省
（水道基盤強化計画） 第五条の三　都道府県は、水道の基盤の強化のため必要があると認めるときは、水道の基盤の強化に関する計画（以下この条において「水道基盤強化計画」という。）を定めることができる。	（略）	国土交通省
2　水道基盤強化計画においては、その区域（以下この条において「計画区域」という。）を定めるほか、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。 一　水道の基盤の強化に関する基本的事項 二　水道基盤強化計画の期間 三　計画区域における水道の現況及び基盤の強化の目標 四　計画区域における水道の基盤の強化のために都道府県及び市町村が講ずべき施策並びに水道事業者等が講ずべき措置に関する事項 五　都道府県及び市町村による水道事業者等の間の連携等の推進の対象となる区域（市町村の区域を超えた広域的なものに限る。次号及び第七号において「連携等推進対象区域」という。） 六　連携等推進対象区域における水道事業者等の間の連携等に関する事項 七　連携等推進対象区域において水道事業者等の間の連携等を行うに当たり必要な施設整備に関する事項	（略）	国土交通省
3　水道基盤強化計画は、基本方針に基づいて定めるものとする。	（略）	国土交通省
4　都道府県は、水道基盤強化計画を定めようとするときは、あらかじめ計画区域内の市町村並びに計画区域を給水区域に含む水道事業者及び当該水道事業者が水道用水の供給を受ける水道用水供給事業者の同意を得なければならない。	（略）	国土交通省

改正前	改正後	所掌省庁
5　市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等の間の連携等を推進しようとする二以上の市町村は、あらかじめその区域を給水区域に含む水道事業者及び当該水道事業者が水道用水の供給を受ける水道用水供給事業者の同意を得て、共同して、都道府県に対し、厚生労働省令で定めるところにより、水道基盤強化計画を定めることを要請することができる。	5　市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等の間の連携等を推進しようとする二以上の市町村は、あらかじめその区域を給水区域に含む水道事業者及び当該水道事業者が水道用水の供給を受ける水道用水供給事業者の同意を得て、共同して、都道府県に対し、国土交通省令で定めるところにより、水道基盤強化計画を定めることを要請することができる。	国土交通省
6　都道府県は、前項の規定による要請があつた場合において、水道の基盤の強化のため必要があると認めるときは、水道基盤強化計画を定めるものとする。	（略）	国土交通省
7　都道府県は、水道基盤強化計画を定めようとするときは、計画区域に次条第一項に規定する協議会の区域の全部又は一部が含まれる場合には、あらかじめ当該協議会の意見を聴かなければならない。	（略）	国土交通省
8　都道府県は、水道基盤強化計画を定めたときは、遅滞なく、厚生労働大臣に報告するとともに、計画区域内の市町村並びに計画区域を給水区域に含む水道事業者及び当該水道事業者が水道用水の供給を受ける水道用水供給事業者に通知しなければならない。	8　都道府県は、水道基盤強化計画を定めたときは、遅滞なく、国土交通大臣に報告するとともに、計画区域内の市町村並びに計画区域を給水区域に含む水道事業者及び当該水道事業者が水道用水の供給を受ける水道用水供給事業者に通知しなければならない。	国土交通省
9　都道府県は、水道基盤強化計画を定めたときは、これを公表するよう努めなければならない。	（略）	国土交通省
１０　第四項から前項までの規定は、水道基盤強化計画の変更について準用する。	（略）	国土交通省
（広域的連携等推進協議会） 第五条の四　都道府県は、市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等の間の連携等の推進に関し必要な協議を行うため、当該都道府県が定める区域において広域的連携等推進協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。	（略）	国土交通省
2　協議会は、次に掲げる構成員をもつて構成する。 一　前項の都道府県 二　協議会の区域をその区域に含む市町村 三　協議会の区域を給水区域に含む水道事業者及び当該水道事業者が水道用水の供給を受ける水道用水供給事業者 四　学識経験を有する者その他の都道府県が必要と認める者	（略）	国土交通省
3　協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。	（略）	国土交通省
4　前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。	（略）	国土交通省
（事業の認可及び経営主体） 第六条　水道事業を経営しようとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。	（事業の認可及び経営主体） 第六条　水道事業を経営しようとする者は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。	国土交通省
2　水道事業は、原則として市町村が経営するものとし、市町村以外の者は、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を経営することができるものとする。	（略）	国土交通省
（認可の申請） 第七条　水道事業経営の認可の申請をするには、申請書に、事業計画書、工事設計書その他厚生労働省令で定める書類（図面を含む。）を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。	（認可の申請） 第七条　水道事業経営の認可の申請をするには、申請書に、事業計画書、工事設計書その他国土交通省令で定める書類（図面を含む。）を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。	国土交通省
2　前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一　申請者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名） 二　水道事務所の所在地	（略）	国土交通省
3　水道事業者は、前項に規定する申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。	3　水道事業者は、前項に規定する申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。	国土交通省
4　第一項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一　給水区域、給水人口及び給水量 二　水道施設の概要 三　給水開始の予定年月日 四　工事費の予定総額及びその予定財源 五　給水人口及び給水量の算出根拠 六　経常収支の概算 七　料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件 八　その他厚生労働省令で定める事項	4　第一項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一　給水区域、給水人口及び給水量 二　水道施設の概要 三　給水開始の予定年月日 四　工事費の予定総額及びその予定財源 五　給水人口及び給水量の算出根拠 六　経常収支の概算 七　料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件 八　その他国土交通省令で定める事項	国土交通省
5　第一項の工事設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一　一日最大給水量及び一日平均給水量 二　水源の種別及び取水地点 三　水源の水量の概算及び水質試験の結果 四　水道施設の位置（標高及び水位を含む。）、規模及び構造 五　浄水方法 六　配水管における最大静水圧及び最小動水圧 七　工事の着手及び完了の予定年月日 八　その他厚生労働省令で定める事項	5　第一項の工事設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一　一日最大給水量及び一日平均給水量 二　水源の種別及び取水地点 三　水源の水量の概算及び水質試験の結果 四　水道施設の位置（標高及び水位を含む。）、規模及び構造 五　浄水方法 六　配水管における最大静水圧及び最小動水圧 七　工事の着手及び完了の予定年月日 八　その他国土交通省令で定める事項	国土交通省・環境省

改正前	改正後	所掌省庁
（認可基準） 第八条　水道事業経営の認可は、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認められるときでなければ、与えてはならない。 一　当該水道事業の開始が一般の需要に適合すること。 二　当該水道事業の計画が確実かつ合理的であること。 三　水道施設の工事の設計が第五条の規定による施設基準に適合すること。 四　給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと。 五　供給条件が第十四条第二項各号に掲げる要件に適合すること。 六　地方公共団体以外の者の申請に係る水道事業にあつては、当該事業を遂行するに足りる経理的基礎があること。 七　その他当該水道事業の開始が公益上必要であること。	（略）	国土交通省
2　前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。	2　前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、国土交通省令で定める。	国土交通省
（附款） 第九条　厚生労働大臣は、地方公共団体以外の者に対して水道事業経営の認可を与える場合には、これに必要な期限又は条件を附することができる。	（認可の期限又は条件） 第九条　国土交通大臣は、地方公共団体以外の者に対して水道事業経営の認可を与える場合には、これに必要な期限又は条件を付することができる。	国土交通省
2　前項の期限又は条件は、公共の利益を増進し、又は当該水道事業の確実な遂行を図るために必要な最少限度のものに限り、かつ、当該水道事業者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。	（略）	国土交通省
（事業の変更） 第十条　水道事業者は、給水区域を拡張し、給水人口若しくは給水量を増加させ、又は水源の種別、取水地点若しくは浄水方法を変更しようとするとき（次の各号のいずれかに該当するときを除く。）は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。この場合において、給水区域の拡張により新たに他の市町村の区域が給水区域に含まれることとなるときは、当該他の市町村の同意を得なければ、当該認可を受けることができない。 一　その変更が厚生労働省令で定める軽微なものであるとき。 二　その変更が他の水道事業の全部を譲り受けることに伴うものであるとき。	（事業の変更） 第十条　水道事業者は、給水区域を拡張し、給水人口若しくは給水量を増加させ、又は水源の種別、取水地点若しくは浄水方法を変更しようとするとき（次の各号のいずれかに該当するときを除く。）は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。この場合において、給水区域の拡張により新たに他の市町村の区域が給水区域に含まれることとなるときは、当該他の市町村の同意を得なければ、当該認可を受けることができない。 一　その変更が国土交通省令で定める軽微なものであるとき。 二　その変更が他の水道事業の全部を譲り受けることに伴うものであるとき。	国土交通省
2　第七条から前条までの規定は、前項の認可について準用する。	（略）	国土交通省
3　水道事業者は、第一項各号のいずれかに該当する変更を行うときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。	3　水道事業者は、第一項各号のいずれかに該当する変更を行うときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。	国土交通省
（事業の休止及び廃止） 第十一条　水道事業者は、給水を開始した後においては、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の許可を受けなければ、その水道事業の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。ただし、その水道事業の全部を他の水道事業を行う水道事業者に譲り渡すことにより、その水道事業の全部を廃止することとなるときは、この限りでない。	（事業の休止及び廃止） 第十一条　水道事業者は、給水を開始した後においては、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の許可を受けなければ、その水道事業の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。ただし、その水道事業の全部を他の水道事業を行う水道事業者に譲り渡すことにより、その水道事業の全部を廃止することとなるときは、この限りでない。	国土交通省
2　地方公共団体以外の水道事業者（給水人口が政令で定める基準を超えるものに限る。）が、前項の許可の申請をしようとするときは、あらかじめ、当該水道事業の給水区域をその区域に含む市町村に協議しなければならない。	（略）	国土交通省
3　第一項ただし書の場合においては、水道事業者は、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。	3　第一項ただし書の場合においては、水道事業者は、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。	国土交通省
（技術者による布設工事の監督） 第十二条　水道事業者は、水道の布設工事（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該地方公共団体の条例で定める水道の布設工事に限る。）を自ら施行し、又は他人に施行させる場合においては、その職員を指名し、又は第三者に委嘱して、その工事の施行に関する技術上の監督業務を行わせなければならない。	（略）	国土交通省
2　前項の業務を行う者は、政令で定める資格（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格）を有する者でなければならない。	（略）	国土交通省
（給水開始前の届出及び検査） 第十三条　水道事業者は、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その新設、増設又は改造に係る施設を使用して給水を開始しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣にその旨を届け出で、かつ、厚生労働省令の定めるところにより、水質検査及び施設検査を行わなければならない。	（給水開始前の届出及び検査） 第十三条　水道事業者は、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その新設、増設又は改造に係る施設を使用して給水を開始しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣にその旨を届け出て、かつ、環境省令の定めるところにより、水質検査を行い、及び国土交通省令の定めるところにより施設検査を行わなければならない。	国土交通省・環境省
2　水道事業者は、前項の規定による水質検査及び施設検査を行つたときは、これに関する記録を作成し、その検査を行つた日から起算して五年間、これを保存しなければならない。	（略）	国土交通省・環境省
（供給規程） 第十四条　水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。	（略）	国土交通省

改正前	改正後	所掌省庁
2　前項の供給規程は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。 一　料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。 二　料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。 三　水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。 四　特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。 五　貯水槽水道（水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。以下この号において同じ。）が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること。	（略）	国土交通省
3　前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。	3　前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、国土交通省令で定める。	国土交通省
4　水道事業者は、供給規程を、その実施の日までに一般に周知させる措置をとらなければならない。	（略）	国土交通省
5　水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、供給規程に定められた事項のうち料金を変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。	5　水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、供給規程に定められた事項のうち料金を変更したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。	国土交通省
6　水道事業者が地方公共団体以外の者である場合にあつては、供給規程に定められた供給条件を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。	6　水道事業者が地方公共団体以外の者である場合にあつては、供給規程に定められた供給条件を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。	国土交通省
7　厚生労働大臣は、前項の認可の申請が第二項各号に掲げる要件に適合していると認めるときは、その認可を与えなければならない。	7　国土交通大臣は、前項の認可の申請が第二項各号に掲げる要件に適合していると認めるときは、その認可を与えなければならない。	国土交通省
（給水義務） 第十五条　水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当の理由がなければ、これを拒んではならない。	（略）	国土交通省
2　水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。ただし、第四十条第一項の規定による水の供給命令を受けた場合又は災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合には、給水区域の全部又は一部につきその間給水を停止することができる。この場合には、やむを得ない事情がある場合を除き、給水を停止しようとする区域及び期間をあらかじめ関係者に周知させる措置をとらなければならない。	（略）	国土交通省
3　水道事業者は、当該水道により給水を受ける者が料金を支払わないとき、正当な理由なしに給水装置の検査を拒んだとき、その他正当な理由があるときは、前項本文の規定にかかわらず、その理由が継続する間、供給規程の定めるところにより、その者に対する給水を停止することができる。	（略）	国土交通省
（給水装置の構造及び材質） 第十六条　水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。	（略）	国土交通省・環境省
（給水装置工事） 第十六条の二　水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができると認められる者の指定をすることができる。	（略）	国土交通省
2　水道事業者は、前項の指定をしたときは、供給規程の定めるところにより、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は当該指定を受けた者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）の施行した給水装置工事に係るものであることを供給条件とすることができる。	（略）	国土交通省
3　前項の場合において、水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。	3　前項の場合において、水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。	国土交通省
（給水装置の検査） 第十七条　水道事業者は、日出後日没前に限り、その職員をして、当該水道によつて水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる。ただし、人の看守し、若しくは人の住居に使用する建物又は閉鎖された門内に立ち入るときは、その看守者、居住者又はこれらに代るべき者の同意を得なければならない。	（略）	国土交通省
2　前項の規定により給水装置の検査に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。	（略）	国土交通省
（検査の請求） 第十八条　水道事業によつて水の供給を受ける者は、当該水道事業者に対して、給水装置の検査及び供給を受ける水の水質検査を請求することができる。	（略）	国土交通省
2　水道事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、すみやかに検査を行い、その結果を請求者に通知しなければならない。	（略）	国土交通省
（水道技術管理者） 第十九条　水道事業者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者一人を置かなければならない。ただし、自ら水道技術管理者となることを妨げない。	（略）	国土交通省・環境省

改正前	改正後	所掌省庁
2　水道技術管理者は、次に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。 一　水道施設が第五条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査（第二十二条の二第二項に規定する点検を含む。） 二　第十三条第一項の規定による水質検査及び施設検査 三　給水装置の構造及び材質が第十六条の政令で定める基準に適合しているかどうかの検査 四　次条第一項の規定による水質検査 五　第二十一条第一項の規定による健康診断 六　第二十二条の規定による衛生上の措置 七　第二十二条の三第一項の台帳の作成 八　第二十三条第一項の規定による給水の緊急停止 九　第三十七条前段の規定による給水停止	（略）	国土交通省・環境省
3　水道技術管理者は、政令で定める資格（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格）を有する者でなければならない。	（略）	国土交通省・環境省
（水質検査） 第二十条　水道事業者は、厚生労働省令の定めるところにより、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。	（水質検査） 第二十条　水道事業者は、環境省令の定めるところにより、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。	環境省
2　水道事業者は、前項の規定による水質検査を行つたときは、これに関する記録を作成し、水質検査を行つた日から起算して五年間、これを保存しなければならない。	（略）	環境省
3　水道事業者は、第一項の規定による水質検査を行うため、必要な検査施設を設けなければならない。ただし、当該水質検査を、厚生労働省令の定めるところにより、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者に委託して行うときは、この限りでない。	3　水道事業者は、第一項の規定による水質検査を行うため、必要な検査施設を設けなければならない。ただし、当該水質検査を、国土交通省令の定めるところにより、地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者に委託して行うときは、この限りでない。	国土交通省・環境省
（登録） 第二十条の二　前条第三項の登録は、厚生労働省令で定めるところにより、水質検査を行おうとする者の申請により行う。	（登録） 第二十条の二　前条第三項の登録は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、水質検査を行おうとする者の申請により行う。	国土交通省・環境省
（欠格条項） 第二十条の三　次の各号のいずれかに該当する者は、第二十条第三項の登録を受けることができない。 一　この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 二　第二十条の十三の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者 三　法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの	（略）	国土交通省・環境省
（登録基準） 第二十条の四　厚生労働大臣は、第二十条の二の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。 一　第二十条第一項に規定する水質検査を行うために必要な検査施設を有し、これを用いて水質検査を行うものであること。 二　別表第一に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者が水質検査を実施し、その人数が五名以上であること。 三　次に掲げる水質検査の信頼性の確保のための措置がとられていること。 イ　水質検査を行う部門に専任の管理者が置かれていること。 ロ　水質検査の業務の管理及び精度の確保に関する文書が作成されていること。 ハ　ロに掲げる文書に記載されたところに従い、専ら水質検査の業務の管理及び精度の確保を行う部門が置かれていること。	（登録基準） 第二十条の四　国土交通大臣及び環境大臣は、第二十条の二の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。 一　第二十条第一項に規定する水質検査を行うために必要な検査施設を有し、これを用いて水質検査を行うものであること。 二　別表第一に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者が水質検査を実施し、その人数が五名以上であること。 三　次に掲げる水質検査の信頼性の確保のための措置がとられていること。 イ　水質検査を行う部門に専任の管理者が置かれていること。 ロ　水質検査の業務の管理及び精度の確保に関する文書が作成されていること。 ハ　ロに掲げる文書に記載されたところに従い、専ら水質検査の業務の管理及び精度の確保を行う部門が置かれていること。	国土交通省・環境省
2　登録は、水質検査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。 一　登録年月日及び登録番号 二　登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 三　登録を受けた者が水質検査を行う区域及び登録を受けた者が水質検査を行う事業所の所在地	（略）	国土交通省・環境省
（登録の更新） 第二十条の五　第二十条第三項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。	（略）	国土交通省・環境省
2　前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。	（略）	国土交通省・環境省
（受託義務等） 第二十条の六　第二十条第三項の登録を受けた者（以下「登録水質検査機関」という。）は、同項の水質検査の委託の申込みがあつたときは、正当な理由がある場合を除き、その受託を拒んではならない。	（略）	国土交通省・環境省
2　登録水質検査機関は、公正に、かつ、厚生労働省令で定める方法により水質検査を行わなければならない。	2　登録水質検査機関は、公正に、かつ、国土交通省令・環境省令で定める方法により水質検査を行わなければならない。	国土交通省・環境省
（変更の届出） 第二十条の七　登録水質検査機関は、氏名若しくは名称、住所、水質検査を行う区域又は水質検査を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。	（変更の届出） 第二十条の七　登録水質検査機関は、氏名若しくは名称、住所、水質検査を行う区域又は水質検査を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣及び環境大臣に届け出なければならない。	国土交通省・環境省

改正前	改正後	所掌省庁
（業務規程） 第二十条の八　登録水質検査機関は、水質検査の業務に関する規程（以下「水質検査業務規程」という。）を定め、水質検査の業務の開始前に、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。	（業務規程） 第二十条の八　登録水質検査機関は、水質検査の業務に関する規程（以下「水質検査業務規程」という。）を定め、水質検査の業務の開始前に、国土交通大臣及び環境大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。	国土交通省・環境省
2　水質検査業務規程には、水質検査の実施方法、水質検査に関する料金その他の厚生労働省令で定める事項を定めておかなければならない。	2　水質検査業務規程には、水質検査の実施方法、水質検査に関する料金その他の国土交通省令・環境省令で定める事項を定めておかなければならない。	国土交通省・環境省
（業務の休廃止） 第二十条の九　登録水質検査機関は、水質検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、休止又は廃止しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。	（業務の休廃止） 第二十条の九　登録水質検査機関は、水質検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、休止又は廃止しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣及び環境大臣に届け出なければならない。	国土交通省・環境省
（財務諸表等の備付け及び閲覧等） 第二十条の十　登録水質検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。	（略）	国土交通省・環境省
2　水道事業者その他の利害関係人は、登録水質検査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録水質検査機関の定めた費用を支払わなければならない。 一　財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求 二　前号の書面の謄本又は抄本の請求 三　財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求 四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求	2　水道事業者その他の利害関係人は、登録水質検査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録水質検査機関の定めた費用を支払わなければならない。 一　財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求 二　前号の書面の謄本又は抄本の請求 三　財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令・環境省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求 四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令・環境省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求	国土交通省・環境省
（適合命令） 第二十条の十一　厚生労働大臣は、登録水質検査機関が第二十条の四第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録水質検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。	（適合命令） 第二十条の十一　国土交通大臣及び環境大臣は、登録水質検査機関が第二十条の四第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録水質検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。	国土交通省・環境省
（改善命令） 第二十条の十二　厚生労働大臣は、登録水質検査機関が第二十条の六第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、その登録水質検査機関に対し、水質検査を受託すべきこと又は水質検査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。	（改善命令） 第二十条の十二　国土交通大臣及び環境大臣は、登録水質検査機関が第二十条の六第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、その登録水質検査機関に対し、水質検査を受託すべきこと又は水質検査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。	国土交通省・環境省
（登録の取消し等） 第二十条の十三　厚生労働大臣は、登録水質検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて水質検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 一　第二十条の三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。 二　第二十条の七から第二十条の九まで、第二十条の十第一項又は次条の規定に違反したとき。 三　正当な理由がないのに第二十条の十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。 四　第二十条の十一又は前条の規定による命令に違反したとき。 五　不正の手段により第二十条第三項の登録を受けたとき。	（登録の取消し等） 第二十条の十三　国土交通大臣及び環境大臣は、登録水質検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて水質検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 一　第二十条の三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。 二　第二十条の七から第二十条の九まで、第二十条の十第一項又は次条の規定に違反したとき。 三　正当な理由がないのに第二十条の十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。 四　第二十条の十一又は前条の規定による命令に違反したとき。 五　不正の手段により第二十条第三項の登録を受けたとき。	国土交通省・環境省
（帳簿の備付け） 第二十条の十四　登録水質検査機関は、厚生労働省令で定めるところにより、水質検査に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。	（帳簿の備付け） 第二十条の十四　登録水質検査機関は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、水質検査に関する事項で国土交通省令・環境省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。	国土交通省・環境省
（報告の徴収及び立入検査） 第二十条の十五　厚生労働大臣は、水質検査の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録水質検査機関に対し、業務の状況に関し必要な報告を求め、又は当該職員に、登録水質検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは検査施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。	（報告の徴収及び立入検査） 第二十条の十五　国土交通大臣及び環境大臣は、水質検査の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録水質検査機関に対し、業務の状況に関し必要な報告を求め、又は当該職員に、登録水質検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは検査施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。	国土交通省・環境省
2　前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。	（略）	国土交通省・環境省
3　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	（略）	国土交通省・環境省
（公示） 第二十条の十六　厚生労働大臣は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。 一　第二十条第三項の登録をしたとき。 二　第二十条の七の規定による届出があつたとき。 三　第二十条の九の規定による届出があつたとき。 四　第二十条の十三の規定により第二十条第三項の登録を取り消し、又は水質検査の業務の停止を命じたとき。	（公示） 第二十条の十六　国土交通大臣及び環境大臣は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。 一　第二十条第三項の登録をしたとき。 二　第二十条の七の規定による届出があつたとき。 三　第二十条の九の規定による届出があつたとき。 四　第二十条の十三の規定により第二十条第三項の登録を取り消し、又は水質検査の業務の停止を命じたとき。	国土交通省・環境省

改正前	改正後	所掌省庁
（健康診断） 第二十一条　水道事業者は、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者について、厚生労働省令の定めるところにより、定期及び臨時の健康診断を行わなければならない。	（健康診断） 第二十一条　水道事業者は、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者について、環境省令の定めるところにより、定期及び臨時の健康診断を行わなければならない。	環境省
2　水道事業者は、前項の規定による健康診断を行つたときは、これに関する記録を作成し、健康診断を行つた日から起算して一年間、これを保存しなければならない。	（略）	環境省
（衛生上の措置） 第二十二条　水道事業者は、厚生労働省令の定めるところにより、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならない。	（衛生上の措置） 第二十二条　水道事業者は、環境省令の定めるところにより、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならない。	環境省
（水道施設の維持及び修繕） 第二十二条の二　水道事業者は、厚生労働省令で定める基準に従い、水道施設を良好な状態に保つため、その維持及び修繕を行わなければならない。	（水道施設の維持及び修繕） 第二十二条の二　水道事業者は、国土交通省令で定める基準に従い、水道施設を良好な状態に保つため、その維持及び修繕を行わなければならない。	国土交通省
2　前項の基準は、水道施設の修繕を能率的に行うための点検に関する基準を含むものとする。	（略）	国土交通省
（水道施設台帳） 第二十二条の三　水道事業者は、水道施設の台帳を作成し、これを保管しなければならない。	（略）	国土交通省
2　前項の台帳の記載事項その他その作成及び保管に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。	2　前項の台帳の記載事項その他その作成及び保管に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。	国土交通省
（水道施設の計画的な更新等） 第二十二条の四　水道事業者は、長期的な観点から、給水区域における一般の水の需要に鑑み、水道施設の計画的な更新に努めなければならない。	（略）	国土交通省
2　水道事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、水道施設の更新に要する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、これを公表するよう努めなければならない。	2　水道事業者は、国土交通省令で定めるところにより、水道施設の更新に要する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、これを公表するよう努めなければならない。	国土交通省
（給水の緊急停止） 第二十三条　水道事業者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。	（略）	国土交通省・環境省
2　水道事業者の供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つた者は、直ちにその旨を当該水道事業者に通報しなければならない。	（略）	国土交通省・環境省
（消火栓） 第二十四条　水道事業者は、当該水道に公共の消防のための消火栓を設置しなければならない。	（略）	国土交通省
2　市町村は、その区域内に消火栓を設置した水道事業者に対し、その消火栓の設置及び管理に要する費用その他その水道が消防用に使用されることに伴い増加した水道施設の設置及び管理に要する費用につき、当該水道事業者との協議により、相当額の補償をしなければならない。	（略）	国土交通省
3　水道事業者は、公共の消防用として使用された水の料金を徴収することができない。	（略）	国土交通省
（情報提供） 第二十四条の二　水道事業者は、水道の需要者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、第二十条第一項の規定による水質検査の結果その他水道事業に関する情報を提供しなければならない。	（情報提供） 第二十四条の二　水道事業者は、水道の需要者に対し、国土交通省令で定めるところにより、第二十条第一項の規定による水質検査の結果その他水道事業に関する情報を提供しなければならない。	国土交通省
（業務の委託） 第二十四条の三　水道事業者は、政令で定めるところにより、水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を他の水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は当該業務を適正かつ確実に実施することができる者として政令で定める要件に該当するものに委託することができる。	（略）	国土交通省
2　水道事業者は、前項の規定により業務を委託したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。委託に係る契約が効力を失つたときも、同様とする。	2　水道事業者は、前項の規定により業務を委託したときは、遅滞なく、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。委託に係る契約が効力を失つたときも、同様とする。	国土交通省
3　第一項の規定により業務の委託を受ける者（以下「水道管理業務受託者」という。）は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、受託水道業務技術管理者一人を置かなければならない。	（略）	国土交通省・環境省
4　受託水道業務技術管理者は、第一項の規定により委託された業務の範囲内において第十九条第二項各号に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。	（略）	国土交通省・環境省
5　受託水道業務技術管理者は、政令で定める資格を有する者でなければならない。	（略）	国土交通省・環境省
6　第一項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合においては、当該委託された業務の範囲内において、水道管理業務受託者を水道事業者と、受託水道業務技術管理者を水道技術管理者とみなして、第十三条第一項（水質検査及び施設検査の実施に係る部分に限る。）及び第二項、第十七条、第二十条から第二十二条の三まで、第二十三条第一項、第二十五条の九、第三十六条第二項並びに第三十九条（第二項及び第三項を除く。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、当該委託された業務の範囲内において、水道事業者及び水道技術管理者については、これらの規定は、適用しない。	（略）	国土交通省
7　前項の規定により水道管理業務受託者を水道事業者とみなして第二十五条の九の規定を適用する場合における第二十五条の十一第一項の規定の適用については、同項第五号中「水道事業者」とあるのは、「水道管理業務受託者」とする。	（略）	国土交通省

改正前	改正後	所掌省庁
8　第一項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合においては、当該委託された業務の範囲内において、水道技術管理者については第十九条第二項の規定は適用せず、受託水道業務技術管理者が同項各号に掲げる事項に関する全ての事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督する場合においては、水道事業者については、同条第一項の規定は、適用しない。	（略）	国土交通省
（水道施設運営権の設定の許可） 第二十四条の四　地方公共団体である水道事業者は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号。以下「民間資金法」という。）第十九条第一項の規定により水道施設運営等事業（水道施設の全部又は一部の運営等（民間資金法第二条第六項に規定する運営等をいう。）であつて、当該水道施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該運営等を行う者が自らの収入として収受する事業をいう。以下同じ。）に係る民間資金法第二条第七項に規定する公共施設等運営権（以下「水道施設運営権」という。）を設定しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。この場合において、当該水道事業者は、第十一条第一項の規定にかかわらず、同項の許可（水道事業の休止に係るものに限る。）を受けることを要しない。	（水道施設運営権の設定の許可） 第二十四条の四　地方公共団体である水道事業者は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号。以下「民間資金法」という。）第十九条第一項の規定により水道施設運営等事業（水道施設の全部又は一部の運営等（民間資金法第二条第六項に規定する運営等をいう。）であつて、当該水道施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該運営等を行う者が自らの収入として収受する事業をいう。以下同じ。）に係る民間資金法第二条第七項に規定する公共施設等運営権（以下「水道施設運営権」という。）を設定しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣の許可を受けなければならない。この場合において、当該水道事業者は、第十一条第一項の規定にかかわらず、同項の許可（水道事業の休止に係るものに限る。）を受けることを要しない。	国土交通省
2　水道施設運営等事業は、地方公共団体である水道事業者が、民間資金法第十九条第一項の規定により水道施設運営権を設定した場合に限り、実施することができるものとする。	（略）	国土交通省
3　水道施設運営権を有する者（以下「水道施設運営権者」という。）が水道施設運営等事業を実施する場合には、第六条第一項の規定にかかわらず、水道事業経営の認可を受けることを要しない。	（略）	国土交通省
（許可の申請） 第二十四条の五　前条第一項前段の許可の申請をするには、申請書に、水道施設運営等事業実施計画書その他厚生労働省令で定める書類（図面を含む。）を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。	（許可の申請） 第二十四条の五　前条第一項前段の許可の申請をするには、申請書に、水道施設運営等事業実施計画書その他国土交通省令で定める書類（図面を含む。）を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。	国土交通省
2　前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一　申請者の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 二　申請者が水道施設運営権を設定しようとする民間資金法第二条第五項に規定する選定事業者（以下この条及び次条第一項において単に「選定事業者」という。）の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 三　選定事業者の水道事務所の所在地	（略）	国土交通省
3　第一項の水道施設運営等事業実施計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一　水道施設運営等事業の対象となる水道施設の名称及び立地 二　水道施設運営等事業の内容 三　水道施設運営権の存続期間 四　水道施設運営等事業の開始の予定年月日 五　水道事業者が、選定事業者が実施することとなる水道施設運営等事業の適正を期するために講ずる措置 六　災害その他非常の場合における水道事業の継続のための措置 七　水道施設運営等事業の継続が困難となつた場合における措置 八　選定事業者の経常収支の概算 九　選定事業者が自らの収入として収受しようとする水道施設運営等事業の対象となる水道施設の利用料金 十　その他厚生労働省令で定める事項	3　第一項の水道施設運営等事業実施計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一　水道施設運営等事業の対象となる水道施設の名称及び立地 二　水道施設運営等事業の内容 三　水道施設運営権の存続期間 四　水道施設運営等事業の開始の予定年月日 五　水道事業者が、選定事業者が実施することとなる水道施設運営等事業の適正を期するために講ずる措置 六　災害その他非常の場合における水道事業の継続のための措置 七　水道施設運営等事業の継続が困難となつた場合における措置 八　選定事業者の経常収支の概算 九　選定事業者が自らの収入として収受しようとする水道施設運営等事業の対象となる水道施設の利用料金 十　その他国土交通省令で定める事項	国土交通省
（許可基準） 第二十四条の六　第二十四条の四第一項前段の許可は、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認められるときでなければ、与えてはならない。 一　当該水道施設運営等事業の計画が確実かつ合理的であること。 二　当該水道施設運営等事業の対象となる水道施設の利用料金が、選定事業者を水道施設運営権者とみなして第二十四条の八第一項の規定により読み替えられた第十四条第二項（第一号、第二号及び第四号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定を適用するとしたならば同項に掲げる要件に適合すること。 三　当該水道施設運営等事業の実施により水道の基盤の強化が見込まれること。	（略）	国土交通省
2　前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。	2　前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、国土交通省令で定める。	国土交通省
（水道施設運営等事業技術管理者） 第二十四条の七　水道施設運営権者は、水道施設運営等事業について技術上の業務を担当させるため、水道施設運営等事業技術管理者一人を置かなければならない。	（略）	国土交通省
2　水道施設運営等事業技術管理者は、水道施設運営等事業に係る業務の範囲内において、第十九条第二項各号に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。	（略）	国土交通省
3　水道施設運営等事業技術管理者は、第二十四条の三第五項の政令で定める資格を有する者でなければならない。	（略）	国土交通省

改正前	改正後	所掌省庁
（水道施設運営等事業に関する特例） 第二十四条の八　水道施設運営権者が水道施設運営等事業を実施する場合における第十四条第一項、第二項及び第五項、第十五条第二項及び第三項、第二十三条第二項、第二十四条第三項並びに第四十条第一項、第五項及び第八項の規定の適用については、第十四条第一項中「料金」とあるのは「料金（第二十四条の四第三項に規定する水道施設運営権者（次項、次条第二項及び第二十三条第二項において「水道施設運営権者」という。）が自らの収入として収受する水道施設の利用に係る料金（次項において「水道施設運営権者に係る利用料金」という。）を含む。次項第一号及び第二号、第五項、次条第三項並びに第二十四条第三項において同じ。）」と、同条第二項中「次に」とあるのは「水道施設運営権者に係る利用料金について、水道施設運営権者は水道の需要者に対して直接にその支払を請求する権利を有する旨が明確に定められていることのほか、次に」と、第十五条第二項ただし書中「受けた場合」とあるのは「受けた場合（水道施設運営権者が当該供給命令を受けた場合を含む。）」と、第二十三条第二項中「水道事業者の」とあるのは「水道事業者（水道施設運営権者を含む。以下この項及び次条第三項において同じ。）の」と、第四十条第一項及び第五項中「又は水道用水供給事業者」とあるのは「若しくは水道用水供給事業者又は水道施設運営権者」と、同条第八項中「水道用水供給事業者」とあるのは「水道用水供給事業者若しくは水道施設運営権者」とする。この場合において、水道施設運営権者は、当然に給水契約の利益（水道施設運営等事業の対象となる水道施設の利用料金の支払を請求する権利に係る部分に限る。）を享受する。	（略）	国土交通省
2　水道施設運営権者が水道施設運営等事業を実施する場合においては、当該水道施設運営等事業に係る業務の範囲内において、水道施設運営権者を水道事業者と、水道施設運営等事業技術管理者を水道技術管理者とみなして、第十二条、第十三条第一項（水質検査及び施設検査の実施に係る部分に限る。）及び第二項、第十七条、第二十条から第二十二条の四まで、第二十三条第一項、第二十五条の九、第三十六条第一項及び第二項、第三十七条並びに第三十九条（第二項及び第三項を除く。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、当該水道施設運営等事業に係る業務の範囲内において、水道事業者及び水道技術管理者については、これらの規定は適用せず、第二十二条の四第一項中「更新」とあるのは、「更新（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第六項に規定する運営等として行うものに限る。次項において同じ。）」とする。	（略）	国土交通省
3　前項の規定により水道施設運営権者を水道事業者とみなして第二十五条の九の規定を適用する場合における第二十五条の十一第一項の規定の適用については、同項第五号中「水道事業者」とあるのは、「水道施設運営権者」とする。	（略）	国土交通省
4　水道施設運営権者が水道施設運営等事業を実施する場合においては、当該水道施設運営等事業に係る業務の範囲内において、水道技術管理者については第十九条第二項の規定は適用せず、水道施設運営等事業技術管理者が同項各号に掲げる事項に関する全ての事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督する場合においては、水道事業者については、同条第一項の規定は、適用しない。	（略）	国土交通省
（水道施設運営等事業の開始の通知） 第二十四条の九　地方公共団体である水道事業者は、水道施設運営権者から水道施設運営等事業の開始に係る民間資金法第二十一条第三項の規定による届出を受けたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知するものとする。	（水道施設運営等事業の開始の通知） 第二十四条の九　地方公共団体である水道事業者は、水道施設運営権者から水道施設運営等事業の開始に係る民間資金法第二十一条第三項の規定による届出を受けたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に通知するものとする。	国土交通省
（水道施設運営権者に係る変更の届出） 第二十四条の十　水道施設運営権者は、次に掲げる事項に変更を生じたときは、遅滞なく、その旨を水道施設運営権を設定した地方公共団体である水道事業者及び厚生労働大臣に届け出なければならない。 一　水道施設運営権者の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 二　水道施設運営権者の水道事務所の所在地	（水道施設運営権者に係る変更の届出） 第二十四条の十　水道施設運営権者は、次に掲げる事項に変更を生じたときは、遅滞なく、その旨を水道施設運営権を設定した地方公共団体である水道事業者及び国土交通大臣に届け出なければならない。 一　水道施設運営権者の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 二　水道施設運営権者の水道事務所の所在地	国土交通省
（水道施設運営権の移転の協議） 第二十四条の十一　地方公共団体である水道事業者は、水道施設運営等事業に係る民間資金法第二十六条第二項の許可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。	（水道施設運営権の移転の協議） 第二十四条の十一　地方公共団体である水道事業者は、水道施設運営等事業に係る民間資金法第二十六条第二項の許可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議しなければならない。	国土交通省
（水道施設運営権の取消し等の要求） 第二十四条の十二　厚生労働大臣は、水道施設運営権者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した場合には、民間資金法第二十九条第一項第一号（トに係る部分に限る。）に掲げる場合に該当するとして、水道施設運営権を設定した地方公共団体である水道事業者に対して、同項の規定による処分をなすべきことを求めることができる。	（水道施設運営権の取消し等の要求） 第二十四条の十二　国土交通大臣は、水道施設運営権者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した場合には、民間資金法第二十九条第一項第一号（トに係る部分に限る。）に掲げる場合に該当するとして、水道施設運営権を設定した地方公共団体である水道事業者に対して、同項の規定による処分をなすべきことを求めることができる。	国土交通省
（水道施設運営権の取消し等の通知） 第二十四条の十三　地方公共団体である水道事業者は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知するものとする。 一　民間資金法第二十九条第一項の規定により水道施設運営権を取り消し、若しくはその行使の停止を命じたとき、又はその停止を解除したとき。 二　水道施設運営権の存続期間の満了に伴い、民間資金法第二十九条第四項の規定により、又は水道施設運営権者が水道施設運営権を放棄したことにより、水道施設運営権が消滅したとき。	（水道施設運営権の取消し等の通知） 第二十四条の十三　地方公共団体である水道事業者は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に通知するものとする。 一　民間資金法第二十九条第一項の規定により水道施設運営権を取り消し、若しくはその行使の停止を命じたとき、又はその停止を解除したとき。 二　水道施設運営権の存続期間の満了に伴い、民間資金法第二十九条第四項の規定により、又は水道施設運営権者が水道施設運営権を放棄したことにより、水道施設運営権が消滅したとき。	国土交通省
（簡易水道事業に関する特例） 第二十五条　簡易水道事業については、当該水道が、消毒設備以外の浄水施設を必要とせず、かつ、自然流下のみによつて給水することができるものであるときは、第十九条第三項の規定を適用しない。	（略）	国土交通省

改正前	改正後	所掌省庁
2　給水人口が二千人以下である簡易水道事業を経営する水道事業者は、第二十四条第一項の規定にかかわらず、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第七条に規定する市町村長との協議により、当該水道に消火栓を設置しないことができる。	（略）	国土交通省
（指定の申請） 第二十五条の二　第十六条の二第一項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。	（略）	国土交通省
2　第十六条の二第一項の指定を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を水道事業者に提出しなければならない。 一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二　当該水道事業者の給水区域について給水装置工事の事業を行う事業所（以下この節において単に「事業所」という。）の名称及び所在地並びに第二十五条の四第一項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名 三　給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数 四　その他厚生労働省令で定める事項	2　第十六条の二第一項の指定を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を水道事業者に提出しなければならない。 一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二　当該水道事業者の給水区域について給水装置工事の事業を行う事業所（以下この節において単に「事業所」という。）の名称及び所在地並びに第二十五条の四第一項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名 三　給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数 四　その他国土交通省令で定める事項	国土交通省
（指定の基準） 第二十五条の三　水道事業者は、第十六条の二第一項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。 一　事業所ごとに、第二十五条の四第一項の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。 二　厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。 三　次のいずれにも該当しない者であること。 イ　心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ハ　この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 ニ　第二十五条の十一第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者 ホ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 ヘ　法人であつて、その役員のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの	（指定の基準） 第二十五条の三　水道事業者は、第十六条の二第一項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。 一　事業所ごとに、第二十五条の四第一項の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。 二　国土交通省令で定める機械器具を有する者であること。 三　次のいずれにも該当しない者であること。 イ　心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ハ　この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 ニ　第二十五条の十一第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者 ホ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 ヘ　法人であつて、その役員のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの	国土交通省
2　水道事業者は、第十六条の二第一項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置をとらなければならない。	（略）	国土交通省
（指定の更新） 第二十五条の三の二　第十六条の二第一項の指定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。	（略）	国土交通省
2　前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。	（略）	国土交通省
3　前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。	（略）	国土交通省
4　前二条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。	（略）	国土交通省
（給水装置工事主任技術者） 第二十五条の四　指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、第三項各号に掲げる職務をさせるため、厚生労働省令で定めるところにより、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。	（給水装置工事主任技術者） 第二十五条の四　指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、第三項各号に掲げる職務をさせるため、国土交通省令で定めるところにより、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。	国土交通省
2　指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を水道事業者に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。	（略）	国土交通省
3　給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。 一　給水装置工事に関する技術上の管理 二　給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督 三　給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が第十六条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認 四　その他厚生労働省令で定める職務	3　給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。 一　給水装置工事に関する技術上の管理 二　給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督 三　給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が第十六条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認 四　その他国土交通省令で定める職務	国土交通省
4　給水装置工事に従事する者は、給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。	（略）	国土交通省
（給水装置工事主任技術者免状） 第二十五条の五　給水装置工事主任技術者免状は、給水装置工事主任技術者試験に合格した者に対し、厚生労働大臣が交付する。	（給水装置工事主任技術者免状） 第二十五条の五　給水装置工事主任技術者免状は、給水装置工事主任技術者試験に合格した者に対し、国土交通大臣及び環境大臣が交付する。	国土交通省・環境省
2　厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、給水装置工事主任技術者免状の交付を行わないことができる。 一　次項の規定により給水装置工事主任技術者免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者 二　この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者	2　国土交通大臣及び環境大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、給水装置工事主任技術者免状の交付を行わないことができる。 一　次項の規定により給水装置工事主任技術者免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者 二　この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者	国土交通省・環境省

改正前	改正後	所掌省庁
3　厚生労働大臣は、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者がこの法律に違反したときは、その給水装置工事主任技術者免状の返納を命ずることができる。	3　国土交通大臣及び環境大臣は、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者がこの法律に違反したときは、その給水装置工事主任技術者免状の返納を命ずることができる。	国土交通省・環境省
（新設）	4　給水装置工事主任技術者免状の交付、書換え交付、再交付及び返納の事務は、国土交通大臣が行う。	国土交通省
4　前三項に規定するもののほか、給水装置工事主任技術者免状の交付、書換え交付、再交付及び返納に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。	5　前各項に規定するもののほか、給水装置工事主任技術者免状の交付、書換え交付、再交付及び返納に関し必要な事項は、国土交通省令・環境省令で定める。	国土交通省・環境省
（給水装置工事主任技術者試験） 第二十五条の六　給水装置工事主任技術者試験は、給水装置工事主任技術者として必要な知識及び技能について、厚生労働大臣が行う。	（給水装置工事主任技術者試験） 第二十五条の六　給水装置工事主任技術者試験は、給水装置工事主任技術者として必要な知識及び技能について、国土交通大臣及び環境大臣が行う。	国土交通省・環境省
2　給水装置工事主任技術者試験は、給水装置工事に関して三年以上の実務の経験を有する者でなければ、受けることができない。	（略）	国土交通省・環境省
3　給水装置工事主任技術者試験の試験科目、受験手続その他給水装置工事主任技術者試験の実施細目は、厚生労働省令で定める。	3　給水装置工事主任技術者試験の試験科目、受験手続その他給水装置工事主任技術者試験の実施細目は、国土交通省令・環境省令で定める。	国土交通省・環境省
（変更の届出等） 第二十五条の七　指定給水装置工事事業者は、事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を水道事業者に届け出なければならない。	（変更の届出等） 第二十五条の七　指定給水装置工事事業者は、事業所の名称及び所在地その他国土交通省令で定める事項に変更があつたとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を水道事業者に届け出なければならない。	国土交通省
（事業の基準） 第二十五条の八　指定給水装置工事事業者は、厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。	（事業の基準） 第二十五条の八　指定給水装置工事事業者は、国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。	国土交通省
（給水装置工事主任技術者の立会い） 第二十五条の九　水道事業者は、第十七条第一項の規定による給水装置の検査を行うときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定給水装置工事事業者に対し、当該給水装置工事を施行した事業所に係る給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせることを求めることができる。	（略）	国土交通省
（報告又は資料の提出） 第二十五条の十　水道事業者は、指定給水装置工事事業者に対し、当該指定給水装置工事事業者が給水区域において施行した給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。	（略）	国土交通省
（指定の取消し） 第二十五条の十一　水道事業者は、指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十六条の二第一項の指定を取り消すことができる。 一　第二十五条の三第一項各号のいずれかに適合しなくなつたとき。 二　第二十五条の四第一項又は第二項の規定に違反したとき。 三　第二十五条の七の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 四　第二十五条の八に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従つた適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。 五　第二十五条の九の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。 六　前条の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。 七　その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。 八　不正の手段により第十六条の二第一項の指定を受けたとき。	（略）	国土交通省
2　第二十五条の三第二項の規定は、前項の場合に準用する。	（略）	国土交通省
（指定試験機関の指定） 第二十五条の十二　厚生労働大臣は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、給水装置工事主任技術者試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。	（指定試験機関の指定） 第二十五条の十二　国土交通大臣及び環境大臣は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、給水装置工事主任技術者試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。	国土交通省・環境省
2　指定試験機関の指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。	（略）	国土交通省・環境省
（指定の基準） 第二十五条の十三　厚生労働大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前条第二項の規定による申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。 一　職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。 二　前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。 三　申請者が、試験事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないこと。	（指定の基準） 第二十五条の十三　国土交通大臣及び環境大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前条第二項の規定による申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。 一　職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。 二　前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。 三　申請者が、試験事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないこと。	国土交通省・環境省
2　厚生労働大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。 一　一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。 二　第二十五条の二十四第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。 三　その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。 イ　この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者 ロ　第二十五条の十五第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者	2　国土交通大臣及び環境大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。 一　一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。 二　第二十五条の二十四第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。 三　その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。 イ　この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者 ロ　第二十五条の十五第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者	国土交通省・環境省

改正前	改正後	所掌省庁
（指定の公示等） 第二十五条の十四　厚生労働大臣は、第二十五条の十二第一項の規定による指定をしたときは、指定試験機関の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日を公示しなければならない。	（指定の公示等） 第二十五条の十四　国土交通大臣及び環境大臣は、第二十五条の十二第一項の規定による指定をしたときは、指定試験機関の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日を公示しなければならない。	国土交通省・環境省
2　指定試験機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。	2　指定試験機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣及び環境大臣に届け出なければならない。	国土交通省・環境省
3　厚生労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。	3　国土交通大臣及び環境大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。	国土交通省・環境省
（役員の選任及び解任） 第二十五条の十五　指定試験機関の役員の選任及び解任は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。	（役員の選任及び解任） 第二十五条の十五　指定試験機関の役員の選任及び解任は、国土交通大臣及び環境大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。	国土交通省・環境省
2　厚生労働大臣は、指定試験機関の役員が、この法律（これに基づく命令又は処分を含む。）若しくは第二十五条の十八第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該役員を解任すべきことを命ずることができる。	2　国土交通大臣及び環境大臣は、指定試験機関の役員が、この法律（これに基づく命令又は処分を含む。）若しくは第二十五条の十八第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該役員を解任すべきことを命ずることができる。	国土交通省・環境省
（試験委員） 第二十五条の十六　指定試験機関は、試験事務のうち、給水装置工事主任技術者として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務を行う場合には、試験委員にその事務を行わせなければならない。	（略）	国土交通省・環境省
2　指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、厚生労働省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。	2　指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、国土交通省令・環境省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。	国土交通省・環境省
3　指定試験機関は、試験委員を選任したときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。試験委員に変更があつたときも、同様とする。	3　指定試験機関は、試験委員を選任したときは、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。試験委員に変更があつたときも、同様とする。	国土交通省・環境省
4　前条第二項の規定は、試験委員の解任について準用する。	（略）	国土交通省・環境省
（秘密保持義務等） 第二十五条の十七　指定試験機関の役員若しくは職員（試験委員を含む。次項において同じ。）又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。	（略）	国土交通省・環境省
2　試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。	（略）	国土交通省・環境省
（試験事務規程） 第二十五条の十八　指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程（以下「試験事務規程」という。）を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。	（試験事務規程） 第二十五条の十八　指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程（以下「試験事務規程」という。）を定め、国土交通大臣及び環境大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。	国土交通省・環境省
2　試験事務規程で定めるべき事項は、厚生労働省令で定める。	2　試験事務規程で定めるべき事項は、国土交通省令・環境省令で定める。	国土交通省・環境省
3　厚生労働大臣は、第一項の規定により認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。	3　国土交通大臣及び環境大臣は、第一項の規定により認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。	国土交通省・環境省
（事業計画の認可等） 第二十五条の十九　指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（第二十五条の十二第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。	（事業計画の認可等） 第二十五条の十九　指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（第二十五条の十二第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、国土交通大臣及び環境大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。	国土交通省・環境省
2　指定試験機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、厚生労働大臣に提出しなければならない。	2　指定試験機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。	国土交通省・環境省
（帳簿の備付け） 第二十五条の二十　指定試験機関は、厚生労働省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。	（帳簿の備付け） 第二十五条の二十　指定試験機関は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で国土交通省令・環境省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。	国土交通省・環境省
（監督命令） 第二十五条の二十一　厚生労働大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。	（監督命令） 第二十五条の二十一　国土交通大臣及び環境大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。	国土交通省・環境省
（報告、検査等） 第二十五条の二十二　厚生労働大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。	（報告、検査等） 第二十五条の二十二　国土交通大臣及び環境大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。	国土交通省・環境省
2　前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。	（略）	国土交通省・環境省
3　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。	（略）	国土交通省・環境省
（試験事務の休廃止） 第二十五条の二十三　指定試験機関は、厚生労働大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。	（試験事務の休廃止） 第二十五条の二十三　指定試験機関は、国土交通大臣及び環境大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。	国土交通省・環境省

改正前	改正後	所掌省庁
2　厚生労働大臣は、指定試験機関の試験事務の全部又は一部の休止又は廃止により試験事務の適正かつ確実な実施が損なわれるおそれがないと認めるときでなければ、前項の規定による許可をしてはならない。	2　国土交通大臣及び環境大臣は、指定試験機関の試験事務の全部又は一部の休止又は廃止により試験事務の適正かつ確実な実施が損なわれるおそれがないと認めるときでなければ、前項の規定による許可をしてはならない。	国土交通省・環境省
3　厚生労働大臣は、第一項の規定による許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。	3　国土交通大臣及び環境大臣は、第一項の規定による許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。	国土交通省・環境省
（指定の取消し等） 第二十五条の二十四　厚生労働大臣は、指定試験機関が第二十五条の十三第二項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。	（指定の取消し等） 第二十五条の二十四　国土交通大臣及び環境大臣は、指定試験機関が第二十五条の十三第二項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。	国土交通省・環境省
2　厚生労働大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 一　第二十五条の十三第一項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。 二　第二十五条の十五第二項（第二十五条の十六第四項において準用する場合を含む。）、第二十五条の十八第三項又は第二十五条の二十一の規定による命令に違反したとき。 三　第二十五条の十六第一項、第二十五条の十九、第二十五条の二十又は前条第一項の規定に違反したとき。 四　第二十五条の十八第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。 五　不正な手段により指定試験機関の指定を受けたとき。	2　国土交通大臣及び環境大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 一　第二十五条の十三第一項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。 二　第二十五条の十五第二項（第二十五条の十六第四項において準用する場合を含む。）、第二十五条の十八第三項又は第二十五条の二十一の規定による命令に違反したとき。 三　第二十五条の十六第一項、第二十五条の十九、第二十五条の二十又は前条第一項の規定に違反したとき。 四　第二十五条の十八第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。 五　不正な手段により指定試験機関の指定を受けたとき。	国土交通省・環境省
3　厚生労働大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。	3　国土交通大臣及び環境大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。	国土交通省・環境省
（指定等の条件） 第二十五条の二十五　第二十五条の十二第一項、第二十五条の十五第一項、第二十五条の十八第一項、第二十五条の十九第一項又は第二十五条の二十三第一項の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。	（略）	国土交通省・環境省
（厚生労働大臣による試験事務の実施） 第二十五条の二十六　厚生労働大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、試験事務を行わないものとする。	（国土交通大臣及び環境大臣による試験事務の実施） 第二十五条の二十六　国土交通大臣及び環境大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、試験事務を行わないものとする。	国土交通省・環境省
2　厚生労働大臣は、指定試験機関が第二十五条の二十三第一項の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第二十五条の二十四第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。	2　国土交通大臣及び環境大臣は、指定試験機関が第二十五条の二十三第一項の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第二十五条の二十四第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。	国土交通省・環境省
3　厚生労働大臣は、前項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするときは、その旨を公示しなければならない。	3　国土交通大臣及び環境大臣は、前項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするときは、その旨を公示しなければならない。	国土交通省・環境省
（厚生労働省令への委任） 第二十五条の二十七　この法律に規定するもののほか、指定試験機関及びその行う試験事務並びに試験事務の引継ぎに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。	（国土交通省令・環境省令への委任） 第二十五条の二十七　この法律に規定するもののほか、指定試験機関及びその行う試験事務並びに試験事務の引継ぎに関し必要な事項は、国土交通省令・環境省令で定める。	国土交通省・環境省
（事業の認可） 第二十六条　水道用水供給事業を経営しようとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。	（事業の認可） 第二十六条　水道用水供給事業を経営しようとする者は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。	国土交通省
（認可の申請） 第二十七条　水道用水供給事業経営の認可の申請をするには、申請書に、事業計画書、工事設計書その他厚生労働省令で定める書類（図面を含む。）を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。	（認可の申請） 第二十七条　水道用水供給事業経営の認可の申請をするには、申請書に、事業計画書、工事設計書その他国土交通省令で定める書類（図面を含む。）を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。	国土交通省
2　前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一　申請者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名） 二　水道事務所の所在地	（略）	国土交通省
3　水道用水供給事業者は、前項に規定する申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。	3　水道用水供給事業者は、前項に規定する申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。	国土交通省
4　第一項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一　給水対象及び給水量 二　水道施設の概要 三　給水開始の予定年月日 四　工事費の予定総額及びその予定財源 五　経常収支の概算 六　その他厚生労働省令で定める事項	4　第一項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一　給水対象及び給水量 二　水道施設の概要 三　給水開始の予定年月日 四　工事費の予定総額及びその予定財源 五　経常収支の概算 六　その他国土交通省令で定める事項	国土交通省
5　第一項の工事設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一　一日最大給水量及び一日平均給水量 二　水源の種別及び取水地点 三　水源の水量の概算及び水質試験の結果 四　水道施設の位置（標高及び水位を含む。）、規模及び構造 五　浄水方法 六　工事の着手及び完了の予定年月日 七　その他厚生労働省令で定める事項	5　第一項の工事設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一　一日最大給水量及び一日平均給水量 二　水源の種別及び取水地点 三　水源の水量の概算及び水質試験の結果 四　水道施設の位置（標高及び水位を含む。）、規模及び構造 五　浄水方法 六　工事の着手及び完了の予定年月日 七　その他国土交通省令で定める事項	国土交通省

改正前	改正後	所掌省庁
（認可基準） 第二十八条　水道用水供給事業経営の認可は、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認められるときでなければ、与えてはならない。 一　当該水道用水供給事業の計画が確実かつ合理的であること。 二　水道施設の工事の設計が第五条の規定による施設基準に適合すること。 三　地方公共団体以外の者の申請に係る水道用水供給事業にあつては、当該事業を遂行するに足りる経理的基礎があること。 四　その他当該水道用水供給事業の開始が公益上必要であること。	（略）	国土交通省
2　前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。	2　前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、国土交通省令で定める。	国土交通省
（附款） 第二十九条　厚生労働大臣は、地方公共団体以外の者に対して水道用水供給事業経営の認可を与える場合には、これに必要な条件を附することができる。	（認可の条件） 第二十九条　国土交通大臣は、地方公共団体以外の者に対して水道用水供給事業経営の認可を与える場合には、これに必要な条件を付することができる。	国土交通省
2　第九条第二項の規定は、前項の条件について準用する。	（略）	国土交通省
（事業の変更） 第三十条　水道用水供給事業者は、給水対象若しくは給水量を増加させ、又は水源の種別、取水地点若しくは浄水方法を変更しようとするとき（次の各号のいずれかに該当するときを除く。）は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。 一　その変更が厚生労働省令で定める軽微なものであるとき。 二　その変更が他の水道用水供給事業の全部を譲り受けることに伴うものであるとき。	（事業の変更） 第三十条　水道用水供給事業者は、給水対象若しくは給水量を増加させ、又は水源の種別、取水地点若しくは浄水方法を変更しようとするとき（次の各号のいずれかに該当するときを除く。）は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。 一　その変更が国土交通省令で定める軽微なものであるとき。 二　その変更が他の水道用水供給事業の全部を譲り受けることに伴うものであるとき。	国土交通省
2　前三条の規定は、前項の認可について準用する。	（略）	国土交通省
3　水道用水供給事業者は、第一項各号のいずれかに該当する変更を行うときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。	3　水道用水供給事業者は、第一項各号のいずれかに該当する変更を行うときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。	国土交通省
（準用） 第三十一条　第十一条第一項及び第三項、第十二条、第十三条、第十五条第二項、第十九条（第二項第三号を除く。）、第二十条から第二十三条まで、第二十四条の二、第二十四条の三（第七項を除く。）、第二十四条の四、第二十四条の五、第二十四条の六（第一項第二号を除く。）、第二十四条の七、第二十四条の八（第三項を除く。）、第二十四条の九から第二十四条の十三までの規定は、水道用水供給事業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 表（略）	（略）	国土交通省・環境省
（確認） 第三十二条　専用水道の布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、当該工事の設計が第五条の規定による施設基準に適合するものであることについて、都道府県知事の確認を受けなければならない。	（略）	国土交通省
（確認の申請） 第三十三条　前条の確認の申請をするには、申請書に、工事設計書その他厚生労働省令で定める書類（図面を含む。）を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。	（確認の申請） 第三十三条　前条の確認の申請をするには、申請書に、工事設計書その他国土交通省令で定める書類（図面を含む。）を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。	国土交通省
2　前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一　申請者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名） 二　水道事務所の所在地	（略）	国土交通省
3　専用水道の設置者は、前項に規定する申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	（略）	国土交通省
4　第一項の工事設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一　一日最大給水量及び一日平均給水量 二　水源の種別及び取水地点 三　水源の水量の概算及び水質試験の結果 四　水道施設の概要 五　水道施設の位置（標高及び水位を含む。）、規模及び構造 六　浄水方法 七　工事の着手及び完了の予定年月日 八　その他厚生労働省令で定める事項	4　第一項の工事設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一　一日最大給水量及び一日平均給水量 二　水源の種別及び取水地点 三　水源の水量の概算及び水質試験の結果 四　水道施設の概要 五　水道施設の位置（標高及び水位を含む。）、規模及び構造 六　浄水方法 七　工事の着手及び完了の予定年月日 八　その他国土交通省令で定める事項	国土交通省
5　都道府県知事は、第一項の申請を受理した場合において、当該工事の設計が第五条の規定による施設基準に適合することを確認したときは、申請者にその旨を通知し、適合しないと認めたとき、又は申請書の添附書類によつては適合するかしないかを判断することができないときは、その適合しない点を指摘し、又はその判断することができない理由を附して、申請者にその旨を通知しなければならない。	5　都道府県知事は、第一項の申請を受理した場合において、当該工事の設計が第五条の規定による施設基準に適合することを確認したときは、申請者にその旨を通知し、適合しないと認めたとき、又は申請書の添付書類によつては適合するかしないかを判断することができないときは、その適合しない点を指摘し、又はその判断することができない理由を付して、申請者にその旨を通知しなければならない。	国土交通省
6　前項の通知は、第一項の申請を受理した日から起算して三十日以内に、書面をもつてしなければならない。	（略）	国土交通省

改正前	改正後	所掌省庁
（準用） 第三十四条　第十三条、第十九条（第二項第三号及び第七号を除く。）、第二十条から第二十二条の二まで、第二十三条及び第二十四条の三（第七項を除く。）の規定は、専用水道の設置者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 表（略）	（略）	国土交通省
2　一日最大給水量が千立方メートル以下である専用水道については、当該水道が消毒設備以外の浄水施設を必要とせず、かつ、自然流下のみによつて給水することができるものであるときは、前項の規定にかかわらず、第十九条第三項の規定を準用しない。	（略）	国土交通省
第三十四条の二　簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。	第三十四条の二　簡易専用水道の設置者は、国土交通省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。	国土交通省
2　簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。	2　簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、国土交通省令（簡易専用水道により供給される水の水質の検査に関する事項については、環境省令）の定めるところにより、定期に、地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。	国土交通省・環境省
（検査の義務） 第三十四条の三　前条第二項の登録を受けた者は、簡易専用水道の管理の検査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、簡易専用水道の管理の検査を行わなければならない。	（略）	国土交通省・環境省
（準用） 第三十四条の四　第二十条の二から第二十条の五までの規定は第三十四条の二第二項の登録について、第二十条の六第二項の規定は簡易専用水道の管理の検査について、第二十条の七から第二十条の十六までの規定は第三十四条の二第二項の登録を受けた者について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 表（略）	（略）	国土交通省・環境省
（認可の取消し） 第三十五条　厚生労働大臣は、水道事業者又は水道用水供給事業者が、正当な理由がなくて、事業認可の申請書に添附した工事設計書に記載した工事着手の予定年月日の経過後一年以内に工事に着手せず、若しくは工事完了の予定年月日の経過後一年以内に工事を完了せず、又は事業計画書に記載した給水開始の予定年月日の経過後一年以内に給水を開始しないときは、事業の認可を取り消すことができる。この場合において、工事完了の予定年月日の経過後一年を経過した時に一部の工事を完了していたときは、その工事を完了していない部分について事業の認可を取り消すこともできる。	（認可の取消し） 第三十五条　国土交通大臣は、水道事業者又は水道用水供給事業者が、正当な理由がなくて、事業認可の申請書に添付した工事設計書に記載した工事着手の予定年月日の経過後一年以内に工事に着手せず、若しくは工事完了の予定年月日の経過後一年以内に工事を完了せず、又は事業計画書に記載した給水開始の予定年月日の経過後一年以内に給水を開始しないときは、事業の認可を取り消すことができる。この場合において、工事完了の予定年月日の経過後一年を経過した時に一部の工事を完了していたときは、その工事を完了していない部分について事業の認可を取り消すこともできる。	国土交通省
2　地方公共団体以外の水道事業者について前項に規定する理由があるときは、当該水道事業の給水区域をその区域に含む市町村は、厚生労働大臣に同項の処分をなすべきことを求めることができる。	2　地方公共団体以外の水道事業者について前項に規定する理由があるときは、当該水道事業の給水区域をその区域に含む市町村は、国土交通大臣に同項の処分をなすべきことを求めることができる。	国土交通省
3　厚生労働大臣は、地方公共団体である水道事業者又は水道用水供給事業者に対して第一項の処分をするには、当該水道事業者又は水道用水供給事業者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面をもつて弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知しなければならない。	3　国土交通大臣は、地方公共団体である水道事業者又は水道用水供給事業者に対して第一項の処分をするには、当該水道事業者又は水道用水供給事業者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面をもつて弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知しなければならない。	国土交通省
（改善の指示等） 第三十六条　厚生労働大臣は水道事業又は水道用水供給事業について、都道府県知事は専用水道について、当該水道施設が第五条の規定による施設基準に適合しなくなつたと認め、かつ、国民の健康を守るため緊急に必要があると認めるときは、当該水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該施設を改善すべき旨を指示することができる。	（改善の指示等） 第三十六条　国土交通大臣は水道事業又は水道用水供給事業について、都道府県知事は専用水道について、当該水道施設が第五条の規定による施設基準に適合しなくなつたと認め、かつ、国民の健康を守るため緊急に必要があると認めるときは、当該水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該施設を改善すべき旨を指示することができる。	国土交通省
2　厚生労働大臣は水道事業又は水道用水供給事業について、都道府県知事は専用水道について、水道技術管理者がその職務を怠り、警告を発したにもかかわらずなお継続して職務を怠つたときは、当該水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は専用水道の設置者に対して、水道技術管理者を変更すべきことを勧告することができる。	2　国土交通大臣は水道事業又は水道用水供給事業について、都道府県知事は専用水道について、水道技術管理者がその職務を怠り、警告を発したにもかかわらずなお継続して職務を怠つたときは、当該水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は専用水道の設置者に対して、水道技術管理者を変更すべきことを勧告することができる。	国土交通省
3　都道府県知事は、簡易専用水道の管理が第三十四条の二第一項の厚生労働省令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該簡易専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該簡易専用水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を採るべき旨を指示することができる。	3　都道府県知事は、簡易専用水道の管理が第三十四条の二第一項の国土交通省令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該簡易専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該簡易専用水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を採るべき旨を指示することができる。	国土交通省
（給水停止命令） 第三十七条　厚生労働大臣は水道事業者又は水道用水供給事業者が、都道府県知事は専用水道又は簡易専用水道の設置者が、前条第一項又は第三項の規定に基づく指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。同条第二項の規定に基づく勧告に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときも、同様とする。	（給水停止命令） 第三十七条　国土交通大臣は水道事業者又は水道用水供給事業者が、都道府県知事は専用水道又は簡易専用水道の設置者が、前条第一項又は第三項の規定に基づく指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。同条第二項の規定に基づく勧告に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときも、同様とする。	国土交通省

改正前	改正後	所掌省庁
（供給条件の変更） 第三十八条　厚生労働大臣は、地方公共団体以外の水道事業者の料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件が、社会的経済的事情の変動等により著しく不適当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、当該水道事業者に対し、相当の期間を定めて、供給条件の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。	（供給条件の変更） 第三十八条　国土交通大臣は、地方公共団体以外の水道事業者の料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件が、社会的経済的事情の変動等により著しく不適当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、当該水道事業者に対し、相当の期間を定めて、供給条件の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。	国土交通省
2　厚生労働大臣は、水道事業者が前項の期間内に同項の申請をしないときは、供給条件を変更することができる。	2　国土交通大臣は、水道事業者が前項の期間内に同項の申請をしないときは、供給条件を変更することができる。	国土交通省
（報告の徴収及び立入検査） 第三十九条　厚生労働大臣は、水道（水道事業等の用に供するものに限る。以下この項において同じ。）の布設若しくは管理又は水道事業若しくは水道用水供給事業の適正を確保するために必要があると認めるときは、水道事業者若しくは水道用水供給事業者から工事の施行状況若しくは事業の実施状況について必要な報告を徴し、又は当該職員をして水道の工事現場、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施行状況、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第四十条第八項において同じ。）を検査させることができる。	（報告の徴収及び立入検査） 第三十九条　国土交通大臣は、水道（水道事業等の用に供するものに限る。以下この項において同じ。）の布設若しくは管理又は水道事業若しくは水道用水供給事業の適正を確保するために必要があると認めるときは、水道事業者若しくは水道用水供給事業者から工事の施行状況若しくは事業の実施状況について必要な報告を徴し、又は当該職員をして水道の工事現場、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施行状況、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第四十条第八項において同じ。）を検査させることができる。	国土交通省
2　都道府県知事は、水道（水道事業等の用に供するものを除く。以下この項において同じ。）の布設又は管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、専用水道の設置者から工事の施行状況若しくは専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして水道の工事現場、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施行状況、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。	（略）	国土交通省
3　都道府県知事は、簡易専用水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、簡易専用水道の設置者から簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして簡易専用水道の用に供する施設の在る場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。	（略）	国土交通省
4　前三項の規定により立入検査を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。	（略）	国土交通省
5　第一項、第二項又は第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	（略）	国土交通省
（災害その他非常の場合における連携及び協力の確保） 第三十九条の二　国、都道府県、市町村及び水道事業者等並びにその他の関係者は、災害その他非常の場合における応急の給水及び速やかな水道施設の復旧を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。	（略）	国土交通省
（水道用水の緊急応援） 第四十条　都道府県知事は、災害その他非常の場合において、緊急に水道用水を補給することが公共の利益を保護するために必要であり、かつ、適切であると認めるときは、水道事業者又は水道用水供給事業者に対して、期間、水量及び方法を定めて、水道施設内に取り入れた水を他の水道事業者又は水道用水供給事業者に供給すべきことを命ずることができる。	（略）	国土交通省
2　厚生労働大臣は、前項に規定する都道府県知事の権限に属する事務について、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、都道府県知事に対し同項の事務を行うことを指示することができる。	2　国土交通大臣は、前項に規定する都道府県知事の権限に属する事務について、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、都道府県知事に対し同項の事務を行うことを指示することができる。	国土交通省
3　第一項の場合において、都道府県知事が同項に規定する権限に属する事務を行うことができないと厚生労働大臣が認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該事務は厚生労働大臣が行う。	3　第一項の場合において、都道府県知事が同項に規定する権限に属する事務を行うことができないと国土交通大臣が認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該事務は国土交通大臣が行う。	国土交通省
4　第一項及び前項の場合において、供給の対価は、当事者間の協議によつて定める。協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、都道府県知事が供給に要した実費の額を基準として裁定する。	（略）	国土交通省
5　第一項及び前項に規定する都道府県知事の権限に属する事務は、需要者たる水道事業者又は水道用水供給事業者に係る第四十八条の規定による管轄都道府県知事と、供給者たる水道事業者又は水道用水供給事業者に係る同条の規定による管轄都道府県知事とが異なるときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、厚生労働大臣が行う。	5　第一項及び前項に規定する都道府県知事の権限に属する事務は、需要者たる水道事業者又は水道用水供給事業者に係る第四十八条の規定による管轄都道府県知事と、供給者たる水道事業者又は水道用水供給事業者に係る同条の規定による管轄都道府県知事とが異なるときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、国土交通大臣が行う。	国土交通省
6　第四項の規定による裁定に不服がある者は、その裁定を受けた日から六箇月以内に、訴えをもつて供給の対価の増減を請求することができる。	（略）	国土交通省
7　前項の訴においては、供給の他の当事者をもつて被告とする。	（略）	国土交通省
8　都道府県知事は、第一項及び第四項の事務を行うために必要があると認めるときは、水道事業者若しくは水道用水供給事業者から、事業の実施状況について必要な報告を徴し、又は当該職員をして、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。	（略）	国土交通省
9　第三十九条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による都道府県知事の行う事務について準用する。この場合において、同条第四項中「前三項」とあり、及び同条第五項中「第一項、第二項又は第三項」とあるのは、「第四十条第八項」と読み替えるものとする。	（略）	国土交通省
（合理化の勧告） 第四十一条　厚生労働大臣は、二以上の水道事業者間若しくは二以上の水道用水供給事業者間又は水道事業者と水道用水供給事業者との間において、その事業を一体として経営し、又はその給水区域の調整を図ることが、給水区域、給水人口、給水量、水源等に照らし合理的であり、かつ、著しく公共の利益を増進すると認めるときは、関係者に対しその旨の勧告をすることができる。	（合理化の勧告） 第四十一条　国土交通大臣は、二以上の水道事業者間若しくは二以上の水道用水供給事業者間又は水道事業者と水道用水供給事業者との間において、その事業を一体として経営し、又はその給水区域の調整を図ることが、給水区域、給水人口、給水量、水源等に照らし合理的であり、かつ、著しく公共の利益を増進すると認めるときは、関係者に対しその旨の勧告をすることができる。	国土交通省

改正前	改正後	所掌省庁
（地方公共団体による買収） 第四十二条　地方公共団体は、地方公共団体以外の者がその区域内に給水区域を設けて水道事業を経営している場合において、当該水道事業者が第三十六条第一項の規定による施設の改善の指示に従わないとき、又は公益の必要上当該給水区域をその区域に含む市町村から給水区域を拡張すべき旨の要求があつたにもかかわらずこれに応じないとき、その他その区域内において自ら水道事業を経営することが公益の増進のために適正かつ合理的であると認めるときは、厚生労働大臣の認可を受けて、当該水道事業者から当該水道の水道施設及びこれに付随する土地、建物その他の物件並びに水道事業を経営するために必要な権利を買収することができる。	（地方公共団体による買収） 第四十二条　地方公共団体は、地方公共団体以外の者がその区域内に給水区域を設けて水道事業を経営している場合において、当該水道事業者が第三十六条第一項の規定による施設の改善の指示に従わないとき、又は公益の必要上当該給水区域をその区域に含む市町村から給水区域を拡張すべき旨の要求があつたにもかかわらずこれに応じないとき、その他その区域内において自ら水道事業を経営することが公益の増進のために適正かつ合理的であると認めるときは、国土交通大臣の認可を受けて、当該水道事業者から当該水道の水道施設及びこれに付随する土地、建物その他の物件並びに水道事業を経営するために必要な権利を買収することができる。	国土交通省
2　地方公共団体は、前項の規定により水道施設等を買収しようとするときは、買収の範囲、価額及びその他の買収条件について、当該水道事業者と協議しなければならない。	（略）	国土交通省
3　前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、厚生労働大臣が裁定する。この場合において、買収価額については、時価を基準とするものとする。	3　前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、国土交通大臣が裁定する。この場合において、買収価額については、時価を基準とするものとする。	国土交通省
4　前項の規定による裁定があつたときは、裁定の効果については、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）に定める収用の効果の例による。	（略）	国土交通省
5　第三項の規定による裁定のうち買収価額に不服がある者は、その裁定を受けた日から六箇月以内に、訴えをもつてその増減を請求することができる。	（略）	国土交通省
6　前項の訴においては、買収の他の当事者をもつて被告とする。	（略）	国土交通省
7　第三項の規定による裁定についての審査請求においては、買収価額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。	（略）	国土交通省
（水源の汚濁防止のための要請等） 第四十三条　水道事業者又は水道用水供給事業者は、水源の水質を保全するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対して、水源の水質の汚濁の防止に関し、意見を述べ、又は適当な措置を講ずべきことを要請することができる。	（略）	国土交通省・環境省
（国庫補助） 第四十四条　国は、水道事業又は水道用水供給事業を経営する地方公共団体に対し、その事業に要する費用のうち政令で定めるものについて、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、その一部を補助することができる。	（略）	国土交通省
（国の特別な助成） 第四十五条　国は、地方公共団体が水道施設の新設、増設若しくは改造又は災害の復旧を行う場合には、これに必要な資金の融通又はそのあつせんにつとめなければならない。	（略）	国土交通省
（研究等の推進） 第四十五条の二　国は、水道に係る施設及び技術の研究、水質の試験及び研究、日常生活の用に供する水の適正かつ合理的な供給及び利用に関する調査及び研究その他水道に関する研究及び試験並びに調査の推進に努めるものとする。	（略）	国土交通省・環境省
（手数料） 第四十五条の三　給水装置工事主任技術者免状の交付、書換え交付又は再交付を受けようとする者は、国に、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。	（略）	国土交通省
2　給水装置工事主任技術者試験を受けようとする者は、国（指定試験機関が試験事務を行う場合にあつては、指定試験機関）に、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。	（略）	国土交通省
3　前項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。	（略）	国土交通省
（新設）	（意見聴取等） 第四十五条の四　国土交通大臣は、次に掲げる行為をしようとするときは、環境大臣の水道により供給される水の水質の保全又は水道の衛生の見地からの意見を聴かなければならない。 一　第五条第四項の規定、第七条第一項若しくは第五項第八号若しくは第八条第二項の規定（これらの規定を第十条第二項において準用する場合を含む。）、第十条第一項第一号若しくは第三項の規定、第十三条第一項の規定（第三十一条又は第三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第二十七条第一項若しくは第五項第七号若しくは第二十八条第二項の規定（これらの規定を第三十条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項第一号若しくは第三項の規定、第三十三条第一項若しくは第四項第八号の規定（これらの規定を第五十条第三項において準用する場合を含む。）又は第三十四条の二の規定に規定する国土交通省令の制定又は改廃 二　基本方針の策定又は変更 三　第六条第一項、第十条第一項、第二十六条又は第三十条第一項の規定による認可 四　第五十条第三項において準用する第三十三条第五項の規定による通知	国土交通省・環境省
（新設）	2　環境大臣は、この法律に基づく環境省令を制定し、又は改廃しようとするときは、国土交通大臣の意見を聴かなければならない。	国土交通省・環境省
（新設）	3　国土交通大臣は、第十条第三項、第十三条第一項（第三十一条において準用する場合を含む。）若しくは第三十条第三項の規定による届出又は国の設置する専用水道に係る第三十四条第一項において準用する第十三条第一項の規定による届出を受けたときは、遅滞なく、その内容を環境大臣に通知するものとする。	国土交通省・環境省
（新設）	4　国土交通大臣は、必要があると認めるときは、環境大臣に対し、この法律に基づく環境省令を制定し、又は改廃することを求めることができる。	国土交通省・環境省

改正前	改正後	所掌省庁
（新設）	5　環境大臣は、水道により供給される水の水質の保全又は水道の衛生の見地から必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、次に掲げる行為をすることを求めることができる。 一　第一項第一号又は第二号に掲げる行為 二　水道事業若しくは水道用水供給事業又は国の設置する専用水道に係る第三十六条第一項の規定による指示、同条第二項の規定による勧告、第三十七条の規定による命令又は第三十九条第一項若しくは第二項の規定による報告の徴収若しくは立入検査 三　国の設置する簡易専用水道に係る第三十六条第三項の規定による指示、第三十七条の規定による命令又は第三十九条第三項の規定による報告の徴収若しくは立入検査	国土交通省・環境省
（新設）	（国土交通大臣と環境大臣の連携） 第四十五条の五　国土交通大臣及び環境大臣は、水道に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携の確保に努めるものとする。	国土交通省・環境省
（都道府県が処理する事務） 第四十六条　この法律に規定する厚生労働大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。	（都道府県が処理する事務） 第四十六条　この法律に規定する国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。	国土交通省
2　この法律（第三十二条、第三十三条第一項、第三項及び第五項、第三十四条第一項において準用する第十三条第一項及び第二十四条の三第二項、第三十六条、第三十七条並びに第三十九条第二項及び第三項に限る。）の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）で定めるところにより、町村長が行うこととすることができる。	（略）	国土交通省
第四十七条　削除	（権限の委任） 第四十七条　この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。	国土交通省
（管轄都道府県知事） 第四十八条　この法律又はこの法律に基づく政令の規定により都道府県知事の権限に属する事務は、第三十九条（立入検査に関する部分に限る。）及び第四十条に定めるものを除き、水道事業、専用水道及び簡易専用水道について当該事業又は水道により水が供給される区域が二以上の都道府県の区域にまたがる場合及び水道用水供給事業について当該事業から用水の供給を受ける水道事業により水が供給される区域が二以上の都道府県の区域にまたがる場合は、政令で定めるところにより関係都道府県知事が行う。	（略）	国土交通省
（市又は特別区に関する読替え等） 第四十八条の二　市又は特別区の区域においては、第三十二条、第三十三条第一項、第三項及び第五項、第三十四条第一項において準用する第十三条第一項及び第二十四条の三第二項、第三十六条、第三十七条並びに第三十九条第二項及び第三項中「都道府県知事」とあるのは、「市長」又は「区長」と読み替えるものとする。	（略）	国土交通省・環境省
2　前項の規定により読み替えられた場合における前条の規定の適用については、市長又は特別区の区長を都道府県知事と、市又は特別区を都道府県とみなす。	（略）	国土交通省・環境省
（審査請求） 第四十八条の三　指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為については、厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。	（審査請求） 第四十八条の三　指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為については、国土交通大臣及び環境大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、国土交通大臣及び環境大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。	国土交通省・環境省
（特別区に関する読替） 第四十九条　特別区の存する区域においては、この法律中「市町村」とあるのは、「都」と読み替えるものとする。	（略）	国土交通省・環境省
（国の設置する専用水道に関する特例） 第五十条　この法律中専用水道に関する規定は、第五十二条、第五十三条、第五十四条、第五十五条及び第五十六条の規定を除き、国の設置する専用水道についても適用されるものとする。	（略）	国土交通省
2　国の行う専用水道の布設工事については、あらかじめ厚生労働大臣に当該工事の設計を届け出で、厚生労働大臣からその設計が第五条の規定による施設基準に適合する旨の通知を受けたときは、第三十二条の規定にかかわらず、その工事に着手することができる。	2　国の行う専用水道の布設工事については、あらかじめ国土交通大臣に当該工事の設計を届け出て、国土交通大臣からその設計が第五条の規定による施設基準に適合する旨の通知を受けたときは、第三十二条の規定にかかわらず、その工事に着手することができる。	国土交通省
3　第三十三条の規定は、前項の規定による届出及び厚生労働大臣がその届出を受けた場合における手続について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「申請書」とあるのは、「届出書」と読み替えるものとする。	3　第三十三条の規定は、前項の規定による届出及び国土交通大臣がその届出を受けた場合における手続について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「申請書」とあるのは、「届出書」と読み替えるものとする。	国土交通省
4　国の設置する専用水道については、第三十四条第一項において準用する第十三条第一項及び第二十四条の三第二項並びに前章に定める都道府県知事（第四十八条の二第一項の規定により読み替えられる場合にあつては、市長又は特別区の区長）の権限に属する事務は、厚生労働大臣が行う。	4　国の設置する専用水道については、第三十四条第一項において準用する第十三条第一項及び第二十四条の三第二項並びに前章に定める都道府県知事（第四十八条の二第一項の規定により読み替えられる場合にあつては、市長又は特別区の区長）の権限に属する事務は、国土交通大臣が行う。	国土交通省
（国の設置する簡易専用水道に関する特例） 第五十条の二　この法律中簡易専用水道に関する規定は、第五十三条、第五十四条、第五十五条及び第五十六条の規定を除き、国の設置する簡易専用水道についても適用されるものとする。	（略）	国土交通省・環境省

改正前	改正後	所掌省庁
2　国の設置する簡易専用水道については、第三十六条第三項、第三十七条及び第三十九条第三項に定める都道府県知事（第四十八条の二第一項の規定により読み替えられる場合にあつては、市長又は特別区の区長）の権限に属する事務は、厚生労働大臣が行う。	2　国の設置する簡易専用水道については、第三十六条第三項、第三十七条及び第三十九条第三項に定める都道府県知事（第四十八条の二第一項の規定により読み替えられる場合にあつては、市長又は特別区の区長）の権限に属する事務は、国土交通大臣が行う。	国土交通省・環境省
（経過措置） 第五十条の三　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。	（略）	国土交通省・環境省

水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律

改正前	改正後	所掌省庁
（目的） 第一条　この法律は、水道原水の水質の保全に資する事業の実施を促進する措置を講ずることにより、安全かつ良質な水道水の供給を確保し、もって公衆衛生の向上及び生活環境の改善に寄与することを目的とする。	（略）	国土交通省・環境省
（定義） 第二条　この法律において「水道事業者」とは、水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第六条第一項の規定による認可を受けて同法第三条第二項に規定する水道事業（同条第五項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水のみをその用に供するものを除く。）を経営する者及び同条第五項に規定する水道用水供給事業者をいう。	（略）	国土交通省・環境省
2　この法律において「水道原水」とは、水道事業者が河川から取水施設により取り入れた前項の水道事業又は水道用水供給事業（水道法第三条第四項に規定する水道用水供給事業をいう。第十四条第二項において同じ。）のための原水をいう。	（略）	国土交通省・環境省
3　この法律において「取水地点」とは、水道原水に係る取水施設が設置されている地点をいう。	（略）	国土交通省・環境省
4　この法律において「水道原水水質保全事業」とは、次に掲げる事業をいう。 一　下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第二号に規定する下水道の整備に関する事業 二　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定するし尿処理施設（市町村が同法第六条の二第一項の規定によりし尿及び雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。以下同じ。）の処理を行うために設置するものであって、し尿及び雑排水を管渠きよによって収集するものに限る。）の整備に関する事業 三　浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第二条第一号に規定する浄化槽（次号において「浄化槽」という。）であって、し尿及び雑排水を集合して処理するものの整備に関する事業 四　浄化槽であって、し尿及び雑排水を各戸ごと（共同住宅にあっては、各共同住宅ごと）に処理するものの整備に関する事業 五　畜産農業の用に供する施設の整備に関する事業のうち、家畜のふん尿を堆肥その他の肥料とするための施設の整備に関する事業（地方公共団体が行うものに限る。） 六　水道法第三条第一項に規定する水道の用に供する土地に隣接する土地であって、水道原水の水質の保全のために重要なものの取得に関する事業（地方公共団体が行うものに限る。） 七　河川（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川（同法第百条の規定により同法の二級河川に関する規定が準用される河川を含む。）をいう。第四条第四項及び第七条第二項において同じ。）に関する事業（次に掲げるものを除く。）のうち、しゅんせつ事業、導水事業その他の水道原水の水質の保全に資するもの（以下「河川水道原水水質保全事業」という。） イ　特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第二条第一項（沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第九十九条第六項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する多目的ダムの建設工事に関する事業 ロ　独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十二条第一項第一号若しくは第二号（同号イに係る部分に限る。）又は附則第四条第一項に規定する業務に該当する事業 八　その他水道原水の水質の保全に資する事業であって、政令で定めるもの	（略）	国土交通省・環境省
（基本方針） 第三条　主務大臣は、水道原水の水質の保全を図るための水道原水水質保全事業の実施の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。	（略）	国土交通省・環境省
2　基本方針においては、次に掲げる事項につき、第五条第一項の都道府県計画及び第七条第一項の河川管理者事業計画の指針となるべきものを定めるものとする。 一　水道原水水質保全事業の実施の促進に関する基本的な事項 二　水道原水水質保全事業の内容に関する事項 三　水道原水水質保全事業の実施区域に関する事項 四　水道原水水質保全事業に係る水道事業者の費用の負担に関する事項 五　その他水道原水水質保全事業の実施に際し配慮すべき重要事項	（略）	国土交通省・環境省
3　基本方針は、特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成六年法律第九号。以下「特別措置法」という。）第三条第一項に規定する基本方針との調和が保たれたものでなければならない。	（略）	国土交通省・環境省
4　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。	（略）	国土交通省・環境省
5　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。	（略）	国土交通省・環境省

（水道事業者等の要請等） 第四条　水道事業者は、水道原水の水質の汚濁によりその供給する水道水が水道法第四条第一項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなるおそれがある場合において、当該水道原水の水質の汚濁の状況に応じた措置を講ずることが困難であるときは、政令で定めるところにより、当該水道水に係る水道事業（第二条第一項の水道事業又は同法第三条第五項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水をその用に供する同条第二項に規定する水道事業をいう。次項において同じ。）の給水区域（同法第三条第十二項に規定する給水区域をいう。次項において同じ。）をその区域に含む都道府県に対し、当該水道原水の水質の保全に資する水道原水水質保全事業の実施を促進することを要請することができる。	（略）	国土交通省・環境省
２　水道事業者が特別措置法第四条第二項の規定による要請をしたとき（同項の都府県が同項の水道水に係る水道事業の給水区域をその区域に含む都府県（以下この項において「給水対象都府県」という。）と異なる場合においては、同項の都府県の知事から給水対象都府県の知事に対し当該要請があった旨の通知がされたときに限る。）は、当該水道事業者は、前項の規定による要請をしたものとみなす。	（略）	国土交通省・環境省
３　都府県は、第一項の規定による要請があった場合において、当該要請に係る水道原水（以下「対象水道原水」という。）の水質の汚濁の状況及びその原因等からみて、他の都府県の区域内において水道原水水質保全事業（河川水道原水水質保全事業を除く。以下「地域水道原水水質保全事業」という。）の実施の促進が図られる必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該区域をその区域に含む都府県に対し、対象水道原水に係る次条第一項の都道府県計画を定めることを要請することができる。	（略）	国土交通省・環境省
４　都道府県は、第一項の規定による要請があったときは、政令で定めるところにより、その旨を対象水道原水の取水地点に係る河川を管理する河川管理者（河川法第七条（同法第百条において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。以下同じ。）に対し通知するとともに、対象水道原水の水質の保全に資する水道原水水質保全事業の実施の促進に関する意見を述べるものとする。	（略）	国土交通省・環境省
（都道府県計画） 第五条　都道府県は、前条第一項又は第三項の規定による要請があった場合において、必要があると認めるときは、都道府県計画（対象水道原水の水質の保全を図るため、対象水道原水に係る取水地点を対象として、対象水道原水の水質の汚濁に相当程度関係があると認められる区域における地域水道原水水質保全事業の実施の促進について定める計画をいう。以下同じ。）を定めるものとする。	（略）	国土交通省・環境省
２　都道府県計画に定められる地域水道原水水質保全事業の実施区域を含む特別措	（略）	国土交通省・環境省
３　都道府県は、第一項の規定により都道府県計画を定めるときは、対象水道原水	（略）	国土交通省・環境省
４　都道府県計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一　第一項及び前項の規定により対象とする取水地点の位置並びに当該取水地点に係る水道事業者（以下この条において「対象水道事業者」という。） 二　前号の取水地点における水道原水の水質の汚濁の状況並びに対象水道事業者が当該水道原水の水質の汚濁の状況に応じて講じた措置及び講じようとする措置の内容 三　前号の水道原水の水質を保全するため必要と認められる地域水道原水水質保全事業の種類、実施主体、実施区域及び実施予定期間並びにその実施に要する費用の概算 四　前号の費用のうち、対象水道事業者が負担することとなる額（次項及び第七項において「負担予定額」という。）	（略）	国土交通省・環境省
５　負担予定額は、都道府県計画に定められる地域水道原水水質保全事業の実施の目的、前項第一号の取水地点における水道原水の水質の保全について当該地域水道原水水質保全事業の実施により得られる効用その他の政令で定める事情を勘案し、当該地域水道原水水質保全事業がその区域内において実施されることとなる地方公共団体で当該地域水道原水水質保全事業の実施に要する費用の全部又は一部を負担するものと対象水道事業者との負担の衡平を図ることを旨として定められるものとする。	（略）	国土交通省
６　都道府県計画は、基本方針に即するとともに、市町村が地域水道原水水質保全事業の実施について定めている計画に適合し、かつ、都道府県計画に第二条第四項第一号に掲げる事業が定められるときは、第四項第三号に掲げる事項のうち当該事業に係るものについて、下水道法第二条の二第一項に規定する流域別下水道整備総合計画に適合するものでなければならない。	（略）	国土交通省・環境省
７　都道府県は、都道府県計画を定めようとするときは、関係都府県の意見を聴き、かつ、当該都道府県計画の対象とする取水地点に係る河川管理者（次項において「関係河川管理者」という。）、関係市町村及び当該都道府県計画に定められる地域水道原水水質保全事業を実施する者に協議するとともに、第五項の地方公共団体の同意（負担予定額に係る部分に限る。）及び対象水道事業者の同意を得なければならない。	（略）	国土交通省・環境省
８　都道府県は、都道府県計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に報告し、かつ、関係地方公共団体、関係河川管理者及び対象水道事業者に送付しなければならない。	（略）	国土交通省・環境省
９　主務大臣は、前項の規定により都道府県計画について報告を受けたときは、都道府県に対し、必要な助言をすることができる。	（略）	国土交通省・環境省

１０　前三項の規定は、都道府県計画の変更について準用する。	（略）	国土交通省・環境省
（下水道整備事業に係る案の提出等） 第六条　都道府県は、都道府県計画を作成するに当たり、第二条第四項第一号に掲げる事業を定めようとするときは、あらかじめ、関係する下水道管理者（下水道法第四条第一項に規定する公共下水道管理者及び同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者をいう。）に対し、前条第四項第三号に掲げる事項のうち当該事業に係るものについて都道府県計画の案を作成し、当該都道府県に提出するよう求めることができる。	（略）	国土交通省・環境省
２　前項の案の提出を受けた都道府県は、都道府県計画を作成するに当たっては、当該案の内容が十分に反映されるよう努めるものとする。	（略）	国土交通省・環境省
（河川管理者事業計画） 第七条　河川管理者は、第四条第四項の規定による通知があった場合において、必要があると認めるときは、河川管理者事業計画（対象水道原水の水質の保全を図るため、対象水道原水に係る取水地点を対象として、対象水道原水の水質の汚濁に相当程度関係があると認められる区域における河川水道原水水質保全事業の実施について定める計画をいう。以下同じ。）を定めるものとする。	（略）	国土交通省・環境省
２　河川管理者は、前項の規定により河川管理者事業計画を定めようとする場合において、対象水道原水の水質の汚濁の状況及びその原因等からみて、その管理する河川と同一の水系に属する他の河川を管理する河川管理者による河川水道原水水質保全事業の実施が図られる必要があると認めるときは、当該他の河川を管理する河川管理者と共同して河川管理者事業計画を定めることができる。	（略）	国土交通省・環境省
３　河川管理者事業計画に定められる河川水道原水水質保全事業の実施区域を含む特別措置法第四条第一項の指定地域において特別措置法第五条第一項の規定により水質保全計画が定められるときは、当該河川管理者事業計画は、当該水質保全計画と一体のものとして作成することができる。	（略）	国土交通省・環境省
４　河川管理者は、第一項及び第二項の規定により河川管理者事業計画を定めるときは、対象水道原水に係る取水地点の近傍に存在する取水地点であって、当該河川管理者事業計画に定められる河川水道原水水質保全事業の実施が当該取水地点における水道原水の水質の保全に相当程度寄与すると認められるものについて、当該取水地点に係る水道事業者の意見を聴いた上で、併せて当該河川管理者事業計画の対象とすることができる。	（略）	国土交通省・環境省
５　河川管理者事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一　第一項及び前項の規定により対象とする取水地点の位置並びに当該取水地点に係る水道事業者（以下この条において「対象水道事業者」という。） 二　前号の取水地点における水道原水の水質の汚濁の状況並びに対象水道事業者が当該水道原水の水質の汚濁の状況に応じて講じた措置及び講じようとする措置の内容 三　前号の水道原水の水質を保全するため必要と認められる河川水道原水水質保全事業の種類、実施主体、実施区域及び実施予定期間並びにその実施に要する費用の概算 四　前号の費用のうち、対象水道事業者が負担することとなる額（次項及び第八項において「負担予定額」という。）	（略）	国土交通省・環境省
６　負担予定額は、河川管理者事業計画に定められる河川水道原水水質保全事業の実施の目的、前項第一号の取水地点における水道原水の水質の保全について当該河川水道原水水質保全事業の実施により得られる効用その他の政令で定める事情を勘案し、当該河川水道原水水質保全事業の実施に要する費用の全部又は一部を負担する国又は地方公共団体（当該河川水道原水水質保全事業がその区域内において実施されることとなる地方公共団体に限る。）と対象水道事業者との負担の衡平を図ることを旨として定められるものとする。	（略）	国土交通省
７　河川管理者事業計画は、基本方針に即するとともに、河川法第十六条の二第一項（同法第百条において準用する場合を含む。）に規定する河川整備計画に適合するものでなければならない。	（略）	国土交通省・環境省
８　河川管理者は、河川管理者事業計画を定めようとするときは、関係都道府県、関係市町村及び対象水道事業者の意見を聴くとともに、負担予定額に係る部分について対象水道事業者の同意を得なければならない。	（略）	国土交通省・環境省
９　河川管理者は、河川管理者事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係地方公共団体及び対象水道事業者に送付しなければならない。	（略）	国土交通省・環境省
１０　前二項の規定は、河川管理者事業計画の変更について準用する。	（略）	国土交通省・環境省
（事業の実施） 第八条　都道府県計画又は河川管理者事業計画（以下「事業計画」という。）に定められた水道原水水質保全事業（以下「計画水道原水水質保全事業」という。）は、この法律に定めるもののほか、当該水道原水水質保全事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。	（略）	国土交通省・環境省
（協議会） 第九条　事業計画が定められたときは、関係地方公共団体の長、関係河川管理者、当該事業計画の対象とされている取水地点（次条第一項及び第十四条第二項において「計画取水地点」という。）に係る水道事業者（以下「計画水道事業者」という。）及び計画水道原水水質保全事業を実施する者は、計画水道原水水質保全事業を円滑に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。	（略）	国土交通省・環境省
２　前項の協議を行うための会議（次項において「会議」という。）は、前項に規定する者又はその指名する職員をもって構成する。	（略）	国土交通省・環境省

3　会議において協議が調った事項については、第一項に規定する者は、その協議の結果を尊重しなければならない。	（略）	国土交通省・環境省
4　協議会の庶務は、第一項の事業計画を定めた都道府県又は河川管理者において処理する。	（略）	国土交通省・環境省
5　前項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。	（略）	国土交通省・環境省
（水道事業者の水道原水等の水質記録の提出等） 第十条　計画水道事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、計画取水地点における水道原水の水質の検査を行わなければならない。	（水道事業者の水道原水等の水質記録の提出等） 第十条　計画水道事業者は、環境省令で定めるところにより、計画取水地点における水道原水の水質の検査を行わなければならない。	環境省
2　計画水道事業者は、前項の規定による検査を行ったときは、これに関する記録（次項において「水道原水水質記録」という。）を作成し、当該水道原水に係る水道水について水道法第二十条第二項の規定により作成した記録（次項において「水道水水質記録」という。）とともに、事業計画を定めた都道府県及び河川管理者に提出しなければならない。	（略）	国土交通省・環境省
3　都道府県及び河川管理者は、水道原水水質記録及び水道水水質記録の提出を受けたときは、これを計画水道原水水質保全事業を実施する者に通知しなければならない。	（略）	国土交通省・環境省
（新設）	4　環境大臣は、第一項の環境省令を制定し、又は改廃しようとするときは、国土交通大臣の意見を聴かなければならない。	国土交通省・環境省
（新設）	5　国土交通大臣は、必要があると認めるときは、環境大臣に対し、第一項の環境省令を制定し、又は改廃することを求めることができる。	国土交通省・環境省
（都道府県計画の作成のための援助） 第十一条　国は、都道府県に対し、都道府県計画の作成のために必要な助言、指導その他の援助を行うように努めるものとする。	（略）	国土交通省・環境省
（資金の確保等） 第十二条　国及び地方公共団体は、計画水道原水水質保全事業を円滑に実施するために必要な資金の確保、融通又はそのあっせんその他の援助に努めるものとする。	（略）	国土交通省・環境省
（浄化槽整備事業の円滑な実施） 第十三条　都道府県計画に定められた第二条第四項第四号に掲げる事業を実施する市町村は、当該事業の実施区域内において雑排水を排出する者に対し、当該事業を円滑に実施するために必要な助言又は勧告をすることができる。	（略）	国土交通省・環境省
2　国は、前項の事業を実施する市町村に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該事業に要する費用の一部を補助することができる。	（略）	国土交通省
（費用の負担等） 第十四条　第五条第五項の地方公共団体又は河川管理者事業計画に定められた河川水道原水水質保全事業を実施する国の行政機関の長若しくは地方公共団体の長は、計画水道事業者に対し、同条第四項第四号又は第七条第五項第四号に掲げる額を負担させることができる。	（略）	国土交通省
2　地方公共団体である計画水道事業者は、前項の規定により負担するときは、計画取水地点に係る第二条第一項の水道事業又は水道用水供給事業の特別会計において負担するものとする。	（略）	国土交通省
3　第一項の規定による負担金の徴収方法については、国の行政機関の長が負担させるものにあっては政令で、地方公共団体の長又は地方公共団体が負担させるものにあってはこれらの地方公共団体の条例で定める。	（略）	国土交通省
（河川管理者事業計画に係る負担金の帰属） 第十五条　前条第一項の規定による河川管理者事業計画に係る負担金は、国の行政機関の長が負担させるものにあっては国、地方公共団体の長が負担させるものにあっては当該地方公共団体の長が統括する地方公共団体の収入とする。	（略）	国土交通省
（強制徴収） 第十六条　第十四条第一項の規定による負担金（以下この条において「負担金」という。）を納付しない計画水道事業者（地方公共団体を除く。）があるときは、国の行政機関の長、地方公共団体の長又は地方公共団体（以下この条において「国の行政機関の長等」という。）は、督促状によって納付すべき期限を指定して督促しなければならない。	（略）	国土交通省
2　前項の場合においては、国の行政機関の長等は、政令（地方公共団体にあっては、条例）で定めるところにより、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額を超えない範囲内の延滞金を徴収することができる。	（略）	国土交通省
3　第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、国の行政機関の長等は、国税滞納処分の例により、前二項に規定する負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。	（略）	国土交通省
4　延滞金は、負担金に先立つものとする。	（略）	国土交通省
5　負担金及び延滞金を徴収する権利は、これらを行使することができる時から五年間行使しないときは、時効により消滅する。	（略）	国土交通省
第十七条　削除	（略）	ー
（主務大臣） 第十八条　この法律における主務大臣は、次のとおりとする。 一　第三条第一項の規定による基本方針の策定、同条第四項の規定による関係行政機関の長への協議及び同条第五項の規定による基本方針の公表に関する事項については、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣及び環境大臣 二　第五条第八項（同条第十項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告及び同条第九項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定による助言に関する事項については、厚生労働大臣及び同条第八項の都道府県計画に定められる地域水道原水水質保全事業を所管する大臣	（主務大臣） 第十八条　この法律における主務大臣は、次のとおりとする。 一　第三条第一項の規定による基本方針の策定、同条第四項の規定による関係行政機関の長への協議及び同条第五項の規定による基本方針の公表に関する事項については、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣及び環境大臣 二　第五条第八項（同条第十項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告及び同条第九項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定による助言に関する事項については、国土交通大臣、環境大臣及び同条第八項の都道府県計画に定められる地域水道原水水質保全事業を所管する大臣	国土交通省・環境省

（権限の委任） 第十九条　この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。	（略）	国土交通省

水道法施行令

改正前	改正後	所掌省庁
内閣は、水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第六項ただし書及び第九項、第十二条第二項（第三十一条において準用する場合を含む。）、第十六条、第十九条第三項（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十四条、第四十六条並びに第四十八条の規定に基き、この政令を制定する。	（略）	
（専用水道の基準） 第一条　水道法（以下「法」という。）第三条第六項ただし書に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。 一　口径二十五ミリメートル以上の導管の全長　千五百メートル 二　水槽の有効容量の合計　百立方メートル	（略）	国土交通省
2　法第三条第六項第二号に規定する政令で定める基準は、人の飲用その他の厚生労働省令で定める目的のために使用する水量が二十立方メートルであることとする。	2　法第三条第六項第二号に規定する政令で定める基準は、人の飲用その他の国土交通省令で定める目的のために使用する水量が二十立方メートルであることとする。	国土交通省
（簡易専用水道の適用除外の基準） 第二条　法第三条第七項ただし書に規定する政令で定める基準は、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が十立方メートルであることとする。	（略）	国土交通省
（水道施設の増設及び改造の工事） 第三条　法第三条第十項に規定する政令で定める水道施設の増設又は改造の工事は、次の各号に掲げるものとする。 一　一日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事 二　沈でん池、濾ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事	（略）	国土交通省
（法第十一条第二項に規定する給水人口の基準） 第四条　法第十一条第二項に規定する政令で定める基準は、給水人口が五千人であることとする。	（略）	国土交通省
（布設工事監督者の資格） 第五条　法第十二条第二項（法第三十一条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。 一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、二年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 二　学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 三　学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、五年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 四　学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、七年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 五　十年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 六　厚生労働省令の定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者 2　簡易水道事業の用に供する水道（以下「簡易水道」という。）については、前項第一号中「二年以上」とあるのは「一年以上」と、同項第二号中「三年以上」とあるのは「一年六箇月以上」と、同項第三号中「五年以上」とあるのは「二年六箇月以上」と、同項第四号中「七年以上」とあるのは「三年六箇月以	（布設工事監督者の資格） 第五条　法第十二条第二項（法第三十一条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。 一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、三年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（一年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。） 二　学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、四年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（二年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。） 三　学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。次号において同じ。）、五年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（二年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。） 四　短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、六年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。） 五　学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、七年以上水道等に	

改正前	改正後	所掌省庁
十二年六箇月以上」と、同項第四号中「七年以上」とあるのは「十三年六箇月以上」と、同項第五号中「十年以上」とあるのは「五年以上」とそれぞれ読み替えるものとする。	関する技術上の実務に従事した経験を有する者（三年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。） 六　高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、八年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（四年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。） 七　十年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（五年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。） 八　国土交通省令の定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者 2　簡易水道事業、給水人口が五万人以下である水道事業又は一日最大給水量が二万五千立方メートル以下である水道用水供給事業の用に供する水道（以下「簡易水道等」という。）については、前項第一号中「三年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（一年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「一年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第二号中「四年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（二年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「二年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第三号中「五年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（二年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「二年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第四号中「六年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第五号中「七年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（三年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「三年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第六号中「八年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（四年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「四年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第七号中「十年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（五年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「五年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」とそれぞれ読み替えるものとする。	国土交通省
（給水装置の構造及び材質の基準） 第六条　法第十六条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。 一　配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から三十センチメートル以上離れていること。 二　配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。 三　配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。 四　水圧、土圧その他の荷重に対して充分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。 五　凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。 六　当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。 七　水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。 2　前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。	（給水装置の構造及び材質の基準） 第六条　法第十六条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。 一　配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から三十センチメートル以上離れていること。 二　配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。 三　配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。 四　水圧、土圧その他の荷重に対して充分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。 五　凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。 六　当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。 七　水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。 2　前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、国土交通省令（浄水の水質を保持するために必要な技術的細目にあつては、国土交通省令・環境省令）で定める。 3　国土交通大臣は、前項の国土交通省令を制定し、又は改廃しようとするときは、環境大臣の水道により供給される水の水質の保全又は水道の衛生の見地からの意見を聴かなければならない。 4　環境大臣は、水道により供給される水の水質の保全又は水道の衛生の見地から必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、第二項の国土交通省令を制	国土交通省・環境省

改正前	改正後	所掌省庁
（水道技術管理者の資格） 第七条　法第十九条第三項（法第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。 一　第五条の規定により簡易水道以外の水道の布設工事監督者たる資格を有する者 二　第五条第一項第一号、第三号及び第四号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同項第一号に規定する学校を卒業した者については四年以上、同項第三号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については六年以上、同項第四号に規定する学校を卒業した者については八年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 三　十年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 四　厚生労働省令の定めるところにより、前二号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者 ２　簡易水道又は一日最大給水量が千立方メートル以下である専用水道については、前項第一号中「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」と、同項第二号中「四年以上」とあるのは「二年以上」と、「六年以上」とあるのは「三年以上」と、「八年以上」とあるのは「四年以上」と、同項第三号中「十年以上」とあるのは「五年以上」とそれぞれ読み替えるものとする。	（水道技術管理者の資格） 第七条　法第十九条第三項（法第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。 一　第五条第一項第一号、第三号又は第五号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同項第一号に規定する学校を卒業した者については三年以上、同項第三号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については五年以上、同項第五号に規定する学校を卒業した者については七年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 二　第五条第一項第一号、第三号又は第五号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同項第一号に規定する学校を卒業した者については四年以上、同項第三号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については六年以上、同項第五号に規定する学校を卒業した者については八年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 三　十年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 四　国土交通省令・環境省令の定めるところにより、前三号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者 ２　簡易水道等又は一日最大給水量が一万立方メートル以下である専用水道については、前項第一号中「三年以上」とあるのは「一年六月以上」と、「五年以上」とあるのは「二年六月以上」と、「七年以上」とあるのは「三年六月以上」と、同項第二号中「四年以上」とあるのは「二年以上」と、「六年以上」とあるのは「三年以上」と、「八年以上」とあるのは「四年以上」と、同項第三号中「十年以上」とあるのは「五年以上」とそれぞれ読み替えるものとする。	国土交通省・環境省
（登録水質検査機関等の登録の有効期間） 第八条　法第二十条の五第一項（法第三十四条の四において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、三年とする。	（略）	国土交通省・環境省
（業務の委託） 第九条　法第二十四条の三第一項（法第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定による水道の管理に関する技術上の業務の委託は、次に定めるところにより行うものとする。 一　水道施設の全部又は一部の管理に関する技術上の業務を委託する場合にあつては、技術上の観点から一体として行わなければならない業務の全部を一の者に委託するものであること。 二　給水装置の管理に関する技術上の業務を委託する場合にあつては、当該水道事業者の給水区域内に存する給水装置の管理に関する技術上の業務の全部を委託するものであること。 三　次に掲げる事項についての条項を含む委託契約書を作成すること。 イ　委託に係る業務の内容に関する事項 ロ　委託契約の期間及びその解除に関する事項 ハ　その他厚生労働省令で定める事項	（業務の委託） 第九条　法第二十四条の三第一項（法第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定による水道の管理に関する技術上の業務の委託は、次に定めるところにより行うものとする。 一　水道施設の全部又は一部の管理に関する技術上の業務を委託する場合にあつては、技術上の観点から一体として行わなければならない業務の全部を一の者に委託するものであること。 二　給水装置の管理に関する技術上の業務を委託する場合にあつては、当該水道事業者の給水区域内に存する給水装置の管理に関する技術上の業務の全部を委託するものであること。 三　次に掲げる事項についての条項を含む委託契約書を作成すること。 イ　委託に係る業務の内容に関する事項 ロ　委託契約の期間及びその解除に関する事項 ハ　その他国土交通省令で定める事項	国土交通省
第十条　法第二十四条の三第一項（法第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める要件は、法第二十四条の三第一項の規定により委託を受けて行う業務を適正かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであることとする。	（略）	国土交通省
（受託水道業務技術管理者の資格） 第十一条　法第二十四条の三第五項（法第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める資格は、第七条の規定により水道技術管理者たる資格を有する者とする。	（略）	国土交通省・環境省
（国庫補助） 第十二条　法第四十四条に規定する政令で定める費用は、別表の中欄に掲げる費用とし、同条の規定による補助は、その費用につき厚生労働大臣が定める基準によつて算出した額（同表の中欄に掲げる施設の新設又は増設に関して寄附金その他の収入金があるときは、その額からその収入金の額を限度として厚生労働大臣が定める額を控除した額）に、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額について行うものとする。 ２　前項の費用には、事務所、倉庫、門、さく、へい、植樹その他別表の中欄に掲げる施設の維持管理に必要な施設の新設又は増設に要する費用は、含まれないものとする。	（国庫補助） 第十二条　法第四十四条に規定する政令で定める費用は、別表の中欄に掲げる費用とし、同条の規定による補助は、その費用につき国土交通大臣が定める基準によつて算出した額（同表の中欄に掲げる施設の新設又は増設に関して寄附金その他の収入金があるときは、その額からその収入金の額を限度として国土交通大臣が定める額を控除した額）に、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額について行うものとする。 ２　前項の費用には、事務所、倉庫、門、さく、へい、植樹その他別表の中欄に掲げる施設の維持管理に必要な施設の新設又は増設に要する費用は、含まれないものとする。	国土交通省

改正前	改正後	所掌省庁
（手数料） 第十三条　法第四十五条の三第一項の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 一　給水装置工事主任技術者免状（以下この項において「免状」という。）の交付を受けようとする者　二千五百円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する者（以下「電子情報処理組織を使用する者」という。）にあつては、二千四百五十円） 二　免状の書換え交付を受けようとする者　二千百五十円（電子情報処理組織を使用する者にあつては、二千五十円） 三　免状の再交付を受けようとする者　二千百五十円（電子情報処理組織を使用する者にあつては、二千五十円） ２　法第四十五条の三第二項の政令で定める受験手数料の額は、二万千三百円とする。	（略）	国土交通省
（都道府県の処理する事務） 第十四条　水道事業（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川（以下この条及び次条第一項において「河川」という。）の流水を水源とする水道事業及び河川の流水を水源とする水道用水供給事業を経営する者から供給を受ける水を水源とする水道事業（以下この条及び次条第一項において「特定水源水道事業」という。）であつて、給水人口が五万人を超えるものを除く。以下この項において同じ。）に関する法第六条第一項、第九条第一項（法第十条第二項において準用する場合を含む。）、第十条第一項及び第三項、第十一条第一項及び第三項、第十三条第一項、第十四条第五項及び第六項、第二十四条の三第二項、第三十五条、第三十六条第一項及び第二項、第三十七条、第三十八条並びに第三十九条第一項の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務並びに水道事業に関する法第四十二条第一項及び第三項（都道府県が当事者である場合を除く。）の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うものとする。 ２　一日最大給水量が二万五千立方メートル以下である水道用水供給事業に関する法第二十六条、第二十九条第一項（法第三十条第二項において準用する場合を含む。）並びに第三十条第一項及び第三項、法第三十一条において準用する法第十一条第一項及び第三項、第十三条第一項及び第二十四条の三第二項並びに法第三十五条、第三十六条第一項及び第二項、第三十七条並びに第三十九条第一項の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うものとする。 ３　給水人口が五万人を超える水道事業（特定水源水道事業に限る。）又は一日最大給水量が二万五千立方メートルを超える水道用水供給事業の水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更であつて、当該変更に要する工事費の総額が一億円以下であるものに係る法第十条第一項又は第三十条第一項の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うものとする。	（都道府県の処理する事務） 第十四条　水道事業（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川（以下この条及び次条第一項において「河川」という。）の流水を水源とする水道事業及び河川の流水を水源とする水道用水供給事業を経営する者から供給を受ける水を水源とする水道事業（以下この条及び次条第一項において「特定水源水道事業」という。）であつて、給水人口が五万人を超えるものを除く。以下この項において同じ。）に関する法第六条第一項、第九条第一項（法第十条第二項において準用する場合を含む。）、第十条第一項及び第三項、第十一条第一項及び第三項、第十三条第一項、第十四条第五項及び第六項、第二十四条の三第二項、第三十五条、第三十六条第一項及び第二項、第三十七条、第三十八条並びに第三十九条第一項の規定による国土交通大臣の権限に属する事務並びに水道事業に関する法第四十二条第一項及び第三項（都道府県が当事者である場合を除く。）の規定による国土交通大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うものとする。 ２　一日最大給水量が二万五千立方メートル以下である水道用水供給事業に関する法第二十六条、第二十九条第一項（法第三十条第二項において準用する場合を含む。）並びに第三十条第一項及び第三項、法第三十一条において準用する法第十一条第一項及び第三項、第十三条第一項及び第二十四条の三第二項並びに法第三十五条、第三十六条第一項及び第二項、第三十七条並びに第三十九条第一項の規定による国土交通大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うものとする。 ３　給水人口が五万人を超える水道事業（特定水源水道事業に限る。）又は一日最大給水量が二万五千立方メートルを超える水道用水供給事業の水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更であつて、当該変更に要する工事費の総額が一億円以下であるものに係る法第十条第一項又は第三十条第一項の規定による国土交通大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うものとする。	国土交通省
４　次の各号のいずれかに掲げる水道事業者間、水道用水供給事業者間又は水道事業者と水道用水供給事業者との間における合理化に関する法第四十一条の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うものとする。ただし、当該水道事業者が経営する水道事業の給水区域又は当該水道用水供給事業者が経営する水道用水供給事業から用水の供給を受ける水道事業の給水区域をその区域に含む都道府県が二以上であるときは、この限りでない。 一　給水人口の合計が五万人以下である二以上の水道事業者間 二　給水人口の合計が五万人を超える二以上の水道事業者（特定水源水道事業を経営する者を除く。）の間 三　一日最大給水量の合計が二万五千立方メートル以下である二以上の水道用水供給事業者間 四　給水人口が五万人以下である水道事業者と一日最大給水量が二万五千立方メートル以下である水道用水供給事業者との間 五　給水人口が五万人を超える水道事業者（特定水源水道事業を経営する者を除く。）と一日最大給水量が二万五千立方メートル以下である水道用水供給事業者（河川の流水を水源とする水道用水供給事業を経営する者を除く。）との間 ５　前各項の場合においては、法の規定中前各項の規定により都道府県知事が行う事務に係る厚生労働大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。 ６　法第三十六条第一項及び第二項、第三十七条、第三十九条第一項並びに第四十一条に規定する厚生労働大臣の権限に属する事務のうち、第一項、第二項及び第四項の規定により都道府県知事が行うものとされる事務は、水道の利用者の利益を保護するため緊急の必要があると厚生労働大臣が認めるときは、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。 ７　前項の場合において、厚生労働大臣又は都道府県知事が当該事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。	４　次の各号のいずれかに掲げる水道事業者間、水道用水供給事業者間又は水道事業者と水道用水供給事業者との間における合理化に関する法第四十一条の規定による国土交通大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うものとする。ただし、当該水道事業者が経営する水道事業の給水区域又は当該水道用水供給事業者が経営する水道用水供給事業から用水の供給を受ける水道事業の給水区域をその区域に含む都道府県が二以上であるときは、この限りでない。 一　給水人口の合計が五万人以下である二以上の水道事業者間 二　給水人口の合計が五万人を超える二以上の水道事業者（特定水源水道事業を経営する者を除く。）の間 三　一日最大給水量の合計が二万五千立方メートル以下である二以上の水道用水供給事業者間 四　給水人口が五万人以下である水道事業者と一日最大給水量が二万五千立方メートル以下である水道用水供給事業者との間 五　給水人口が五万人を超える水道事業者（特定水源水道事業を経営する者を除く。）と一日最大給水量が二万五千立方メートル以下である水道用水供給事業者（河川の流水を水源とする水道用水供給事業を経営する者を除く。）との間 ５　前各項の場合においては、法の規定中前各項の規定により都道府県知事が行う事務に係る国土交通大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。 ６　法第三十六条第一項及び第二項、第三十七条、第三十九条第一項並びに第四十一条に規定する国土交通大臣の権限に属する事務のうち、第一項、第二項及び第四項の規定により都道府県知事が行うものとされる事務は、水道の利用者の利益を保護するため緊急の必要があると国土交通大臣が認めるときは、国土交通大臣又は都道府県知事が行うものとする。 ７　前項の場合において、国土交通大臣又は都道府県知事が当該事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。	国土交通省

改正前	改正後	所掌省庁
（新設）	8　環境大臣は、水道により供給される水の水質の保全又は水道の衛生の見地から水道の利用者の利益を保護するため緊急の必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、第六項の規定に基づき、同項に規定する都道府県知事が行うものとされる事務（法第四十一条に係るものを除く。）の全部又は一部を行うことを求めることができる。	国土交通省・環境省
（指定都道府県の処理する事務） 第十五条　次に掲げる厚生労働大臣の権限に属する事務は、指定都道府県（水道事業又は水道用水供給事業に係る公衆衛生の向上と生活環境の改善に関し特に専門的な知識を必要とする事務が適切に実施されるものとして厚生労働大臣が指定する都道府県をいう。以下この条において同じ。）の知事が行うものとする。 一　特定水源水道事業であつて、給水人口が五万人を超えるもの（特定給水区域水道事業（給水区域の全部が当該指定都道府県の区域に含まれる水道事業をいう。以下この項において同じ。）であるものに限り、特定河川（河川法第六条第一項に規定する河川区域の全部が当該指定都道府県の区域に含まれる河川をいう。以下この項において同じ。）以外の河川の流水を水源とするもの及び当該指定都道府県が経営するものを除く。）に関する法第六条第一項、第九条第一項（法第十条第二項において準用する場合を含む。）、第十条第一項及び第三項、第十一条第一項及び第三項、第十三条第一項、第十四条第五項及び第六項、第二十四条の三第二項、第三十五条、第三十六条第一項及び第二項、第三十七条、第三十八条並びに第三十九条第一項の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務（法第十条第一項の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務については、前条第三項に規定する水道事業に係るものを除く。）	（指定都道府県の処理する事務） 第十五条　次に掲げる国土交通大臣の権限に属する事務は、指定都道府県（水道事業又は水道用水供給事業に係る公衆衛生の向上と生活環境の改善に関し特に専門的な知識を必要とする事務が適切に実施されるものとして国土交通大臣が指定する都道府県をいう。以下この条において同じ。）の知事が行うものとする。 一　特定水源水道事業であつて、給水人口が五万人を超えるもの（特定給水区域水道事業（給水区域の全部が当該指定都道府県の区域に含まれる水道事業をいう。以下この項において同じ。）であるものに限り、特定河川（河川法第六条第一項に規定する河川区域の全部が当該指定都道府県の区域に含まれる河川をいう。以下この項において同じ。）以外の河川の流水を水源とするもの及び当該指定都道府県が経営するものを除く。）に関する法第六条第一項、第九条第一項（法第十条第二項において準用する場合を含む。）、第十条第一項及び第三項、第十一条第一項及び第三項、第十三条第一項、第十四条第五項及び第六項、第二十四条の三第二項、第三十五条、第三十六条第一項及び第二項、第三十七条、第三十八条並びに第三十九条第一項の規定による国土交通大臣の権限に属する事務（法第十条第一項の規定による国土交通大臣の権限に属する事務については、前条第三項に規定する水道事業に係るものを除く。）	国土交通省
二　特定水源水道事業であつて、給水人口が五万人を超えるもの（特定給水区域水道事業であるものに限り、特定河川以外の河川の流水を水源とするものを除く。）に関する法第四十二条第一項及び第三項（当該指定都道府県が当事者である場合を除く。）の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務 三　一日最大給水量が二万五千立方メートルを超える水道用水供給事業（特定給水区域水道用水供給事業（特定給水区域水道事業を経営する者に対してのみその用水を供給する水道用水供給事業をいう。次号ロ及びハにおいて同じ。）であるものに限り、特定河川以外の河川の流水を水源とするもの及び当該指定都道府県が経営するものを除く。）に関する法第二十六条、第二十九条第一項（法第三十条第二項において準用する場合を含む。）並びに第三十条第一項及び第三項、法第三十一条において準用する法第十一条第一項及び第三項、第十三条第一項及び第二十四条の三第二項並びに法第三十五条、第三十六条第一項及び第二項、第三十七条並びに第三十九条第一項の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務（法第三十条第一項の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務については、前条第三項に規定する水道用水供給事業に係るものを除く。）	二　特定水源水道事業であつて、給水人口が五万人を超えるもの（特定給水区域水道事業であるものに限り、特定河川以外の河川の流水を水源とするものを除く。）に関する法第四十二条第一項及び第三項（当該指定都道府県が当事者である場合を除く。）の規定による国土交通大臣の権限に属する事務 三　一日最大給水量が二万五千立方メートルを超える水道用水供給事業（特定給水区域水道用水供給事業（特定給水区域水道事業を経営する者に対してのみその用水を供給する水道用水供給事業をいう。次号ロ及びハにおいて同じ。）であるものに限り、特定河川以外の河川の流水を水源とするもの及び当該指定都道府県が経営するものを除く。）に関する法第二十六条、第二十九条第一項（法第三十条第二項において準用する場合を含む。）並びに第三十条第一項及び第三項、法第三十一条において準用する法第十一条第一項及び第三項、第十三条第一項及び第二十四条の三第二項並びに法第三十五条、第三十六条第一項及び第二項、第三十七条並びに第三十九条第一項の規定による国土交通大臣の権限に属する事務（法第三十条第一項の規定による国土交通大臣の権限に属する事務については、前条第三項に規定する水道用水供給事業に係るものを除く。）	国土交通省
四　次のいずれかに掲げる水道事業者間、水道用水供給事業者間又は水道事業者と水道用水供給事業者との間における合理化に関する法第四十一条の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務 イ　特定給水区域水道事業である水道事業（特定河川以外の河川の流水を水源とするものを除く。）を経営する者である二以上の水道事業者（当該指定都道府県を除く。）の間（給水人口の合計が五万人以下である二以上の水道事業者間及び給水人口の合計が五万人を超える二以上の水道事業者（特定水源水道事業を経営する者を除く。）の間を除く。） ロ　特定給水区域水道用水供給事業である水道用水供給事業（特定河川以外の河川の流水を水源とするものを除く。）を経営する者である二以上の水道用水供給事業者（当該指定都道府県を除く。）の間（一日最大給水量の合計が二万五千立方メートル以下である二以上の水道用水供給事業者間を除く。） ハ　特定給水区域水道事業である水道事業（特定河川以外の河川の流水を水源とするものを除く。）を経営する者である水道事業者（当該指定都道府県を除く。）と特定給水区域水道用水供給事業である水道用水供給事業（特定河川以外の河川の流水を水源とするものを除く。）を経営する者である水道用水供給事業者（当該指定都道府県を除く。）との間（次に掲げる水道事業者と水道用水供給事業者との間を除く。） （１）　給水人口が五万人以下である水道事業者と一日最大給水量が二万五千立方メートル以下である水道用水供給事業者との間 （２）　給水人口が五万人を超える水道事業者（特定水源水道事業を経営する者を除く。）と一日最大給水量が二万五千立方メートル以下である水道用水供給事業者（河川の流水を水源とする水道用水供給事業を経営する者を除く。）との間	四　次のいずれかに掲げる水道事業者間、水道用水供給事業者間又は水道事業者と水道用水供給事業者との間における合理化に関する法第四十一条の規定による国土交通大臣の権限に属する事務 イ～ハ　（略）	国土交通省

改正前	改正後	所掌省庁
2　厚生労働大臣は、前項の規定による指定都道府県の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。 3　第一項の規定による指定都道府県の指定があつた場合においては、その指定の際現に効力を有する厚生労働大臣が行つた認可等の処分その他の行為又は現に厚生労働大臣に対して行つている認可等の申請その他の行為で、当該指定の日以後同項の規定により当該指定都道府県の知事が行うこととなる事務に係るものは、当該指定の日以後においては、当該指定都道府県の知事が行つた認可等の処分その他の行為又は当該指定都道府県の知事に対して行つた認可等の申請その他の行為とみなす。 4　厚生労働大臣は、指定都道府県について第一項の規定による指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定を取り消すものとする。 5　第二項及び第三項の規定は、前項の規定による指定の取消しについて準用する。この場合において、第三項中「厚生労働大臣」とあるのは「指定都道府県の知事」と、「当該指定都道府県の知事」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。 6　第一項の場合においては、法の規定中同項の規定により指定都道府県の知事が行う事務に係る厚生労働大臣に関する規定は、指定都道府県の知事に関する規定として指定都道府県の知事に適用があるものとする。 7　法第三十六条第一項及び第二項、第三十七条、第三十九条第一項並びに第四十一条に規定する厚生労働大臣の権限に属する事務のうち、第一項の規定により指定都道府県の知事が行うものとされる事務は、水道の利用者の利益を保護するため緊急の必要があると厚生労働大臣が認めるときは、厚生労働大臣又は指定都道府県の知事が行うものとする。 8　前項の場合において、厚生労働大臣又は指定都道府県の知事が当該事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。	2　国土交通大臣は、前項の規定による指定都道府県の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。 3　第一項の規定による指定都道府県の指定があつた場合においては、その指定の際現に効力を有する国土交通大臣が行つた認可等の処分その他の行為又は現に国土交通大臣に対して行つている認可等の申請その他の行為で、当該指定の日以後同項の規定により当該指定都道府県の知事が行うこととなる事務に係るものは、当該指定の日以後においては、当該指定都道府県の知事が行つた認可等の処分その他の行為又は当該指定都道府県の知事に対して行つた認可等の申請その他の行為とみなす。 4　国土交通大臣は、指定都道府県について第一項の規定による指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定を取り消すものとする。 5　第二項及び第三項の規定は、前項の規定による指定の取消しについて準用する。この場合において、第三項中「国土交通大臣」とあるのは「指定都道府県の知事」と、「当該指定都道府県の知事」とあるのは「国土交通大臣」と読み替えるものとする。 6　第一項の場合においては、法の規定中同項の規定により指定都道府県の知事が行う事務に係る国土交通大臣に関する規定は、指定都道府県の知事に関する規定として指定都道府県の知事に適用があるものとする。 7　法第三十六条第一項及び第二項、第三十七条、第三十九条第一項並びに第四十一条に規定する国土交通大臣の権限に属する事務のうち、第一項の規定により指定都道府県の知事が行うものとされる事務は、水道の利用者の利益を保護するため緊急の必要があると国土交通大臣が認めるときは、国土交通大臣又は指定都道府県の知事が行うものとする。 8　前項の場合において、国土交通大臣又は指定都道府県の知事が当該事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。	国土交通省
（新設）	9　国土交通大臣は、第一項の規定による指定をし、又は第四項の規定による指定の取消しをしようとするときは、環境大臣の水道により供給される水の水質の保全又は水道の衛生の見地からの意見を聴かなければならない。 10　環境大臣は、水道により供給される水の水質の保全又は水道の衛生の見地から必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、第一項の規定による指定又は第四項の規定による指定の取消しを行うことを求めることができる。 11　環境大臣は、水道により供給される水の水質の保全又は水道の衛生の見地から水道の利用者の利益を保護するため緊急の必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、第七項の規定に基づき、同項に規定する指定都道府県の知事が行うものとされる事務（法第四十一条に係るものを除く。）の全部又は一部を行うことを求めることができる。	国土交通省・環境省
（管轄都道府県知事） 第十六条　法第四十八条に規定する関係都道府県知事は、次の各号に掲げる事業又は水道について、それぞれ当該各号に定める区域をその区域に含むすべての都道府県の知事とする。この場合において、当該都道府県知事は、共同して同条に規定する事務を行うものとする。 一　水道事業　当該事業の給水区域 二　水道用水供給事業　当該事業から用水の供給を受ける水道事業の給水区域 三　専用水道　当該水道により居住に必要な水の供給が行われる区域 四　簡易専用水道　当該水道により水の供給が行われる区域	（略）	国土交通省
別表（第十二条関係） 一 水源開発施設（水道の水源の開発の用に供するダム、堰せき、水路及び海水淡水化施設並びにこれらの施設と密接な関連を有する施設をいう。以下同じ。）であつて、用水単価及び資本単価が厚生労働大臣が定める額以上の水道事業又は水道用水供給事業の用に供するものの新設又は増設に要する費用 三分の一（用水単価及び資本単価が厚生労働大臣が定める額以上の水道事業又は水道用水供給事業にあつては二分の一） 二 法第五条の三第一項に規定する水道基盤強化計画において定められた同条第二項第七号に掲げる事項に係る水道施設（水源開発施設及び基幹的な配水施設以外の配水施設を除く。）であつて、用水単価及び資本単価が厚生労働大臣が定める額以上の水道事業又は水道用水供給事業の用に供するものの新設又は増設に要する費用 三分の一 三 簡易水道事業の用に供する水道施設の新設又は増設に要する費用 財政力指数が厚生労働大臣が定める数値を超える市町村にあつては、四分の一（単位管延長が厚生労働大臣が定める数値以上の水道施設にあつては十分の四、単位管延長が当該数値未満であつて厚生労働大臣が別に定める数値以上の水道施設にあつては三分の一）、その他の市町村にあつては、三分の一（単位管延長が厚生労働大臣が定める数値以上の水道施設にあつては十分の四） 備考　この表における「用水単価」、「資本単価」、「財政力指数」及び「単位管延長」については、厚生労働大臣の定めるところによる。	別表（第十二条関係） 一 水源開発施設（水道の水源の開発の用に供するダム、堰せき、水路及び海水淡水化施設並びにこれらの施設と密接な関連を有する施設をいう。以下同じ。）であつて、用水単価及び資本単価が国土交通大臣が定める額以上の水道事業又は水道用水供給事業の用に供するものの新設又は増設に要する費用 三分の一（用水単価及び資本単価が国土交通大臣が定める額以上の水道事業又は水道用水供給事業にあつては二分の一） 二 法第五条の三第一項に規定する水道基盤強化計画において定められた同条第二項第七号に掲げる事項に係る水道施設（水源開発施設及び基幹的な配水施設以外の配水施設を除く。）であつて、用水単価及び資本単価が国土交通大臣が定める額以上の水道事業又は水道用水供給事業の用に供するものの新設又は増設に要する費用 三分の一 三 簡易水道事業の用に供する水道施設の新設又は増設に要する費用 財政力指数が国土交通大臣が定める数値を超える市町村にあつては、四分の一（単位管延長が国土交通大臣が定める数値以上の水道施設にあつては十分の四、単位管延長が当該数値未満であつて国土交通大臣が別に定める数値以上の水道施設にあつては三分の一）、その他の市町村にあつては、三分の一（単位管延長が国土交通大臣が定める数値以上の水道施設にあつては十分の四） 備考　この表における「用水単価」、「資本単価」、「財政力指数」及び「単位管延長」については、国土交通大臣の定めるところによる。	国土交通省

水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律施行令

改正前	改正後	所掌省庁
内閣は、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）第四条第一項、第三項及び第四項、第五条第五項、第七条第六項、第十三条第二項、第十四条第三項並びに第十六条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。	（略）	
（水道事業者の都道府県に対する要請） 第一条　水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項の規定による要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもってしなければならない。 一　当該要請に係る水道原水（以下「対象水道原水」という。）の取水地点の位置 二　前号の取水地点における対象水道原水及び対象水道原水に係る水道水の水質の検査（水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第四条第一項各号に掲げる要件のうち当該水道水が満たさなくなるおそれがあるものに係る水質の検査に限る。）に関する記録 三　当該要請をしようとする水道事業者（以下この条において「要請水道事業者」という。）が第一号の取水地点における対象水道原水の水質の汚濁の状況に応じて講じた措置及び講じようとする措置の内容 四　要請水道事業者が前号の措置以外の措置を講ずることが困難である理由 五　要請水道事業者が第三号の措置を講じた場合においても、対象水道原水に係る水道水が水道法第四条第一項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなるおそれがあると認める理由	（略）	国土交通省・環境省
（都府県の他の都府県に対する要請） 第二条　法第四条第三項の規定による要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもってしなければならない。 一　当該要請をしようとする都府県において対象水道原水の水質の保全に資するため講じた施策及び講じようとする施策 二　当該要請を受けることとなる都府県の区域内において対象水道原水に係る法第四条第三項に規定する地域水道原水水質保全事業（第四条において単に「地域水道原水水質保全事業」という。）の実施の促進が図られる必要があると認める理由 ２　前項の書面には、前条に規定する書面の写しを添付しなければならない。	（略）	国土交通省・環境省
（都道府県の河川管理者に対する通知） 第三条　法第四条第四項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した書面をもってしなければならない。 一　対象水道原水の取水地点の位置 二　当該通知をしようとする都道府県において対象水道原水の水質の保全に資するため講じた施策及び講じようとする施策 ２　前項の書面には、第一条に規定する書面の写しを添付しなければならない。	（略）	国土交通省・環境省
（負担予定額を定める際に勘案する事情） 第四条　法第五条第五項に規定する政令で定める事情は、同条第一項に規定する都道府県計画に定められる地域水道原水水質保全事業の実施の目的、同条第四項第一号の取水地点における水道原水の水質の保全について当該地域水道原水水質保全事業の実施により得られる効用その他の負担の衡平の観点から留意すべき事情とする。	（略）	国土交通省
第五条　法第七条第六項に規定する政令で定める事情は、同条第一項に規定する河川管理者事業計画（第七条において単に「河川管理者事業計画」という。）に定められる法第二条第四項第七号に規定する河川水道原水水質保全事業の実施の目的、法第七条第五項第一号の取水地点における水道原水の水質の保全について当該河川水道原水水質保全事業の実施により得られる効用その他の負担の衡平の観点から留意すべき事情とする。	（略）	国土交通省
（国庫補助） 第六条　法第十三条第二項の規定による市町村に対する国の補助は、法第二条第四項第四号に規定する浄化槽の設置に要する費用の額及び当該浄化槽の設置に対する補助に要する費用の額のうち、環境大臣が定める基準に基づいて算定した額の三分の一以内（沖縄県、奄美群島（鹿児島県名瀬市及び大島郡の区域をいう。以下この条において同じ。）又は離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島（沖縄県又は奄美群島に属するものを除く。）の区域内における当該浄化槽の設置又は設置に対する補助にあっては、二分の一以内）の額について行うものとする。	（略）	国土交通省

（負担金の徴収方法） 第七条　法第十四条第一項の規定により国の行政機関の長が負担させる負担金は、毎年度、当該国の行政機関の長が河川管理者事業計画に係る当該年度の事業計画に応じて定める額を、当該国の行政機関の長が河川管理者事業計画に係る当該年度の資金計画に基づいて定める期日に徴収するものとする。	（略）	国土交通省
（延滞金） 第八条　法第十六条第二項の規定により国の行政機関の長又は地方公共団体の長が徴収することができる延滞金の額は、同条第一項の規定による督促に係る負担金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納付期限の翌日からその負担金の完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した額とする。この場合において、その負担金の額の一部につき納付があったときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる負担金の額は、その納付のあった額を控除した額とする。	（略）	国土交通省

水道法施行規則

改正前	改正後	所掌省庁
水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第七条第一項、第二項第八号及び第三項第八号（第十条第二項において準用する場合を含む。）、第十三条第一項（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第十四条第二項、第二十条第一項（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第二十一条第一項（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第二十二条（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第二十七条第一項、第二項第六号及び第三項第七号（第三十条第二項において準用する場合を含む。）、第三十三条第一項及び第二項第八号及び附則第六条第一項並びに水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号）第三条第一項第六号及び第五条第一項第四号の規定に基き、並びに同法を実施するため、水道法施行規則を次のように定める。	（略）	
（令第一条第二項の厚生労働省令で定める目的） 第一条　水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号。以下「令」という。）第一条第二項に規定する厚生労働省令で定める目的は、人の飲用、炊事用、浴用その他人の生活の用に供することとする。	（令第一条第二項の国土交通省令で定める目的） 第一条　水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号。以下「令」という。）第一条第二項に規定する国土交通省令で定める目的は、人の飲用、炊事用、浴用その他人の生活の用に供することとする。	国土交通省
（水道基盤強化計画の作成の要請） 第一条の二　市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等（水道法（昭和三十二年法律第百七十七号。以下「法」という。）第二条の二第一項に規定する水道事業者等をいう。）の間の連携等（同条第二項に規定する連携等をいう。）を推進しようとする二以上の市町村は、法第五条の三第五項の規定により都道府県に対し同条第一項に規定する水道基盤強化計画（以下「水道基盤強化計画」という。）を定めることを要請する場合においては、法第五条の二第一項に規定する基本方針に基づいて当該要請に係る水道基盤強化計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。	（略）	国土交通省
（認可申請書の添付書類等） 第一条の三　法第七条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。 一　地方公共団体以外の者である場合は、水道事業経営を必要とする理由を記載した書類 二　地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、水道事業経営に関する意思決定を証する書類 三　市町村以外の者である場合は、法第六条第二項の同意を得た旨を証する書類 四　取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類 五　地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、定款又は規約 六　給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと及び給水区域内における専用水道の状況を明らかにする書類及びこれらを示した給水区域を明らかにする地図 七　水道施設の位置を明らかにする地図 八　水源の周辺の概況を明らかにする地図 九　主要な水道施設（次号に掲げるものを除く。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 十　導水管きよ、送水管及び主要な配水管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図 ２　地方公共団体が申請者である場合であつて、当該申請が他の水道事業の全部を譲り受けることに伴うものであるときは、法第七条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面は、前項の規定にかかわらず、同項第三号、第六号及び第七号に掲げるものとする。	（認可申請書の添付書類等） 第一条の三　法第七条第一項に規定する国土交通省令で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。 一　地方公共団体以外の者である場合は、水道事業経営を必要とする理由を記載した書類 二　地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、水道事業経営に関する意思決定を証する書類 三　市町村以外の者である場合は、法第六条第二項の同意を得た旨を証する書類 四　取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類 五　地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、定款又は規約 六　給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと及び給水区域内における専用水道の状況を明らかにする書類及びこれらを示した給水区域を明らかにする地図 七　水道施設の位置を明らかにする地図 八　水源の周辺の概況を明らかにする地図 九　主要な水道施設（次号に掲げるものを除く。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 十　導水管きよ、送水管及び主要な配水管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図 ２　地方公共団体が申請者である場合であつて、当該申請が他の水道事業の全部を譲り受けることに伴うものであるときは、法第七条第一項に規定する国土交通省令で定める書類及び図面は、前項の規定にかかわらず、同項第三号、第六号及び第七号に掲げるものとする。	国土交通省
（事業計画書の記載事項） 第二条　法第七条第四項第八号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。 一　工事費の算出根拠 二　借入金の償還方法 三　料金の算出根拠 四　給水装置工事の費用の負担区分を定めた根拠及びその額の算出方法	（事業計画書の記載事項） 第二条　法第七条第四項第八号に規定する国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。 一　工事費の算出根拠 二　借入金の償還方法 三　料金の算出根拠 四　給水装置工事の費用の負担区分を定めた根拠及びその額の算出方法	国土交通省
（工事設計書に記載すべき水質試験の結果） 第三条　法第七条第五項第三号（法第十条第二項において準用する場合を含む。）に規定する水質試験の結果は、水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号）の表の上欄に掲げる事項に関して水質が最も低下する時期における試験の結果とする。 ２　前項の試験は、水質基準に関する省令に規定する厚生労働大臣が定める方法によつて行うものとする。	（工事設計書に記載すべき水質試験の結果） 第三条　法第七条第五項第三号（法第十条第二項において準用する場合を含む。）に規定する水質試験の結果は、水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号）の表の上欄に掲げる事項に関して水質が最も低下する時期における試験の結果とする。 ２　前項の試験は、水質基準に関する省令に規定する環境大臣が定める方法によつて行うものとする。	環境省

（工事設計書の記載事項） 第四条　法第七条第五項第八号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。 一　主要な水理計算 二　主要な構造計算	（工事設計書の記載事項） 第四条　法第七条第五項第八号に規定する国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。 一　主要な水理計算 二　主要な構造計算	国土交通省
（法第八条第一項各号を適用するについて必要な技術的細目） 第五条　法第八条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。 一　当該水道事業の開始が、当該水道事業に係る区域における不特定多数の者の需要に対応するものであること。 二　当該水道事業の開始が、需要者の意向を勘案したものであること。	（略）	国土交通省
第六条　法第八条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第二号に関するものは、次に掲げるものとする。 一　給水区域が、当該地域における水系、地形その他の自然的条件及び人口、土地利用その他の社会的条件、水道により供給される水の需要に関する長期的な見通し並びに当該地域における水道の整備の状況を勘案して、合理的に設定されたものであること。 二　給水区域が、水道の整備が行われていない区域の解消及び同一の市町村の既存の水道事業との統合について配慮して設定されたものであること。 三　給水人口が、人口、土地利用、水道の普及率その他の社会的条件を基礎として、各年度ごとに合理的に設定されたものであること。 四　給水量が、過去の用途別の給水量を基礎として、各年度ごとに合理的に設定されたものであること。 五　給水人口、給水量及び水道施設の整備の見通しが一定の確実性を有し、かつ、経常収支が適切に設定できるよう期間が設定されたものであること。 六　工事費の調達、借入金の償還、給水収益、水道施設の運転に要する費用等に関する収支の見通しが確実かつ合理的なものであること。 七　水質検査、点検等の維持管理の共同化について配慮されたものであること。 八　水道基盤強化計画が定められている地域にあつては、当該計画と整合性のとれたものであること。 九　水道用水供給事業者から用水の供給を受ける水道事業者にあつては、水道用水供給事業者との契約により必要量の用水の確実な供給が確保されていること。 十　取水に当たつて河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十三条の規定に基づく流水の占用の許可を必要とする場合にあつては、当該許可を受けているか、又は許可を受けることが確実であると見込まれること。 十一　取水に当たつて河川法第二十三条の規定に基づく流水の占用の許可を必要としない場合にあつては、水源の状況に応じて取水量が確実に得られると見込まれること。 十二　ダムの建設等により水源を確保する場合にあつては、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第四条第一項に規定する基本計画においてダム使用権の設定予定者とされている等により、当該ダムを使用できることが確実であると見込まれること。	（略）	国土交通省

第七条　法第八条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第六号に関するものは、当該申請者が当該水道事業の遂行に必要となる資金の調達及び返済の能力を有することとする。	（略）	国土交通省
（事業の変更の認可を要しない軽微な変更） 第七条の二　法第十条第一項第一号の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次のいずれかの変更とする。 一　水道施設（送水施設（内径が二百五十ミリメートル以下の送水管及びその附属設備（ポンプを含む。）に限る。）並びに配水施設を除く。以下この号において同じ。）の整備を伴わない変更のうち、給水区域の拡張又は給水人口若しくは給水量の増加に係る変更であつて次のいずれにも該当しないもの（ただし、水道施設の整備を伴わない変更のうち、給水人口のみが増加する場合においては、ロの規定は適用しない。）。 イ　変更後の給水区域が他の水道事業の給水区域と重複するものであること。 ロ　変更後の給水人口と認可給水人口（法第七条第四項の規定により事業計画書に記載した給水人口（法第十条第一項又は第三項の規定により給水人口の変更（同条第一項第一号に該当するものを除く。）を行つたときは、直近の変更後の給水人口とする。）をいう。）との差が当該認可給水人口の十分の一を超えるものであること。 ハ　変更後の給水量と認可給水量（法第七条第四項の規定により事業計画書に記載した給水量（法第十条第一項又は第三項の規定により給水量の変更（同条第一項第一号に該当するものを除く。）を行つたときは、直近の変更後の給水量とする。）をいう。次号において同じ。）との差が当該認可給水量の十分の一を超えるものであること。 二　現在の給水量が認可給水量を超えない事業における、次に掲げるいずれかの浄水施設を用いる浄水方法への変更のうち、給水区域の拡張、給水人口若しくは給水量の増加又は水源の種別若しくは取水地点の変更を伴わないもの。ただし、ヌ又はルに掲げる浄水施設を用いる浄水方法への変更については、変更前の浄水方法に当該浄水施設を用いるものを追加する場合に限る。 イ　普通沈殿池 ロ　薬品沈殿池 ハ　高速凝集沈殿池 ニ　緩速濾ろ過池 ホ　急速濾ろ過池 ヘ　膜濾ろ過設備 ト　エアレーション設備 チ　除鉄設備 リ　除マンガン設備 ヌ　粉末活性炭処理設備 ル　粒状活性炭処理設備 三　河川の流水を水源とする取水地点の変更のうち、給水区域の拡張、給水人口若しくは給水量の増加又は水源の種別若しくは浄水方法の変更を伴わないものであつて、次に掲げる事由その他の事由により、当該河川の現在の取水地点から変更後の取水地点までの区間（イ及びロにおいて「特定区間」という。）における原水の水質が大きく変わるおそれがないもの。 イ　特定区間に流入する河川がないとき。 ロ　特定区間に汚染物質を排出する施設がないとき。	（事業の変更の認可を要しない軽微な変更） 第七条の二　法第十条第一項第一号の国土交通省令で定める軽微な変更は、次のいずれかの変更とする。 一　水道施設（送水施設（内径が二百五十ミリメートル以下の送水管及びその附属設備（ポンプを含む。）に限る。）並びに配水施設を除く。以下この号において同じ。）の整備を伴わない変更のうち、給水区域の拡張又は給水人口若しくは給水量の増加に係る変更であつて次のいずれにも該当しないもの（ただし、水道施設の整備を伴わない変更のうち、給水人口のみが増加する場合においては、ロの規定は適用しない。）。 イ　変更後の給水区域が他の水道事業の給水区域と重複するものであること。 ロ　変更後の給水人口と認可給水人口（法第七条第四項の規定により事業計画書に記載した給水人口（法第十条第一項又は第三項の規定により給水人口の変更（同条第一項第一号に該当するものを除く。）を行つたときは、直近の変更後の給水人口とする。）をいう。）との差が当該認可給水人口の十分の一を超えるものであること。 ハ　変更後の給水量と認可給水量（法第七条第四項の規定により事業計画書に記載した給水量（法第十条第一項又は第三項の規定により給水量の変更（同条第一項第一号に該当するものを除く。）を行つたときは、直近の変更後の給水量とする。）をいう。次号において同じ。）との差が当該認可給水量の十分の一を超えるものであること。 二　現在の給水量が認可給水量を超えない事業における、次に掲げるいずれかの浄水施設を用いる浄水方法への変更のうち、給水区域の拡張、給水人口若しくは給水量の増加又は水源の種別若しくは取水地点の変更を伴わないもの。ただし、ヌ又はルに掲げる浄水施設を用いる浄水方法への変更については、変更前の浄水方法に当該浄水施設を用いるものを追加する場合に限る。 イ　普通沈殿池 ロ　薬品沈殿池 ハ　高速凝集沈殿池 ニ　緩速濾ろ過池 ホ　急速濾ろ過池 ヘ　膜濾ろ過設備 ト　エアレーション設備 チ　除鉄設備 リ　除マンガン設備 ヌ　粉末活性炭処理設備 ル　粒状活性炭処理設備 三　河川の流水を水源とする取水地点の変更のうち、給水区域の拡張、給水人口若しくは給水量の増加又は水源の種別若しくは浄水方法の変更を伴わないものであつて、次に掲げる事由その他の事由により、当該河川の現在の取水地点から変更後の取水地点までの区間（イ及びロにおいて「特定区間」という。）における原水の水質が大きく変わるおそれがないもの。 イ　特定区間に流入する河川がないとき。 ロ　特定区間に汚染物質を排出する施設がないとき。	国土交通省
（変更認可申請書の添付書類等） 第八条　第一条の三第一項の規定は、法第十条第二項において準用する法第七条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面について準用する。この場合において、第一条の三第一項中「次に」とあるのは「次の各号（給水区域を拡張しようとする場合にあつては第四号及び第八号を除き、給水人口を増加させようとする場合にあつては第三号、第四号及び第八号を除き、給水量を増加させようとする場合にあつては第三号を除き、水源の種別又は取水地点を変更しようとする場合にあつては第二号、第三号、第五号及び第六号を除き、浄水方法を変更しようとする場合にあつては第二号から第六号までを除く。）に」と、同項第九号中「除く。）」とあるのは「除く。）であつて、新設、増設又は改造されるもの」と、同項第十号中「配水管」とあるのは「配水管であつて、新設、増設又は改造されるもの」とそれぞれ読み替えるものとする。 ２　第二条の規定は、法第十条第二項において準用する法第七条第四項第八号に規定する厚生労働省令で定める事項について準用する。この場合において、第二条中「各号」とあるのは、「各号（水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更以外の変更を伴わない場合にあつては、第四号を除く。）」と読み替えるものとする。 ３　第四条の規定は、法第十条第二項において準用する法第七条第五項第八号に規定する厚生労働省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条第一号及び第二号中「主要」とあるのは、「新設、増設又は改造される水道施設に関する主要」と読み替えるものとする。	（変更認可申請書の添付書類等） 第八条　第一条の三第一項の規定は、法第十条第二項において準用する法第七条第一項に規定する国土交通省令で定める書類及び図面について準用する。この場合において、第一条の三第一項中「次に」とあるのは「次の各号（給水区域を拡張しようとする場合にあつては第四号及び第八号を除き、給水人口を増加させようとする場合にあつては第三号、第四号及び第八号を除き、給水量を増加させようとする場合にあつては第三号を除き、水源の種別又は取水地点を変更しようとする場合にあつては第二号、第三号、第五号及び第六号を除き、浄水方法を変更しようとする場合にあつては第二号から第六号までを除く。）に」と、同項第九号中「除く。）」とあるのは「除く。）であつて、新設、増設又は改造されるもの」と、同項第十号中「配水管」とあるのは「配水管であつて、新設、増設又は改造されるもの」とそれぞれ読み替えるものとする。 ２　第二条の規定は、法第十条第二項において準用する法第七条第四項第八号に規定する国土交通省令で定める事項について準用する。この場合において、第二条中「各号」とあるのは、「各号（水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更以外の変更を伴わない場合にあつては、第四号を除く。）」と読み替えるものとする。 ３　第四条の規定は、法第十条第二項において準用する法第七条第五項第八号に規定する国土交通省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条第一号及び第二号中「主要」とあるのは、「新設、増設又は改造される水道施設に関する主要」と読み替えるものとする。	国土交通省

（事業の変更の届出） 第八条の二　法第十条第三項の届出をしようとする水道事業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 一　届出者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名） 二　水道事務所の所在地 ２　前項の届出書には、次に掲げる書類（図面を含む。）を添えなければならない。 一　次に掲げる事項を記載した事業計画書 イ　変更後の給水区域、給水人口及び給水量 ロ　水道施設の概要 ハ　給水開始の予定年月日 ニ　変更後の給水人口及び給水量の算出根拠 ホ　法第十条第一項第二号に該当する場合にあつては、当該譲受けの年月日、変更後の経常収支の概算及び料金並びに給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件 二　次に掲げる事項を記載した工事設計書 イ　工事の着手及び完了の予定年月日 ロ　第七条の二第一号又は法第十条第一項第二号に該当する場合にあつては、配水管における最大静水圧及び最小動水圧 ハ　第七条の二第二号に該当する場合にあつては、変更される浄水施設に係る水源の種別、取水地点、水源の水量の概算、水質試験の結果及び変更後の浄水方法 ニ　第七条の二第三号に該当する場合にあつては、変更される取水施設に係る水源の種別、水源の水量の概算、水質試験の結果及び変更後の取水地点 三　水道施設の位置を明らかにする地図 四　第七条の二第一号（水道事業者が給水区域を拡張しようとする場合に限る。次号及び第六号において同じ。）又は法第十条第一項第二号に該当し、かつ、水道事業者が地方公共団体以外の者である場合にあつては、水道事業経営を必要とする理由を記載した書類 五　第七条の二第一号又は法第十条第一項第二号に該当し、かつ、水道事業者が地方公共団体以外の法人又は組合である場合にあつては、水道事業経営に関する意思決定を証する書類 六　第七条の二第一号又は法第十条第一項第二号に該当し、かつ、水道事業者が市町村以外の者である場合にあつては、法第六条第二項の同意を得た旨を証する書類 七　第七条の二第一号又は法第十条第一項第二号に該当する場合にあつては、給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと及び給水区域内における専用水道の状況を明らかにする書類及びこれらを示した給水区域を明らかにする地図 八　第七条の二第二号に該当する場合にあつては、主要な水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 九　第七条の二第三号に該当する場合にあつては、主要な水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図並びに変更される水源からの取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類	（事業の変更の届出） 第八条の二　法第十条第三項の届出をしようとする水道事業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。 一　届出者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名） 二　水道事務所の所在地 ２　前項の届出書には、次に掲げる書類（図面を含む。）を添えなければならない。 一　次に掲げる事項を記載した事業計画書 イ　変更後の給水区域、給水人口及び給水量 ロ　水道施設の概要 ハ　給水開始の予定年月日 ニ　変更後の給水人口及び給水量の算出根拠 ホ　法第十条第一項第二号に該当する場合にあつては、当該譲受けの年月日、変更後の経常収支の概算及び料金並びに給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件 二　次に掲げる事項を記載した工事設計書 イ　工事の着手及び完了の予定年月日 ロ　第七条の二第一号又は法第十条第一項第二号に該当する場合にあつては、配水管における最大静水圧及び最小動水圧 ハ　第七条の二第二号に該当する場合にあつては、変更される浄水施設に係る水源の種別、取水地点、水源の水量の概算、水質試験の結果及び変更後の浄水方法 ニ　第七条の二第三号に該当する場合にあつては、変更される取水施設に係る水源の種別、水源の水量の概算、水質試験の結果及び変更後の取水地点 三　水道施設の位置を明らかにする地図 四　第七条の二第一号（水道事業者が給水区域を拡張しようとする場合に限る。次号及び第六号において同じ。）又は法第十条第一項第二号に該当し、かつ、水道事業者が地方公共団体以外の者である場合にあつては、水道事業経営を必要とする理由を記載した書類 五　第七条の二第一号又は法第十条第一項第二号に該当し、かつ、水道事業者が地方公共団体以外の法人又は組合である場合にあつては、水道事業経営に関する意思決定を証する書類 六　第七条の二第一号又は法第十条第一項第二号に該当し、かつ、水道事業者が市町村以外の者である場合にあつては、法第六条第二項の同意を得た旨を証する書類 七　第七条の二第一号又は法第十条第一項第二号に該当する場合にあつては、給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと及び給水区域内における専用水道の状況を明らかにする書類及びこれらを示した給水区域を明らかにする地図 八　第七条の二第二号に該当する場合にあつては、主要な水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 九　第七条の二第三号に該当する場合にあつては、主要な水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図並びに変更される水源からの取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類	国土交通省
（事業の休廃止の許可の申請） 第八条の三　法第十一条第一項の許可を申請する水道事業者は、申請書に、休廃止計画書及び次に掲げる書類（図面を含む。）を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。 一　水道事業の休止又は廃止により公共の利益が阻害されるおそれがないことを証する書類 二　休止又は廃止する給水区域を明らかにする地図 三　地方公共団体以外の水道事業者（給水人口が令第四条で定める基準を超えるものに限る。）である場合は、当該水道事業の給水区域をその区域に含む市町村に協議したことを証する書類 ２　前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一　申請者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名） 二　水道事務所の所在地 ３　第一項の休廃止計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一　休止又は廃止する給水区域 二　休止又は廃止の予定年月日 三　休止又は廃止する理由 四　水道事業の全部又は一部を休止する場合にあつては、事業の全部又は一部の再開の予定年月日 五　水道事業の一部を廃止する場合にあつては、当該廃止後の給水区域、給水人口及び給水量 六　水道事業の一部を廃止する場合にあつては、当該廃止後の給水人口及び給水量の算出根拠	（事業の休廃止の許可の申請） 第八条の三　法第十一条第一項の許可を申請する水道事業者は、申請書に、休廃止計画書及び次に掲げる書類（図面を含む。）を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。 一　水道事業の休止又は廃止により公共の利益が阻害されるおそれがないことを証する書類 二　休止又は廃止する給水区域を明らかにする地図 三　地方公共団体以外の水道事業者（給水人口が令第四条で定める基準を超えるものに限る。）である場合は、当該水道事業の給水区域をその区域に含む市町村に協議したことを証する書類 ２　前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一　申請者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名） 二　水道事務所の所在地 ３　第一項の休廃止計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一　休止又は廃止する給水区域 二　休止又は廃止の予定年月日 三　休止又は廃止する理由 四　水道事業の全部又は一部を休止する場合にあつては、事業の全部又は一部の再開の予定年月日 五　水道事業の一部を廃止する場合にあつては、当該廃止後の給水区域、給水人口及び給水量 六　水道事業の一部を廃止する場合にあつては、当該廃止後の給水人口及び給水量の算出根拠	国土交通省

（事業の休廃止の許可の基準） 第八条の四　厚生労働大臣は、水道事業の全部又は一部の休止又は廃止により公共の利益が阻害されるおそれがないと認められるときでなければ、法第十一条第一項の許可をしてはならない。	（事業の休廃止の許可の基準） 第八条の四　国土交通大臣は、水道事業の全部又は一部の休止又は廃止により公共の利益が阻害されるおそれがないと認められるときでなければ、法第十一条第一項の許可をしてはならない。	国土交通省
（布設工事監督者の資格） 第九条　令第五条第一項第六号の規定により同項第一号から第五号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。 一　令第五条第一項第一号又は第二号の卒業者であつて、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学院研究科において一年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、同項第一号の卒業者にあつては一年（簡易水道の場合は、六箇月）以上、同項第二号の卒業者にあつては二年（簡易水道の場合は、一年）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	（布設工事監督者の資格） 第九条　令第五条第一項第八号の規定により同項第一号から第七号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。 一　令第五条第一項第一号又は第二号の卒業者であつて、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学院研究科において一年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、同項第一号の卒業者にあつては二年以上、同項第二号の卒業者にあつては三年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（同項第一号の卒業者にあつては一年以上、同項第二号の卒業者にあつては一年六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）	国土交通省
二　外国の学校において、令第五条第一項第一号若しくは第二号に規定する課程及び学科目又は第三号若しくは第四号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数（簡易水道の場合は、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数の二分の一）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	二　外国の学校において、令第五条第一項第一号から第六号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の二分の一以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）	国土交通省
三　技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、一年（簡易水道の場合は、六箇月）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	三　技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、一年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）	国土交通省
（新設）	四　建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十四条第一項及び第二項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であつて、三年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（一年六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）	国土交通省
（新設）	2　簡易水道事業、給水人口が五万人以下である水道事業又は一日最大給水量が二万五千立方メートル以下である水道用水供給事業の用に供する水道については、前項第一号中「二年以上、同項第二号の卒業者にあつては三年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（同項第一号の卒業者にあつては一年以上、同項第二号の卒業者にあつては一年六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「一年以上、同項第二号の卒業者にあつては一年六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第二号中「最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の二分の一以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「水道等の最低経験年数の二分の一以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第三号中「一年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第四号中「三年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（一年六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「一年六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」とそれぞれ読み替えるものとする。	国土交通省
（給水開始前の水質検査） 第十条　法第十三条第一項の規定により行う水質検査は、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかしないかを判断することができる場所において、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項及び消毒の残留効果について行うものとする。 2　前項の検査のうち水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項の検査は、同令に規定する厚生労働大臣が定める方法によつて行うものとする。	（給水開始前の水質検査） 第十条　法第十三条第一項の規定により行う水質検査は、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかしないかを判断することができる場所において、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項及び消毒の残留効果について行うものとする。 2　前項の検査のうち水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項の検査は、同令に規定する環境大臣が定める方法によつて行うものとする。	環境省
（給水開始前の施設検査） 第十一条　法第十三条第一項の規定により行う施設検査は、浄水及び消毒の能力、流量、圧力、耐力、汚染並びに漏水のうち、施設の新設、増設又は改造による影響のある事項に関し、新設、増設又は改造に係る施設及び当該影響に関係があると認められる水道施設（給水装置を含む。）について行うものとする。	（略）	国土交通省

（法第十四条第二項各号を適用するについて必要な技術的細目） 第十二条　法第十四条第三項に規定する技術的細目のうち、地方公共団体が水道事業を経営する場合に係る同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。 一　料金が、イに掲げる額とロに掲げる額の合算額からハに掲げる額を控除して算定された額を基礎として、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものであること。 イ　人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費、資産減耗費その他営業費用の合算額 ロ　支払利息と資産維持費（水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額をいう。）との合算額 ハ　営業収益の額から給水収益を控除した額 二　第十七条の四第一項の試算を行つた場合にあつては、前号イからハまでに掲げる額が、当該試算に基づき、算定時からおおむね三年後から五年後までの期間について算定されたものであること。 三　前号に規定する場合にあつては、料金が、同号の期間ごとの適切な時期に見直しを行うこととされていること。 四　第二号に規定する場合以外の場合にあつては、料金が、おおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができるよう設定されたものであること。 五　料金が、水道の需要者相互の間の負担の公平性、水利用の合理性及び水道事業の安定性を勘案して設定されたものであること。	（略）	国土交通省
第十二条の二　法第十四条第三項に規定する技術的細目のうち、地方公共団体以外の者が水道事業を経営する場合に係る同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。 一　料金が、イに掲げる額とロに掲げる額の合算額からハに掲げる額を控除して算定された額を基礎として、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものであること。 イ　人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費、資産減耗費、公租公課、その他営業費用の合算額 ロ　事業報酬の額 ハ　営業収益の額から給水収益を控除した額 二　第十七条の四第一項の試算を行つた場合にあつては、前号イ及びハに掲げる額が、当該試算に基づき、算定時からおおむね三年後から五年後までの期間について算定されたものであること。 三　前号に規定する場合にあつては、料金が、同号の期間ごとの適切な時期に見直しを行うこととされていること。 四　第二号に規定する場合以外の場合にあつては、料金が、おおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができるよう設定されたものであること。 五　料金が、水道の需要者相互の間の負担の公平性、水利用の合理性及び水道事業の安定性を勘案して設定されたものであること。	（略）	国土交通省
第十二条の三　法第十四条第三項に規定する技術的細目のうち、同条第二項第三号に関するものは、次に掲げるものとする。 一　水道事業者の責任に関する事項として、必要に応じて、次に掲げる事項が定められていること。 イ　給水区域 ロ　料金、給水装置工事の費用等の徴収方法 ハ　給水装置工事の施行方法 ニ　給水装置の検査及び水質検査の方法 ホ　給水の原則及び給水を制限し、又は停止する場合の手続 二　水道の需要者の責任に関する事項として、必要に応じて、次に掲げる事項が定められていること。 イ　給水契約の申込みの手続 ロ　料金、給水装置工事の費用等の支払義務及びその支払遅延又は不払の場合の措置 ハ　水道メーターの設置場所の提供及び保管責任 ニ　水道メーターの賃貸料等の特別の費用負担を課する場合にあつては、その事項及び金額 ホ　給水装置の設置又は変更の手続 ヘ　給水装置の構造及び材質が法第十六条の規定により定める基準に適合していない場合の措置 ト　給水装置の検査を拒んだ場合の措置 チ　給水装置の管理責任 リ　水の不正使用の禁止及び違反した場合の措置	（略）	国土交通省
第十二条の四　法第十四条第三項に規定する技術的細目のうち、同条第二項第四号に関するものは、次に掲げるものとする。 一　料金に区分を設定する場合にあつては、給水管の口径、水道の使用形態等の合理的な区分に基づき設定されたものであること。 二　料金及び給水装置工事の費用のほか、水道の需要者が負担すべき費用がある場合にあつては、その金額が、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものであること。	（略）	国土交通省

第十二条の五　法第十四条第三項に規定する技術的細目のうち、同条第二項第五号に関するものは、次に掲げるものとする。 一　水道事業者の責任に関する事項として、必要に応じて、次に掲げる事項が定められていること。 イ　貯水槽水道の設置者に対する指導、助言及び勧告 ロ　貯水槽水道の利用者に対する情報提供 二　貯水槽水道の設置者の責任に関する事項として、必要に応じて、次に掲げる事項が定められていること。 イ　貯水槽水道の管理責任及び管理の基準 ロ　貯水槽水道の管理の状況に関する検査	（略）	国土交通省
（料金の変更の届出） 第十二条の六　法第十四条第五項の規定による料金の変更の届出は、届出書に、料金の算出根拠及び経常収支の概算を記載した書類を添えて、速やかに行うものとする。	（略）	国土交通省
（給水装置の軽微な変更） 第十三条　法第十六条の二第三項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更は、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）とする。	（給水装置の軽微な変更） 第十三条　法第十六条の二第三項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更は、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）とする。	国土交通省
（水道技術管理者の資格） 第十四条　令第七条第一項第四号の規定により同項第二号及び第三号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。 一　令第五条第一項第一号、第三号及び第四号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号及び第四十条第二号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同項第一号に規定する学校の卒業者については五年（簡易水道及び一日最大給水量が千立方メートル以下である専用水道（以下この号及び次号において「簡易水道等」という。）の場合は、二年六箇月）以上、同項第三号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については七年（簡易水道等の場合は、三年六箇月）以上、同項第四号に規定する学校の卒業者については九年（簡易水道等の場合は、四年六箇月）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	（水道技術管理者の資格） 第十四条　令第七条第一項第四号の規定により同項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。 一　令第五条第一項第一号、第三号及び第五号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した（当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号及び第四十条第二号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同項第一号に規定する学校の卒業者については五年（簡易水道事業、給水人口が五万人以下である水道事業及び一日最大給水量が二万五千立方メートル以下である水道用水供給事業の用に供する水道又は一日最大給水量が一万立方メートル以下である専用水道（以下この条において「簡易水道等」という。）の場合は、二年六箇月）以上、同項第三号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については七年（簡易水道等の場合は、三年六箇月）以上、同項第五号に規定する学校の卒業者については九年（簡易水道等の場合は、四年六箇月）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	国土交通省・環境省
二　外国の学校において、令第七条第一項第二号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数（簡易水道等の場合は、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数の二分の一）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	二　外国の学校において、令第七条第一項第一号若しくは第二号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数（簡易水道等の場合は、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数の二分の一）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	国土交通省・環境省
三　厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習（以下「登録講習」という。）の課程を修了した者	三　国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習（以下「登録講習」という。）の課程を修了した者	国土交通省・環境省
（新設）	四　技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、一年（簡易水道等の場合は、六箇月）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	国土交通省・環境省
（新設）	五　建設業法施行令第三十四条第一項及び第二項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であつて、三年（簡易水道等の場合は、一年六箇月）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	国土交通省・環境省

（登録） 第十四条の二　前条第三号の登録は、登録講習を行おうとする者の申請により行う。 ２　前条第三号の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 一　申請者の氏名又は名称並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二　登録講習を行おうとする主たる事務所の名称及び所在地 三　登録講習を開始しようとする年月日 ３　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一　申請者が個人である場合は、その住民票の写し 二　申請者が法人である場合は、その定款及び登記事項証明書 三　申請者が次条各号の規定に該当しないことを説明した書類 四　講師の氏名、職業及び略歴 五　学科講習の科目及び時間数 六　実務講習の実施方法及び期間 七　登録講習の業務以外の業務を行つている場合には、その業務の種類及び概要を記載した書類 八　その他参考となる事項を記載した書類	（登録） 第十四条の二　前条第三号の登録は、登録講習を行おうとする者の申請により行う。 ２　前条第三号の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。 一　申請者の氏名又は名称並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二　登録講習を行おうとする主たる事務所の名称及び所在地 三　登録講習を開始しようとする年月日 ３　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一　申請者が個人である場合は、その住民票の写し 二　申請者が法人である場合は、その定款及び登記事項証明書 三　申請者が次条各号の規定に該当しないことを説明した書類 四　講師の氏名、職業及び略歴 五　学科講習の科目及び時間数 六　実務講習の実施方法及び期間 七　登録講習の業務以外の業務を行つている場合には、その業務の種類及び概要を記載した書類 八　その他参考となる事項を記載した書類	国土交通省・環境省
（欠格条項） 第十四条の三　次の各号のいずれかに該当する者は、第十四条第三号の登録を受けることができない。 一　法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 二　第十四条の十三の規定により第十四条第三号の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者 三　法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者がある者	（略）	国土交通省・環境省
（登録基準） 第十四条の四　厚生労働大臣は、第十四条の二の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。 一　学科講習の科目及び時間数は、次のとおりであること。 イ　水道行政　二時間以上 ロ　公衆衛生・衛生管理　二時間以上 ハ　水道経営　三時間以上 ニ　水道基礎工学概論　二十一時間以上 ホ　水質管理　十二時間以上 ヘ　水道施設管理　三十三時間以上 二　学科講習の講師が次のいずれかに該当するものであること。 イ　学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において前号に掲げる科目に相当する学科を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者 ロ　法第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業に関する実務に十年以上従事した経験を有する者 ハ　イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者 三　水道施設の技術的基準を定める省令（平成十二年厚生省令第十五号）第五条に適合する濾ろ過設備を有する水道施設において、十五日間以上の実務講習（一日につき五時間以上実施されるものに限る。）が行われること。 ２　登録は、登録講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。 一　登録年月日及び登録番号 二　登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 三　登録を受けた者が登録講習を行う主たる事業所の名称及び所在地	（登録基準） 第十四条の四　国土交通大臣及び環境大臣は、第十四条の二の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。 一　学科講習の科目及び時間数は、次のとおりであること。 イ　水道行政　二時間以上 ロ　公衆衛生・衛生管理　二時間以上 ハ　水道経営　三時間以上 ニ　水道基礎工学概論　二十一時間以上 ホ　水質管理　十二時間以上 ヘ　水道施設管理　三十三時間以上 二　学科講習の講師が次のいずれかに該当するものであること。 イ　学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において前号に掲げる科目に相当する学科を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者 ロ　法第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業に関する実務に十年以上従事した経験を有する者 ハ　イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者 三　水道施設の技術的基準を定める省令（平成十二年厚生省令第十五号）第五条に適合する濾ろ過設備を有する水道施設において、十五日間以上の実務講習（一日につき五時間以上実施されるものに限る。）が行われること。 ２　登録は、登録講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。 一　登録年月日及び登録番号 二　登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 三　登録を受けた者が登録講習を行う主たる事業所の名称及び所在地	国土交通省・環境省
（登録の更新） 第十四条の五　第十四条第三号の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。 ２　前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。	（略）	国土交通省・環境省
（実施義務） 第十四条の六　第十四条第三号の登録を受けた者（以下「登録講習機関」という。）は、正当な理由がある場合を除き、毎事業年度、次に掲げる事項を記載した登録講習の実施に関する計画を作成し、これに従つて公正に登録講習を行わなければならない。 一　学科講習の実施時期、実施場所、科目、時間及び受講定員に関する事項 二　実務講習の実施時期、実施場所及び受講定員に関する事項 ２　登録講習機関は、毎事業年度の開始前に、前項の規定により作成した計画を厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。	（実施義務） 第十四条の六　第十四条第三号の登録を受けた者（以下「登録講習機関」という。）は、正当な理由がある場合を除き、毎事業年度、次に掲げる事項を記載した登録講習の実施に関する計画を作成し、これに従つて公正に登録講習を行わなければならない。 一　学科講習の実施時期、実施場所、科目、時間及び受講定員に関する事項 二　実務講習の実施時期、実施場所及び受講定員に関する事項 ２　登録講習機関は、毎事業年度の開始前に、前項の規定により作成した計画を国土交通大臣及び環境大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。	国土交通省・環境省
（変更の届出） 第十四条の七　登録講習機関は、その氏名若しくは名称又は住所の変更をしようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。	（変更の届出） 第十四条の七　登録講習機関は、その氏名若しくは名称又は住所の変更をしようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣及び環境大臣に届け出なければならない。	国土交通省・環境省

（業務規程） 第十四条の八　登録講習機関は、登録講習の業務の開始前に、次に掲げる事項を記載した登録講習の業務に関する規程を定め、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 一　登録講習の受講申請に関する事項 二　登録講習の受講手数料に関する事項 三　前号の手数料の収納の方法に関する事項 四　登録講習の講師の選任及び解任に関する事項 五　登録講習の修了証書の交付及び再交付に関する事項 六　登録講習の業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項 七　第十四条の十第二項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項 八　前各号に掲げるもののほか、登録講習の実施に関し必要な事項	（業務規程） 第十四条の八　登録講習機関は、登録講習の業務の開始前に、次に掲げる事項を記載した登録講習の業務に関する規程を定め、国土交通大臣及び環境大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 一　登録講習の受講申請に関する事項 二　登録講習の受講手数料に関する事項 三　前号の手数料の収納の方法に関する事項 四　登録講習の講師の選任及び解任に関する事項 五　登録講習の修了証書の交付及び再交付に関する事項 六　登録講習の業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項 七　第十四条の十第二項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項 八　前各号に掲げるもののほか、登録講習の実施に関し必要な事項	国土交通省・環境省
（業務の休廃止） 第十四条の九　登録講習機関は、登録講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。 一　休止又は廃止の理由及びその予定期日 二　休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間	（業務の休廃止） 第十四条の九　登録講習機関は、登録講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を国土交通大臣及び環境大臣に届け出なければならない。 一　休止又は廃止の理由及びその予定期日 二　休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間	国土交通省・環境省
（財務諸表等の備付け及び閲覧等） 第十四条の十　登録講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。 ２　登録講習を受験しようとする者その他の利害関係人は、登録講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録講習機関の定めた費用を支払わなければならない。 一　財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求 二　前号の書面の謄本又は抄本の請求 三　財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求 四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次のいずれかのものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求 イ　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの ロ　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法	（財務諸表等の備付け及び閲覧等） 第十四条の十　登録講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。 ２　登録講習を受験しようとする者その他の利害関係人は、登録講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録講習機関の定めた費用を支払わなければならない。 一　財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求 二　前号の書面の謄本又は抄本の請求 三　財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求 四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次のいずれかのものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求 イ　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの ロ　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法	国土交通省・環境省
（適合命令） 第十四条の十一　厚生労働大臣は、登録講習機関が第十四条の四第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。	（適合命令） 第十四条の十一　国土交通大臣及び環境大臣は、登録講習機関が第十四条の四第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。	国土交通省・環境省
（改善命令） 第十四条の十二　厚生労働大臣は、登録講習機関が第十四条の六第一項の規定に違反していると認めるときは、その登録講習機関に対し、登録講習を行うべきこと又は登録講習の実施方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。	（改善命令） 第十四条の十二　国土交通大臣及び環境大臣は、登録講習機関が第十四条の六第一項の規定に違反していると認めるときは、その登録講習機関に対し、登録講習を行うべきこと又は登録講習の実施方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。	国土交通省・環境省
（登録の取消し等） 第十四条の十三　厚生労働大臣は、登録講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて登録講習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 一　第十四条の三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。 二　第十四条の六第二項、第十四条の七から第十四条の九まで、第十四条の十第一項又は次条の規定に違反したとき。 三　正当な理由がないのに第十四条の十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。 四　第十四条の十一又は前条の規定による命令に違反したとき。 五　不正の手段により第十四条第三号の登録を受けたとき。	（登録の取消し等） 第十四条の十三　国土交通大臣及び環境大臣は、登録講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて登録講習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 一　第十四条の三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。 二　第十四条の六第二項、第十四条の七から第十四条の九まで、第十四条の十第一項又は次条の規定に違反したとき。 三　正当な理由がないのに第十四条の十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。 四　第十四条の十一又は前条の規定による命令に違反したとき。 五　不正の手段により第十四条第三号の登録を受けたとき。	国土交通省・環境省

（帳簿の備付け） 第十四条の十四　登録講習機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備え、登録講習の業務を廃止するまでこれを保存しなければならない。 一　学科講習、実務講習ごとの講習実施年月日、実施場所、参加者氏名及び住所 二　学科講習の講師の氏名 三　講習修了者の氏名、生年月日及び修了年月日	（略）	国土交通省・環境省
（報告の徴収） 第十四条の十五　厚生労働大臣は、登録講習の実施のため必要な限度において、登録講習機関に対し、登録講習事務又は経理の状況に関し報告させることができる。	（報告の徴収） 第十四条の十五　国土交通大臣及び環境大臣は、登録講習の実施のため必要な限度において、登録講習機関に対し、登録講習事務又は経理の状況に関し報告させることができる。	国土交通省・環境省
（公示） 第十四条の十六　厚生労働大臣は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。 一　第十四条第三号の登録をしたとき。 二　第十四条の七の規定による届出があつたとき。 三　第十四条の九の規定による届出があつたとき。 四　第十四条の十三の規定により第十四条第三号の登録を取り消し、又は登録講習の業務の停止を命じたとき。	（公示） 第十四条の十六　国土交通大臣及び環境大臣は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。 一　第十四条第三号の登録をしたとき。 二　第十四条の七の規定による届出があつたとき。 三　第十四条の九の規定による届出があつたとき。 四　第十四条の十三の規定により第十四条第三号の登録を取り消し、又は登録講習の業務の停止を命じたとき。	国土交通省・環境省
（定期及び臨時の水質検査） 第十五条　（略） ２　（略） ３　第一項第一号ロの検査及び第二項の検査は、水質基準に関する省令に規定する厚生労働大臣が定める方法によつて行うものとする。 ４～7（略） 8　法第二十条第三項ただし書の規定により、水道事業者が第一項及び第二項の検査を地方公共団体の機関又は登録水質検査機関（以下この項において「水質検査機関」という。）に委託して行うときは、次に掲げるところにより行うものとする。	（定期及び臨時の水質検査） 第十五条　（略） ２　（略） ３　第一項第一号ロの検査及び第二項の検査は、水質基準に関する省令に規定する環境大臣が定める方法によつて行うものとする。 ４～７（略） 8　法第二十条第三項ただし書（法第三十一条及び法第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、水道事業者が第一項及び第二項の検査を地方公共団体の機関又は登録水質検査機関（以下この項において「水質検査機関」という。）に委託して行うときは、次に掲げるところにより行うものとする。	環境省

（登録の申請） 第十五条の二　法第二十条の二の登録の申請をしようとする者は、様式第十三による申請書に次に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。 一　申請者が個人である場合は、その住民票の写し 二　申請者が法人である場合は、その定款及び登記事項証明書 三　申請者が法第二十条の三各号の規定に該当しないことを説明した書類 四　法第二十条の四第一項第一号の必要な検査施設を有していることを示す次に掲げる書類 イ　試料及び水質検査に用いる機械器具の汚染を防止するために必要な設備並びに適切に区分されている検査室を有していることを説明した書類（検査室を撮影した写真並びに縮尺及び寸法を記載した平面図を含む。） ロ　次に掲げる水質検査を行うための機械器具に関する書類 （１）　前条第一項第一号の水質検査の項目ごとに水質検査に用いる機械器具の名称及びその数を記載した書類 （２）　水質検査に用いる機械器具ごとの性能を記載した書類 （３）　水質検査に用いる機械器具ごとの所有又は借入れの別について説明した書類（借り入れている場合は、当該機械器具に係る借入れの期限を記載すること。） （４）　水質検査に用いる機械器具ごとに撮影した写真 五　法第二十条の四第一項第二号の水質検査を実施する者（以下「検査員」という。）の氏名及び略歴 六　法第二十条の四第一項第三号イに規定する部門（以下「水質検査部門」という。）及び同号ハに規定する専任の部門（以下「信頼性確保部門」という。）が置かれていることを説明した書類 七　法第二十条の四第一項第三号ロに規定する文書として、第十五条の四第六号に規定する標準作業書及び同条第七号イからルまでに掲げる文書 八　水質検査を行う区域内の場所と水質検査を行う事業所との間の試料の運搬の経路及び方法並びにその運搬に要する時間を説明した書類 九　次に掲げる事項を記載した書面 イ　検査員の氏名及び担当する水質検査の区分 ロ　法第二十条の四第一項第三号イの管理者（以下「水質検査部門管理者」という。）の氏名及び第十五条の四第三号に規定する検査区分責任者の氏名 ハ　第十五条の四第四号に規定する信頼性確保部門管理者の氏名 ニ　水質検査を行う項目ごとの定量下限値 ホ　現に行つている事業の概要	（登録の申請） 第十五条の二　法第二十条の二の登録の申請をしようとする者は、様式第十三による申請書に次に掲げる書類を添えて、国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。 一　申請者が個人である場合は、その住民票の写し 二　申請者が法人である場合は、その定款及び登記事項証明書 三　申請者が法第二十条の三各号の規定に該当しないことを説明した書類 四　法第二十条の四第一項第一号の必要な検査施設を有していることを示す次に掲げる書類 イ　試料及び水質検査に用いる機械器具の汚染を防止するために必要な設備並びに適切に区分されている検査室を有していることを説明した書類（検査室を撮影した写真並びに縮尺及び寸法を記載した平面図を含む。） ロ　次に掲げる水質検査を行うための機械器具に関する書類 （１）　前条第一項第一号の水質検査の項目ごとに水質検査に用いる機械器具の名称及びその数を記載した書類 （２）　水質検査に用いる機械器具ごとの性能を記載した書類 （３）　水質検査に用いる機械器具ごとの所有又は借入れの別について説明した書類（借り入れている場合は、当該機械器具に係る借入れの期限を記載すること。） （４）　水質検査に用いる機械器具ごとに撮影した写真 五　法第二十条の四第一項第二号の水質検査を実施する者（以下「検査員」という。）の氏名及び略歴 六　法第二十条の四第一項第三号イに規定する部門（以下「水質検査部門」という。）及び同号ハに規定する専任の部門（以下「信頼性確保部門」という。）が置かれていることを説明した書類 七　法第二十条の四第一項第三号ロに規定する文書として、第十五条の四第六号に規定する標準作業書及び同条第七号イからルまでに掲げる文書 八　水質検査を行う区域内の場所と水質検査を行う事業所との間の試料の運搬の経路及び方法並びにその運搬に要する時間を説明した書類 九　次に掲げる事項を記載した書面 イ　検査員の氏名及び担当する水質検査の区分 ロ　法第二十条の四第一項第三号イの管理者（以下「水質検査部門管理者」という。）の氏名及び第十五条の四第三号に規定する検査区分責任者の氏名 ハ　第十五条の四第四号に規定する信頼性確保部門管理者の氏名 ニ　水質検査を行う項目ごとの定量下限値 ホ　現に行つている事業の概要	国土交通省・環境省
（登録の更新） 第十五条の三　法第二十条の五第一項の登録の更新を申請しようとする者は、様式第十四による申請書に次に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。 一　前条各号に掲げる書類（同条第七号に掲げる文書にあつては、変更がある事項に係る新旧の対照を明示すること。） 二　直近の三事業年度の各事業年度における水質検査を受託した実績を記載した書類	（登録の更新） 第十五条の三　法第二十条の五第一項の登録の更新を申請しようとする者は、様式第十四による申請書に次に掲げる書類を添えて、国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。 一　前条各号に掲げる書類（同条第七号に掲げる文書にあつては、変更がある事項に係る新旧の対照を明示すること。） 二　直近の三事業年度の各事業年度における水質検査を受託した実績を記載した書類	国土交通省・環境省
（検査の方法） 第十五条の四　法第二十条の六第二項の厚生労働省令で定める方法は、次のとおりとする。 一　水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項の検査は、同令に規定する厚生労働大臣が定める方法により行うこと。 二　精度管理（検査に従事する者の技能水準の確保その他の方法により検査の精度を適正に保つことをいう。以下同じ。）を定期的に実施するとともに、外部精度管理調査（国又は都道府県その他の適当と認められる者が行う精度管理に関する調査をいう。以下同じ。）を定期的に受けること。 三　水質検査部門管理者は、次に掲げる業務を行うこと。ただし、ハについては、あらかじめ検査員の中から理化学的検査及び生物学的検査の区分ごとに指定した者（以下「検査区分責任者」という。）に行わせることができるものとする。 イ　水質検査部門の業務を統括すること。 ロ　次号ハの規定により報告を受けた文書に従い、当該業務について速やかに是正処置を講ずること。 ハ　水質検査について第六号に規定する標準作業書に基づき、適切に実施されていることを確認し、標準作業書から逸脱した方法により水質検査が行われた場合には、その内容を評価し、必要な措置を講ずること。 ニ　その他必要な業務 四　信頼性確保部門につき、次に掲げる業務を自ら行い、又は業務の内容に応じてあらかじめ指定した者に行わせる者（以下「信頼性確保部門管理者」という。）が置かれていること。 イ　第七号への文書に基づき、水質検査の業務の管理について内部監査を定期的に行うこと。 ロ　第七号トの文書に基づく精度管理を定期的に実施するための事務、外部精度管理調査を定期的に受けるための事務及び日常業務確認調査（国、水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者が行う水質検査の業務の確認に関する	（検査の方法） 第十五条の四　法第二十条の六第二項の国土交通省令・環境省令で定める方法は、次のとおりとする。 一　水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項の検査は、同令に規定する環境大臣が定める方法により行うこと。 二　精度管理（検査に従事する者の技能水準の確保その他の方法により検査の精度を適正に保つことをいう。以下同じ。）を定期的に実施するとともに、外部精度管理調査（国又は都道府県その他の適当と認められる者が行う精度管理に関する調査をいう。以下同じ。）を定期的に受けること。 三　水質検査部門管理者は、次に掲げる業務を行うこと。ただし、ハについては、あらかじめ検査員の中から理化学的検査及び生物学的検査の区分ごとに指定した者（以下「検査区分責任者」という。）に行わせることができるものとする。 イ　水質検査部門の業務を統括すること。 ロ　次号ハの規定により報告を受けた文書に従い、当該業務について速やかに是正処置を講ずること。 ハ　水質検査について第六号に規定する標準作業書に基づき、適切に実施されていることを確認し、標準作業書から逸脱した方法により水質検査が行われた場合には、その内容を評価し、必要な措置を講ずること。 ニ　その他必要な業務 四　信頼性確保部門につき、次に掲げる業務を自ら行い、又は業務の内容に応じてあらかじめ指定した者に行わせる者（以下「信頼性確保部門管理者」という。）が置かれていること。 イ　第七号への文書に基づき、水質検査の業務の管理について内部監査を定期的に行うこと。 ロ　第七号トの文書に基づく精度管理を定期的に実施するための事務、外部精度管理調査を定期的に受けるための事務及び日常業務確認調査（国、水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者が行う水質検査の業務の確認に関する	

調査をいう。以下同じ。）を受けるための事務を行うこと。 ハ　イの内部監査並びにロの精度管理、外部精度管理調査及び日常業務確認調査の結果（是正処置が必要な場合にあつては、当該是正処置の内容を含む。）を水質検査部門管理者に対して文書により報告するとともに、その記録を法第二十条の十四の帳簿に記載すること。 ニ　その他必要な業務 五　水質検査部門管理者及び信頼性確保部門管理者が登録水質検査機関の役員又は当該部門を管理する上で必要な権限を有する者であること。 六　次の表に定めるところにより、標準作業書を作成し、これに基づき検査を実施すること。 作成すべき標準作業書の種類 記載すべき事項 検査実施標準作業書 一　水質検査の項目及び項目ごとの分析方法の名称 二　水質検査の項目ごとに記載した試薬、試液、培地、標準品及び標準液（以下「試薬等」という。）の選択並びに調製の方法、試料の調製の方法並びに水質検査に用いる機械器具の操作の方法 三　水質検査に当たつての注意事項 四　水質検査により得られた値の処理の方法 五　水質検査に関する記録の作成要領 六　作成及び改定年月日 試料取扱標準作業書 一　試料の採取の方法 ☒ 二　試料の運搬の方法 ☒ 三　試料の受領の方法 四　試料の管理の方法 五　試料の管理に関する記録の作成要領 六　作成及び改定年月日 試薬等管理標準作業書 一　試薬等の容器にすべき表示の方法 二　試薬等の管理に関する注意事項 三　試薬等の管理に関する記録の作成要領 四　作成及び改定年月日 機械器具保守管理標準作業書 一　機械器具の名称 二　常時行うべき保守点検の方法 三　定期的な保守点検に関する計画 四　故障が起こつた場合の対応の方法 五　機械器具の保守管理に関する記録の作成要領 六　作成及び改定年月日 七　次に掲げる文書を作成すること。 イ　組織内の各部門の権限、責任及び相互関係等について記載した文書 ロ　文書の管理について記載した文書 ハ　記録の管理について記載した文書 ニ　教育訓練について記載した文書 ホ　不適合業務及び是正処置等について記載した文書 ヘ　内部監査の方法を記載した文書 ト　精度管理の方法及び外部精度管理調査を定期的に受けるための計画を記載した文書 チ　水質検査結果書の発行の方法を記載した文書 リ　受託の方法を記載した文書 ヌ　物品の購入の方法を記載した文書 ル　その他水質検査の業務の管理及び精度の確保に関する事項を記載した文書	調査をいう。以下同じ。）を受けるための事務を行うこと。 ハ　イの内部監査並びにロの精度管理、外部精度管理調査及び日常業務確認調査の結果（是正処置が必要な場合にあつては、当該是正処置の内容を含む。）を水質検査部門管理者に対して文書により報告するとともに、その記録を法第二十条の十四の帳簿に記載すること。 ニ　その他必要な業務 五　水質検査部門管理者及び信頼性確保部門管理者が登録水質検査機関の役員又は当該部門を管理する上で必要な権限を有する者であること。 六　次の表に定めるところにより、標準作業書を作成し、これに基づき検査を実施すること。 作成すべき標準作業書の種類 記載すべき事項 検査実施標準作業書 一　水質検査の項目及び項目ごとの分析方法の名称 二　水質検査の項目ごとに記載した試薬、試液、培地、標準品及び標準液（以下「試薬等」という。）の選択並びに調製の方法、試料の調製の方法並びに水質検査に用いる機械器具の操作の方法 三　水質検査に当たつての注意事項 四　水質検査により得られた値の処理の方法 五　水質検査に関する記録の作成要領 六　作成及び改定年月日 試料取扱標準作業書 一　試料の採取の方法 ☒ 二　試料の運搬の方法 ☒ 三　試料の受領の方法 四　試料の管理の方法 五　試料の管理に関する記録の作成要領 六　作成及び改定年月日 試薬等管理標準作業書 一　試薬等の容器にすべき表示の方法 二　試薬等の管理に関する注意事項 三　試薬等の管理に関する記録の作成要領 四　作成及び改定年月日 機械器具保守管理標準作業書 一　機械器具の名称 二　常時行うべき保守点検の方法 三　定期的な保守点検に関する計画 四　故障が起こつた場合の対応の方法 五　機械器具の保守管理に関する記録の作成要領 六　作成及び改定年月日 七　次に掲げる文書を作成すること。 イ　組織内の各部門の権限、責任及び相互関係等について記載した文書 ロ　文書の管理について記載した文書 ハ　記録の管理について記載した文書 ニ　教育訓練について記載した文書 ホ　不適合業務及び是正処置等について記載した文書 ヘ　内部監査の方法を記載した文書 ト　精度管理の方法及び外部精度管理調査を定期的に受けるための計画を記載した文書 チ　水質検査結果書の発行の方法を記載した文書 リ　受託の方法を記載した文書 ヌ　物品の購入の方法を記載した文書 ル　その他水質検査の業務の管理及び精度の確保に関する事項を記載した文書	国土交通省・環境省

（変更の届出） 第十五条の五　法第二十条の七の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第十五による届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 ２　水質検査を行う区域又は水質検査を行う事業所の所在地の変更を行う場合に提出する前項の届出書には、第十五条の二第八号に掲げる書類を添えなければならない	（変更の届出） 第十五条の五　法第二十条の七の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第十五による届出書を国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。 ２　水質検査を行う区域又は水質検査を行う事業所の所在地の変更を行う場合に提出する前項の届出書には、第十五条の二第八号に掲げる書類を添えなければならない	国土交通省・環境省
（水質検査業務規程） 第十五条の六　法第二十条の八第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一　水質検査の業務の実施及び管理の方法に関する事項 二　水質検査の業務を行う時間及び休日に関する事項 三　水質検査の委託を受けることができる件数の上限に関する事項 四　水質検査の業務を行う事業所の場所に関する事項 五　水質検査に関する料金及びその収納の方法に関する事項 六　水質検査部門管理者及び信頼性確保部門管理者の氏名並びに検査員の名簿 七　水質検査部門管理者及び信頼性確保部門管理者の選任及び解任に関する事項 八　法第二十条の十第二項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項 九　前各号に掲げるもののほか、水質検査の業務に関し必要な事項 ２　登録水質検査機関は、法第二十条の八第一項前段の規定により水質検査業務規程の届出をしようとするときは、様式第十六による届出書に次に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。 一　前項第三号の規定により定める水質検査の委託を受けることができる件数の上限の設定根拠を明らかにする書類 二　前項第五号の規定により定める水質検査に関する料金の算出根拠を明らかにする書類 ３　登録水質検査機関は、法第二十条の八第一項後段の規定により水質検査業務規程の変更の届出をしようとするときは、様式第十六の二による届出書に前項各号に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、第一項第三号及び第五号に定める事項（水質検査に関する料金の収納の方法に関する事項を除く。）の変更を行わない場合には、前項各号に掲げる書類を添えることを要しない。	（水質検査業務規程） 第十五条の六　法第二十条の八第二項の国土交通省令・環境省令で定める事項は、次のとおりとする。 一　水質検査の業務の実施及び管理の方法に関する事項 二　水質検査の業務を行う時間及び休日に関する事項 三　水質検査の委託を受けることができる件数の上限に関する事項 四　水質検査の業務を行う事業所の場所に関する事項 五　水質検査に関する料金及びその収納の方法に関する事項 六　水質検査部門管理者及び信頼性確保部門管理者の氏名並びに検査員の名簿 七　水質検査部門管理者及び信頼性確保部門管理者の選任及び解任に関する事項 八　法第二十条の十第二項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項 九　前各号に掲げるもののほか、水質検査の業務に関し必要な事項 ２　登録水質検査機関は、法第二十条の八第一項前段の規定により水質検査業務規程の届出をしようとするときは、様式第十六による届出書に次に掲げる書類を添えて、国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。 一　前項第三号の規定により定める水質検査の委託を受けることができる件数の上限の設定根拠を明らかにする書類 二　前項第五号の規定により定める水質検査に関する料金の算出根拠を明らかにする書類 ３　登録水質検査機関は、法第二十条の八第一項後段の規定により水質検査業務規程の変更の届出をしようとするときは、様式第十六の二による届出書に前項各号に掲げる書類を添えて、国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。ただし、第一項第三号及び第五号に定める事項（水質検査に関する料金の収納の方法に関する事項を除く。）の変更を行わない場合には、前項各号に掲げる書類を添えることを要しない。	国土交通省・環境省
（業務の休廃止の届出） 第十五条の七　登録水質検査機関は、法第二十条の九の規定により水質検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、様式第十六の三による届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。	（業務の休廃止の届出） 第十五条の七　登録水質検査機関は、法第二十条の九の規定により水質検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、様式第十六の三による届出書を国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。	国土交通省・環境省
（電磁的記録に記録された情報の内容を表示する方法） 第十五条の八　法第二十条の十第二項第三号の厚生労働省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。	（電磁的記録に記録された情報の内容を表示する方法） 第十五条の八　法第二十条の十第二項第三号の国土交通省令・環境省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。	国土交通省・環境省
（情報通信の技術を利用する方法） 第十五条の九　法第二十条の十第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める電磁的方法は、次の各号に掲げるもののうちいずれかの方法とする。 一　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの 二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法	（情報通信の技術を利用する方法） 第十五条の九　法第二十条の十第二項第四号に規定する国土交通省令・環境省令で定める電磁的方法は、次の各号に掲げるもののうちいずれかの方法とする。 一　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの 二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法	国土交通省・環境省
（帳簿の備付け） 第十五条の十　登録水質検査機関は、書面又は電磁的記録によつて水質検査に関する事項であつて次項に掲げるものを記載した帳簿を備え、水質検査を実施した日から起算して五年間、これを保存しなければならない。 ２　法第二十条の十四の厚生労働省令で定める事項は次のとおりとする。 一　水質検査を委託した者の氏名及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名） 二　水質検査の委託を受けた年月日 三　試料を採取した場所 四　試料の運搬の方法 五　水質検査の開始及び終了の年月日時 六　水質検査の項目 七　水質検査を行つた検査員の氏名	（帳簿の備付け） 第十五条の十　登録水質検査機関は、書面又は電磁的記録によつて水質検査に関する事項であつて次項に掲げるものを記載した帳簿を備え、水質検査を実施した日から起算して五年間、これを保存しなければならない。 ２　法第二十条の十四の国土交通省令・環境省令で定める事項は次のとおりとする。 一　水質検査を委託した者の氏名及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名） 二　水質検査の委託を受けた年月日 三　試料を採取した場所 四　試料の運搬の方法 五　水質検査の開始及び終了の年月日時 六　水質検査の項目	国土交通省・環境省

八　水質検査の結果及びその根拠となる書類 九　第十五条の四第四号ハにより帳簿に記載すべきこととされている事項 十　第十五条の四第七号ハの文書において帳簿に記載すべきこととされている事項 十一　第十五条の四第七号ニの教育訓練に関する記録	七　水質検査を行つた検査員の氏名 八　水質検査の結果及びその根拠となる書類 九　第十五条の四第四号ハにより帳簿に記載すべきこととされている事項 十　第十五条の四第七号ハの文書において帳簿に記載すべきこととされている事項 十一　第十五条の四第七号ニの教育訓練に関する記録	
（健康診断） 第十六条　法第二十一条第一項の規定により行う定期の健康診断は、おおむね六箇月ごとに、病原体がし尿に排せつされる感染症の患者（病原体の保有者を含む。）の有無に関して、行うものとする。 ２　法第二十一条第一項の規定により行う臨時の健康診断は、同項に掲げる者に前項の感染症が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、発生した感染症又は発生するおそれがある感染症について、前項の例により行うものとする。 ３　第一項の検査は、前項の検査を行つた月においては、同項の規定により行つた検査に係る感染症に関しては、行うことを要しない。 ４　他の法令（地方公共団体の条例及び規則を含む。以下本項において同じ。）に基いて行われた健康診断の内容が、第一項に規定する感染症の全部又は一部に関する健康診断の内容に相当するものであるときは、その健康診断の相当する部分は、同項に規定するその部分に相当する健康診断とみなす。この場合において、法第二十一条第二項の規定に基いて作成し、保管すべき記録は、他の法令に基いて行われた健康診断の記録をもつて代えるものとする。	（略）	環境省
（衛生上必要な措置） 第十七条　法第二十二条の規定により水道事業者が講じなければならない衛生上必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。 一　取水場、貯水池、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせいは、常に清潔にし、水の汚染の防止を充分にすること。 二　前号の施設には、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入つて水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講ずること。 三　給水栓における水が、遊離残留塩素を〇・一 ｍｇ／ｌ （結合残留塩素の場合は、〇・四 ｍｇ／ｌ ）以上保持するように塩素消毒をすること。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水の遊離残留塩素は、〇・二 ｍｇ／ｌ （結合残留塩素の場合は、一・五 ｍｇ／ｌ ）以上とする。 ２　前項第三号の遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法は、厚生労働大臣が定める。	（衛生上必要な措置） 第十七条　法第二十二条の規定により水道事業者が講じなければならない衛生上必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。 一　取水場、貯水池、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせいは、常に清潔にし、水の汚染の防止を充分にすること。 二　前号の施設には、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入つて水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講ずること。 三　給水栓における水が、遊離残留塩素を〇・一 ｍｇ／ｌ （結合残留塩素の場合は、〇・四 ｍｇ／ｌ ）以上保持するように塩素消毒をすること。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水の遊離残留塩素は、〇・二 ｍｇ／ｌ （結合残留塩素の場合は、一・五 ｍｇ／ｌ ）以上とする。 ２　前項第三号の遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法は、環境大臣が定める。	環境省
（水道施設の維持及び修繕） 第十七条の二　法第二十二条の二第一項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。 一　水道施設の構造、位置、維持又は修繕の状況その他の水道施設の状況（次号において「水道施設の状況」という。）を勘案して、流量、水圧、水質その他の水道施設の運転状態を監視し、及び適切な時期に、水道施設の巡視を行い、並びに清掃その他の当該水道施設を維持するために必要な措置を講ずること。 二　水道施設の状況を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により点検を行うこと。 三　前号の点検は、コンクリート構造物（水密性を有し、水道施設の運転に影響を与えない範囲において目視が可能なものに限る。次項及び第三項において同じ。）にあつては、おおむね五年に一回以上の適切な頻度で行うこと。 四　第二号の点検その他の方法により水道施設の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、水道施設を良好な状態に保つように、修繕その他の必要な措置を講ずること。 ２　水道事業者は、前項第二号の点検（コンクリート構造物に係るものに限る。）を行つた場合に、次に掲げる事項を記録し、これを次に点検を行うまでの期間保存しなければならない。 一　点検の年月日 二　点検を実施した者の氏名 三　点検の結果 ３　水道事業者は、第一項第二号の点検その他の方法によりコンクリート構造物の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握し、同項第四号の措置（修繕に限る。）を講じた場合には、その内容を記録し、当該コンクリート構造物を利用している期間保存しなければならない。	（水道施設の維持及び修繕） 第十七条の二　法第二十二条の二第一項の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。 一　水道施設の構造、位置、維持又は修繕の状況その他の水道施設の状況（次号において「水道施設の状況」という。）を勘案して、流量、水圧、水質その他の水道施設の運転状態を監視し、及び適切な時期に、水道施設の巡視を行い、並びに清掃その他の当該水道施設を維持するために必要な措置を講ずること。 二　水道施設の状況を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により点検を行うこと。 三　前号の点検は、コンクリート構造物（水密性を有し、水道施設の運転に影響を与えない範囲において目視が可能なものに限る。次項及び第三項において同じ。）にあつては、おおむね五年に一回以上の適切な頻度で行うこと。 四　第二号の点検その他の方法により水道施設の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、水道施設を良好な状態に保つように、修繕その他の必要な措置を講ずること。 ２　水道事業者は、前項第二号の点検（コンクリート構造物に係るものに限る。）を行つた場合に、次に掲げる事項を記録し、これを次に点検を行うまでの期間保存しなければならない。 一　点検の年月日 二　点検を実施した者の氏名 三　点検の結果 ３　水道事業者は、第一項第二号の点検その他の方法によりコンクリート構造物の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握し、同項第四号の措置（修繕に限る。）を講じた場合には、その内容を記録し、当該コンクリート構造物を利用している期間保存しなければならない。	国土交通省

（水道施設台帳） 第十七条の三　法第二十二条の三第一項に規定する水道施設の台帳は、調書及び図面をもつて組成するものとする。 ２　調書には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。 一　導水管きよ、送水管及び配水管（次号及び次項において「管路等」という。）にあつては、その区分、設置年度、口径、材質及び継手形式（以下この号において「区分等」という。）並びに区分等ごとの延長 二　水道施設（管路等を除く。）にあつては、その名称、設置年度、数量、構造又は形式及び能力 ３　図面は、一般図及び施設平面図を作成するほか、必要に応じ、その他の図面を作成するものとし、水道施設につき、少なくとも次に掲げるところにより記載するものとする。 一　一般図は、次に掲げる事項を記載した地形図とすること。 イ　市町村名及びその境界線 ロ　給水区域の境界線 ハ　主要な水道施設の位置及び名称 ニ　主要な管路等の位置 ホ　方位、縮尺、凡例及び作成の年月日 二　施設平面図は、次に掲げる事項を記載したものとすること。 イ　前号（ロを除く。）に掲げる事項 ロ　管路等の位置、口径及び材質 ハ　制水弁、空気弁、消火栓、減圧弁及び排水設備の位置及び種類 ニ　管路等以外の施設の名称、位置及び敷地の境界線 ホ　付近の道路、河川、鉄道等の位置 三　一般図、施設平面図又はその他の図面のいずれかにおいて、次に掲げる事項を記載すること。 イ　管路等の設置年度、継手形式及び土かぶり ロ　制水弁、空気弁、消火栓、減圧弁及び排水設備の形式及び口径 ハ　止水栓の位置 ニ　道路、河川、鉄道等を架空横断する管路等の構造形式、条数及び延長 ４　調書及び図面の記載事項に変更があつたときは、速やかに、これを訂正しなければならない	（略）	国土交通省
（水道事業に係る収支の見通しの作成及び公表） 第十七条の四　水道事業者は、法第二十二条の四第二項の収支の見通しを作成するに当たり、三十年以上の期間（次項において「算定期間」という。）を定めて、その事業に係る長期的な収支を試算するものとする。 ２　前項の試算は、算定期間における給水収益を適切に予測するとともに、水道施設の損傷、腐食その他の劣化の状況を適切に把握又は予測した上で水道施設の新設、増設又は改造（当該状況により必要となる水道施設の更新に係るものに限る。）の需要を算出するものとする。 ３　前項の需要の算出に当たつては、水道施設の規模及び配置の適正化、費用の平準化並びに災害その他非常の場合における給水能力を考慮するものとする。 ４　水道事業者は、第一項の試算に基づき、十年以上を基準とした合理的な期間について収支の見通しを作成し、これを公表するよう努めなければならない。 ５　水道事業者は、収支の見通しを作成したときは、おおむね三年から五年ごとに見直すよう努めなければならない。	（略）	国土交通省
（情報提供） 第十七条の五　法第二十四条の二の規定による情報の提供は、第一号から第六号までに掲げるものにあつては毎年一回以上定期に（第一号の水質検査計画にあつては、毎事業年度の開始前に）、第七号及び第八号に掲げるものにあつては必要が生じたときに速やかに、水道の需要者の閲覧に供する等水道の需要者が当該情報を容易に入手することができるような方法で行うものとする。 一　水質検査計画及び法第二十条第一項の規定により行う定期の水質検査の結果その他水道により供給される水の安全に関する事項 二　水道事業の実施体制に関する事項（法第二十四条の三第一項の規定による委託及び法第二十四条の四第一項の規定による水道施設運営権の設定の内容を含む。） 三　水道施設の整備その他水道事業に要する費用に関する事項 四　水道料金その他需要者の負担に関する事項 五　給水装置及び貯水槽水道の管理等に関する事項 六　水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項 七　法第二十条第一項の規定により行う臨時の水質検査の結果 八　災害、水質事故等の非常時における水道の危機管理に関する事項	（略）	国土交通省
（委託契約書の記載事項） 第十七条の六　令第九条第三号ハに規定する厚生労働省令で定める事項は、委託に係る業務の実施体制に関する事項とする。	（委託契約書の記載事項） 第十七条の六　令第九条第三号ハに規定する国土交通省令で定める事項は、委託に係る業務の実施体制に関する事項とする。	国土交通省

（業務の委託の届出） 第十七条の七　法第二十四条の三第二項の規定による業務の委託の届出に係る厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一　水道事業者の氏名又は名称 二　水道管理業務受託者の住所及び氏名（法人又は組合（二以上の法人が、一の場所において行われる業務を共同連帯して請け負つた場合を含む。）にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名） 三　受託水道業務技術管理者の氏名 四　委託した業務の範囲 五　契約期間 ２　法第二十四条の三第二項の規定による委託に係る契約が効力を失つたときの届出に係る厚生労働省令で定める事項は、前項各号に掲げるもののほか、当該契約が効力を失つた理由とする。	（業務の委託の届出） 第十七条の七　法第二十四条の三第二項の規定による業務の委託の届出に係る国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。 一　水道事業者の氏名又は名称 二　水道管理業務受託者の住所及び氏名（法人又は組合（二以上の法人が、一の場所において行われる業務を共同連帯して請け負つた場合を含む。）にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名） 三　受託水道業務技術管理者の氏名 四　委託した業務の範囲 五　契約期間 ２　法第二十四条の三第二項の規定による委託に係る契約が効力を失つたときの届出に係る国土交通省令で定める事項は、前項各号に掲げるもののほか、当該契約が効力を失つた理由とする。	国土交通省
（業務の委託に関する特例） 第十七条の八　法第二十四条の三第六項の規定により水道管理業務受託者を水道事業者とみなして法第二十条第三項ただし書、第二十二条及び第二十二条の二第一項の規定を適用する場合における第十五条第八項、第十七条第一項並びに第十七条の二第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「水道事業者」とあるのは、「水道管理業務受託者」とする。	（略）	国土交通省
（水道施設運営権の設定の許可の申請） 第十七条の九　法第二十四条の五第一項に規定する厚生労働省令で定める書類（図面を含む。）は、次に掲げるものとする。 一　申請者が水道施設運営権を設定しようとする民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第五項に規定する選定事業者（以下「選定事業者」という。）の定款又は規約 二　水道施設運営等事業の対象となる水道施設の位置を明らかにする地図	（水道施設運営権の設定の許可の申請） 第十七条の九　法第二十四条の五第一項に規定する国土交通省令で定める書類（図面を含む。）は、次に掲げるものとする。 一　申請者が水道施設運営権を設定しようとする民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第五項に規定する選定事業者（以下「選定事業者」という。）の定款又は規約 二　水道施設運営等事業の対象となる水道施設の位置を明らかにする地図	国土交通省
（水道施設運営等事業実施計画書） 第十七条の十　法第二十四条の五第三項第十号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一　選定事業者が水道施設運営等事業を適正に遂行するに足りる専門的能力及び経理的基礎を有するものであることを証する書類 二　水道施設運営等事業の対象となる水道施設の維持管理及び計画的な更新に要する費用の予定総額及びその算出根拠並びにその調達方法並びに借入金の償還方法 三　水道施設運営等事業の対象となる水道施設の利用料金の算出根拠 四　水道施設運営等事業の実施による水道の基盤の強化の効果 五　契約終了時の措置	（水道施設運営等事業実施計画書） 第十七条の十　法第二十四条の五第三項第十号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一　選定事業者が水道施設運営等事業を適正に遂行するに足りる専門的能力及び経理的基礎を有するものであることを証する書類 二　水道施設運営等事業の対象となる水道施設の維持管理及び計画的な更新に要する費用の予定総額及びその算出根拠並びにその調達方法並びに借入金の償還方法 三　水道施設運営等事業の対象となる水道施設の利用料金の算出根拠 四　水道施設運営等事業の実施による水道の基盤の強化の効果 五　契約終了時の措置	国土交通省
（水道施設運営権の設定の許可基準） 第十七条の十一　法第二十四条の六第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。 一　水道施設運営等事業の対象となる水道施設及び当該水道施設に係る業務の範囲が、技術上の観点から合理的に設定され、かつ、選定事業者を水道施設運営権者とみなした場合の当該選定事業者と水道事業者の責任分担が明確にされていること。 二　水道施設運営権の存続期間が水道により供給される水の需要、水道施設の維持管理及び更新に関する長期的な見通しを踏まえたものであり、かつ、経常収支が適切に設定できるよう当該期間が設定されたものであること。 三　水道施設運営等事業の適正を期するために、水道事業者が選定事業者を水道施設運営権者とみなした場合の当該選定事業者の業務及び経理の状況を確認する適切な体制が確保され、かつ、当該確認すべき事項及び頻度が具体的に定められていること。 四　災害その他非常の場合における水道事業者及び選定事業者による水道事業を継続するための措置が、水道事業の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。 五　水道施設運営等事業の継続が困難となつた場合における水道事業者が行う措置が、水道事業の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。 六　選定事業者の工事費の調達、借入金の償還、給水収益及び水道施設の運営に要する費用等に関する収支の見通しが、水道施設運営等事業の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。 七　水道施設運営等事業に関する契約終了時の措置が、水道事業の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。 八　選定事業者が水道施設運営等事業を適正に遂行するに足りる専門的能力及び経理的基礎を有するものであること。 ２　法第二十四条の六第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第二号に関するものは、選定事業者を水道施設運営権者とみなして次条の規定により第十二条の二各号及び第十二条の四各号の規定を適用することとしたならばこれに掲げる要件に適合することとする。 ３　法第二十四条の六第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第三号に関するものは、水道施設運営等事業の実施により、当該水道事業における水道施設の維持管理及び計画的な更新、健全な経営の確保並びに運営に必要な人材の確保が図られることとする。	（略）	国土交通省

（水道施設運営等事業に関する特例） 第十七条の十二　法第二十四条の八第二項の規定により水道施設運営権者を水道事業者とみなして法第十四条第三項及び第五項、第二十条第三項ただし書、第二十二条、第二十二条の二第一項並びに第二十二条の四第二項の規定を適用する場合における第十二条から第十二条の四まで、第十二条の六、第十五条、第十七条、第十七条の二及び第十七条の四の規定の適用については、第十二条第一号中「料金」とあるのは「料金（水道施設運営権者が自らの収入として収受する水道施設の利用に係る料金を含む。第三号から第五号まで、次条から第十二条の四まで及び第十二条の六において同じ。）」と、第十五条第八項、第十七条第一項、第十七条の二第二項及び第三項並びに第十七条の四第一項中「水道事業者」とあるのは「水道施設運営権者」と、同条第二項中「更新」とあるのは「更新（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第六項に規定する運営等として行うものに限る。）」とする。	（水道施設運営等事業に関する特例） 第十七条の十二　法第二十四条の八第一項の規定により水道施設運営権者が水道施設運営等事業を実施する場合における第十二条から第十二条の四まで、第十二条の六及び第五十八条の規定の適用については、第十二条第一号中「料金」とあるのは「料金（水道施設運営権者が自らの収入として収受する水道施設の利用に係る料金を含む。第三号から第五号並びに次条から第十二条の四まで、第十二条の六及び第五十八条第三号において同じ。）」とする。 ２　法第二十四条の八第二項の規定により水道施設運営権者を水道事業者とみなして法第二十条第三項ただし書、法第二十二条、法第二十二条の二第一項及び法第二十二条の四第二項の規定を適用する場合における第十五条、第十七条、第十七条の二及び第十七条の四の規定の適用については、第十五条第八項、第十七条第一項、第十七条の二第二項及び第三項並びに第十七条の四第一項中「水道事業者」とあるのは「水道施設運営権者」と、同条第二項中「更新」とあるのは「更新（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第六項に規定する運営等として行うものに限る。）」とする。	国土交通省
（指定の申請） 第十八条　法第二十五条の二第二項の申請書は、様式第一によるものとする。 ２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　法第二十五条の三第一項第三号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類 二　法人にあつては定款及び登記事項証明書、個人にあつてはその住民票の写し ３　前項第一号の書類は、様式第二によるものとする。	（略）	国土交通省
第十九条　法第二十五条の二第二項第四号の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。 一　法人にあつては、役員の氏名 二　指定を受けようとする水道事業者の給水区域について給水装置工事の事業を行う事業所（第二十一条第三項において単に「事業所」という。）において給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者が法第二十五条の五第一項の規定により交付を受けている給水装置工事主任技術者免状（以下「免状」という。）の交付番号 三　事業の範囲	第十九条　法第二十五条の二第二項第四号の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。 一　法人にあつては、役員の氏名 二　指定を受けようとする水道事業者の給水区域について給水装置工事の事業を行う事業所（第二十一条第三項において単に「事業所」という。）において給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者が法第二十五条の五第一項の規定により交付を受けている給水装置工事主任技術者免状（以下「免状」という。）の交付番号 三　事業の範囲	国土交通省
（厚生労働省令で定める機械器具） 第二十条　法第二十五条の三第一項第二号の厚生労働省令で定める機械器具は、次の各号に掲げるものとする。 一　金切りのこその他の管の切断用の機械器具 二　やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具 三　トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具 四　水圧テストポンプ	（国土交通省令で定める機械器具） 第二十条　法第二十五条の三第一項第二号の国土交通省令で定める機械器具は、次の各号に掲げるものとする。 一　金切りのこその他の管の切断用の機械器具 二　やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具 三　トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具 四　水圧テストポンプ	国土交通省
（厚生労働省令で定める者） 第二十条の二　法第二十五条の三第一項第三号イの厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	（国土交通省令で定める者） 第二十条の二　法第二十五条の三第一項第三号イの国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	国土交通省
（給水装置工事主任技術者の選任） 第二十一条　指定給水装置工事事業者は、法第十六条の二の指定を受けた日から二週間以内に給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。 ２　指定給水装置工事事業者は、その選任した給水装置工事主任技術者が欠けるに至つたときは、当該事由が発生した日から二週間以内に新たに給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。 ３　指定給水装置工事事業者は、前二項の選任を行うに当たつては、一の事業所の給水装置工事主任技術者が、同時に他の事業所の給水装置工事主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の給水装置工事主任技術者が当該二以上の事業所の給水装置工事主任技術者となつてもその職務を行うに当たつて特に支障がないときは、この限りでない。	（略）	国土交通省
第二十二条　法第二十五条の四第二項の規定による給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出は、様式第三によるものとする。	（略）	国土交通省
（給水装置工事主任技術者の職務） 第二十三条　法第二十五条の四第三項第四号の厚生労働省令で定める給水装置工事主任技術者の職務は、水道事業者の給水区域において施行する給水装置工事に関し、当該水道事業者と次の各号に掲げる連絡又は調整を行うこととする。 一　配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整 二　第三十六条第一項第二号に掲げる工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整 三　給水装置工事（第十三条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）を完了した旨の連絡	（給水装置工事主任技術者の職務） 第二十三条　法第二十五条の四第三項第四号の国土交通省令で定める給水装置工事主任技術者の職務は、水道事業者の給水区域において施行する給水装置工事に関し、当該水道事業者と次の各号に掲げる連絡又は調整を行うこととする。 一　配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整 二　第三十六条第一項第二号に掲げる工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整 三　給水装置工事（第十三条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）を完了した旨の連絡	国土交通省

（免状の交付申請） 第二十四条　法第二十五条の五第一項の規定により給水装置工事主任技術者免状（以下「免状」という。）の交付を受けようとする者は、様式第四による免状交付申請書に次に掲げる書類を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。 一　戸籍抄本又は住民票の抄本（日本の国籍を有しない者にあつては、これに代わる書面） 二　第三十三条の規定により交付する合格証書の写し	（免状の交付申請） 第二十四条　法第二十五条の五第一項の規定により給水装置工事主任技術者免状（以下「免状」という。）の交付を受けようとする者は、様式第四による免状交付申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。 一　戸籍抄本又は住民票の抄本（日本の国籍を有しない者にあつては、これに代わる書面） 二　第三十三条の規定により交付する合格証書の写し	国土交通省・環境省
（免状の様式） 第二十五条　法第二十五条の五第一項の規定により交付する免状の様式は、様式第五による。	（略）	国土交通省・環境省
（免状の書換え交付申請） 第二十六条　免状の交付を受けている者は、免状の記載事項に変更を生じたときは、免状に戸籍抄本又は住民票の抄本（日本の国籍を有しない者にあつては、これに代わる書面）を添えて、厚生労働大臣に免状の書換え交付を申請することができる。 ２　前項の免状の書換え交付の申請書の様式は、様式第六による。	（免状の書換え交付申請） 第二十六条　免状の交付を受けている者は、免状の記載事項に変更を生じたときは、免状に戸籍抄本又は住民票の抄本（日本の国籍を有しない者にあつては、これに代わる書面）を添えて、国土交通大臣及び環境大臣に免状の書換え交付を申請することができる。 ２　前項の免状の書換え交付の申請書の様式は、様式第六による。	国土交通省・環境省
（免状の再交付申請） 第二十七条　免状の交付を受けている者は、免状を破り、汚し、又は失つたときは、厚生労働大臣に免状の再交付を申請することができる。 ２　前項の免状の再交付の申請書の様式は、様式第七による。 ３　免状を破り、又は汚した者が第一項の申請をする場合には、申請書にその免状を添えなければならない。 ４　免状の交付を受けている者は、免状の再交付を受けた後、失つた免状を発見したときは、五日以内に、これを厚生労働大臣に返納するものとする。	（免状の再交付申請） 第二十七条　免状の交付を受けている者は、免状を破り、汚し、又は失つたときは、国土交通大臣及び環境大臣に免状の再交付を申請することができる。 ２　前項の免状の再交付の申請書の様式は、様式第七による。 ３　免状を破り、又は汚した者が第一項の申請をする場合には、申請書にその免状を添えなければならない。 ４　免状の交付を受けている者は、免状の再交付を受けた後、失つた免状を発見したときは、五日以内に、これを国土交通大臣及び環境大臣に返納するものとする。	国土交通省・環境省
（免状の返納） 第二十八条　免状の交付を受けている者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）に規定する死亡又は失そうの届出義務者は、一月以内に、厚生労働大臣に免状を返納するものとする。	（免状の返納） 第二十八条　免状の交付を受けている者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）に規定する死亡又は失そうの届出義務者は、一月以内に、国土交通大臣及び環境大臣に免状を返納するものとする。	国土交通省・環境省
（試験の公示） 第二十九条　厚生労働大臣又は法第二十五条の十二第一項に規定する指定試験機関（以下「指定試験機関」という。）は、法第二十五条の六第一項の規定による給水装置工事主任技術者試験（以下「試験」という。）を行う期日及び場所、受験願書の提出期限及び提出先その他試験の施行に関し必要な事項を、あらかじめ、官報に公示するものとする。	（試験の公示） 第二十九条　国土交通大臣及び環境大臣又は法第二十五条の十二第一項に規定する指定試験機関（以下「指定試験機関」という。）は、法第二十五条の六第一項の規定による給水装置工事主任技術者試験（以下「試験」という。）を行う期日及び場所、受験願書の提出期限及び提出先その他試験の施行に関し必要な事項を、あらかじめ、官報に公示するものとする。	国土交通省・環境省
（試験科目） 第三十条　試験の科目は、次のとおりとする。 一　公衆衛生概論 二　水道行政 三　給水装置の概要 四　給水装置の構造及び性能 五　給水装置工事法 六　給水装置施工管理法 七　給水装置計画論 八　給水装置工事事務論	（略）	国土交通省・環境省
（試験科目の一部免除） 第三十一条　建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十四条第一項の表に掲げる検定種目のうち、管工事施工管理の種目に係る一級又は二級の技術検定に合格した者は、試験科目のうち給水装置の概要及び給水装置施工管理法の免除を受けることができる	（試験科目の一部免除） 第三十一条　建設業法施行令第三十四条第一項の表に掲げる検定種目のうち、管工事施工管理の種目に係る一級又は二級の技術検定に合格した者は、試験科目のうち給水装置の概要及び給水装置施工管理法の免除を受けることができる。	国土交通省・環境省
（受験の申請） 第三十二条　試験（指定試験機関がその試験事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、様式第八による受験願書に次に掲げる書類を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。 一　法第二十五条の六第二項に該当する者であることを証する書類 二　写真（旅券法施行規則（平成元年外務省令第十一号）別表第一に定める要件を満たしたものとする。） 三　前条の規定により試験科目の一部の免除を受けようとする場合には、様式第九による給水装置工事主任技術者試験一部免除申請書及び前条に該当する者であることを証する書類 ２　指定試験機関がその試験事務を行う試験を受けようとする者は、当該指定試験機関が定めるところにより、受験願書に前項各号に掲げる書類を添えて、これを当該指定試験機関に提出しなければならない。	（受験の申請） 第三十二条　試験（指定試験機関がその試験事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、様式第八による受験願書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。 一　法第二十五条の六第二項に該当する者であることを証する書類 二　写真（旅券法施行規則（令和四年外務省令第十号）別表第一に定める要件を満たしたものとする。） 三　前条の規定により試験科目の一部の免除を受けようとする場合には、様式第九による給水装置工事主任技術者試験一部免除申請書及び前条に該当する者であることを証する書類 ２　指定試験機関がその試験事務を行う試験を受けようとする者は、当該指定試験機関が定めるところにより、受験願書に前項各号に掲げる書類を添えて、これを当該指定試験機関に提出しなければならない。	国土交通省・環境省

（合格証書の交付） 第三十三条　厚生労働大臣（指定試験機関が合格証書の交付に関する事務を行う場合にあつては、指定試験機関）は、試験に合格した者に合格証書を交付しなければならない。	（合格証書の交付） 第三十三条　国土交通大臣及び環境大臣（指定試験機関が合格証書の交付に関する事務を行う場合にあつては、指定試験機関）は、試験に合格した者に合格証書を交付しなければならない。	国土交通省・環境省
（変更の届出） 第三十四条　法第二十五条の七の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。 一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二　法人にあつては、役員の氏名 三　給水装置工事主任技術者の氏名又は給水装置工事主任技術者が交付を受けた免状の交付番号 ２　法第二十五条の七の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあつた日から三十日以内に様式第十による届出書に次に掲げる書類を添えて、水道事業者に提出しなければならない。 一　前項第一号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあつては定款及び登記事項証明書、個人にあつては住民票の写し 二　前項第二号に掲げる事項の変更の場合には、様式第二による法第二十五条の三第一項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記事項証明書	（変更の届出） 第三十四条　法第二十五条の七の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。 一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二　法人にあつては、役員の氏名 三　給水装置工事主任技術者の氏名又は給水装置工事主任技術者が交付を受けた免状の交付番号 ２　法第二十五条の七の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあつた日から三十日以内に様式第十による届出書に次に掲げる書類を添えて、水道事業者に提出しなければならない。 一　前項第一号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあつては定款及び登記事項証明書、個人にあつては住民票の写し 二　前項第二号に掲げる事項の変更の場合には、様式第二による法第二十五条の三第一項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記事項証明書	国土交通省
（廃止等の届出） 第三十五条　法第二十五条の七の規定により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から三十日以内に、事業を再開したときは、当該再開の日から十日以内に、様式第十一による届出書を水道事業者に提出しなければならない。	（略）	国土交通省
（事業の運営の基準） 第三十六条　法第二十五条の八に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次に掲げるものとする。 一　給水装置工事（第十三条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに、法第二十五条の四第一項の規定により選任した給水装置工事主任技術者のうちから、当該工事に関して法第二十五条の四第三項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。 二　配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。 三　水道事業者の給水区域において前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ当該水道事業者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。 四　給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。 五　次に掲げる行為を行わないこと。 イ　令第六条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること。 ロ　給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。 六　施行した給水装置工事（第十三条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに、第一号の規定により指名した給水装置工事主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から三年間保存すること。 イ　施主の氏名又は名称 ロ　施行の場所 ハ　施行完了年月日 ニ　給水装置工事主任技術者の氏名 ホ　竣工図 ヘ　給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項 ト　法第二十五条の四第三項第三号の確認の方法及びその結果	（事業の運営の基準） 第三十六条　法第二十五条の八に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次に掲げるものとする。 一　給水装置工事（第十三条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに、法第二十五条の四第一項の規定により選任した給水装置工事主任技術者のうちから、当該工事に関して法第二十五条の四第三項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。 二　配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。 三　水道事業者の給水区域において前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ当該水道事業者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。 四　給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。 五　次に掲げる行為を行わないこと。 イ　令第六条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること。 ロ　給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。 六　施行した給水装置工事（第十三条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに、第一号の規定により指名した給水装置工事主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から三年間保存すること。 イ　施主の氏名又は名称 ロ　施行の場所 ハ　施行完了年月日 ニ　給水装置工事主任技術者の氏名 ホ　竣工図 ヘ　給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項 ト　法第二十五条の四第三項第三号の確認の方法及びその結果	国土交通省
（指定試験機関の指定の申請） 第三十七条　法第二十五条の十二第二項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書によつて行わなければならない。 一　名称及び主たる事務所の所在地 二　行おうとする試験事務の範囲 三　指定を受けようとする年月日 ２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　定款及び登記事項証明書 二　申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表（申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録） 三　申請の日を含む事業年度の事業計画書及び収支予算書 四　申請に係る意思の決定を証する書類 五　役員の氏名及び略歴を記載した書類	（略）	国土交通省・環境省

五　役員の氏名及び略歴を記載した書類 六　現に行つている業務の概要を記載した書類 七　試験事務を行おうとする事務所の名称及び所在地を記載した書類 八　試験事務の実施の方法に関する計画を記載した書類 九　その他参考となる事項を記載した書類		
（指定試験機関の名称等の変更の届出） 第三十八条　法第二十五条の十四第二項の規定による指定試験機関の名称又は主たる事務所の所在地の変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書によつて行わなければならない。 一　変更後の指定試験機関の名称又は主たる事務所の所在地 二　変更しようとする年月日 三　変更の理由 ２　指定試験機関は、試験事務を行う事務所を新設し、又は廃止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 一　新設し、又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地 二　新設し、又は廃止しようとする事務所において試験事務を開始し、又は廃止しようとする年月日 三　新設又は廃止の理由	（指定試験機関の名称等の変更の届出） 第三十八条　法第二十五条の十四第二項の規定による指定試験機関の名称又は主たる事務所の所在地の変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書によつて行わなければならない。 一　変更後の指定試験機関の名称又は主たる事務所の所在地 二　変更しようとする年月日 三　変更の理由 ２　指定試験機関は、試験事務を行う事務所を新設し、又は廃止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。 一　新設し、又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地 二　新設し、又は廃止しようとする事務所において試験事務を開始し、又は廃止しようとする年月日 三　新設又は廃止の理由	国土交通省・環境省
（役員の選任又は解任の認可の申請） 第三十九条　指定試験機関は、法第二十五条の十五第一項の規定により役員の選任又は解任の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 一　役員として選任しようとする者の氏名、住所及び略歴又は解任しようとする者の氏名 二　選任し、又は解任しようとする年月日 三　選任又は解任の理由	（役員の選任又は解任の認可の申請） 第三十九条　指定試験機関は、法第二十五条の十五第一項の規定により役員の選任又は解任の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。 一　役員として選任しようとする者の氏名、住所及び略歴又は解任しようとする者の氏名 二　選任し、又は解任しようとする年月日 三　選任又は解任の理由	国土交通省・環境省
（試験委員の要件） 第四十条　法第二十五条の十六第二項の厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。 一　学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において水道に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあつた者 二　学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後十年以上国、地方公共団体、一般社団法人又は一般財団法人その他これらに準ずるものの研究機関において水道に関する研究の業務に従事した経験を有するもの 三　厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者	（試験委員の要件） 第四十条　法第二十五条の十六第二項の国土交通省令・環境省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。 一　学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において水道に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあつた者 二　学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後十年以上国、地方公共団体、一般社団法人又は一般財団法人その他これらに準ずるものの研究機関において水道に関する研究の業務に従事した経験を有するもの 三　国土交通大臣及び環境大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者	国土交通省・環境省
（試験委員の選任又は変更の届出） 第四十一条　法第二十五条の十六第三項の規定による試験委員の選任又は変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書によつて行わなければならない。 一　選任した試験委員の氏名、住所及び略歴又は変更した試験委員の氏名 二　選任し、又は変更した年月日 三　選任又は変更の理由	（略）	国土交通省・環境省
（試験事務規程の認可の申請） 第四十二条　指定試験機関は、法第二十五条の十八第一項前段の規定により試験事務規程の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に当該試験事務規程を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。 ２　指定試験機関は、法第二十五条の十八第一項後段の規定により試験事務規程の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 一　変更の内容 二　変更しようとする年月日 三　変更の理由	（試験事務規程の認可の申請） 第四十二条　指定試験機関は、法第二十五条の十八第一項前段の規定により試験事務規程の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に当該試験事務規程を添えて、これを国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。 ２　指定試験機関は、法第二十五条の十八第一項後段の規定により試験事務規程の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。 一　変更の内容 二　変更しようとする年月日 三　変更の理由	国土交通省・環境省
（試験事務規程の記載事項） 第四十三条　法第二十五条の十八第二項の厚生労働省令で定める試験事務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。 一　試験事務の実施の方法に関する事項 二　受験手数料の収納に関する事項 三　試験事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項 四　試験事務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項 五　その他試験事務の実施に関し必要な事項	（試験事務規程の記載事項） 第四十三条　法第二十五条の十八第二項の国土交通省令・環境省令で定める試験事務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。 一　試験事務の実施の方法に関する事項 二　受験手数料の収納に関する事項 三　試験事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項 四　試験事務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項 五　その他試験事務の実施に関し必要な事項	国土交通省・環境省

（事業計画及び収支予算の認可の申請） 第四十四条　指定試験機関は、法第二十五条の十九第一項前段の規定により事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。 ２　第四十二条第二項の規定は、法第二十五条の十九第一項後段の規定による事業計画及び収支予算の変更の認可について準用する。	（事業計画及び収支予算の認可の申請） 第四十四条　指定試験機関は、法第二十五条の十九第一項前段の規定により事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて、これを国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。 ２　第四十二条第二項の規定は、法第二十五条の十九第一項後段の規定による事業計画及び収支予算の変更の認可について準用する。	国土交通省・環境省
（帳簿） 第四十五条　法第二十五条の二十の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一　試験を施行した日 二　試験地 三　受験者の受験番号、氏名、住所、生年月日及び合否の別 ２　法第二十五条の二十に規定する帳簿は、試験事務を廃止するまで保存しなければならない。	（帳簿） 第四十五条　法第二十五条の二十の国土交通省令・環境省令で定める事項は、次のとおりとする。 一　試験を施行した日 二　試験地 三　受験者の受験番号、氏名、住所、生年月日及び合否の別 ２　法第二十五条の二十に規定する帳簿は、試験事務を廃止するまで保存しなければならない。	国土交通省・環境省
（試験結果の報告） 第四十六条　指定試験機関は、試験を実施したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 一　試験を施行した日 二　試験地 三　受験申込者数 四　受験者数 五　合格者数 ２　前項の報告書には、合格した者の受験番号、氏名、住所及び生年月日を記載した合格者一覧を添えなければならない。	（試験結果の報告） 第四十六条　指定試験機関は、試験を実施したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。 一　試験を施行した日 二　試験地 三　受験申込者数 四　受験者数 五　合格者数 ２　前項の報告書には、合格した者の受験番号、氏名、住所及び生年月日を記載した合格者一覧を添えなければならない。	国土交通省・環境省
（試験事務の休止又は廃止の許可の申請） 第四十七条　指定試験機関は、法第二十五条の二十三第一項の規定により試験事務の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 一　休止し、又は廃止しようとする試験事務の範囲 二　休止しようとする年月日及びその期間又は廃止しようとする年月日 三　休止又は廃止の理由	（試験事務の休止又は廃止の許可の申請） 第四十七条　指定試験機関は、法第二十五条の二十三第一項の規定により試験事務の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。 一　休止し、又は廃止しようとする試験事務の範囲 二　休止しようとする年月日及びその期間又は廃止しようとする年月日 三　休止又は廃止の理由	国土交通省・環境省
（試験事務の引継ぎ等） 第四十八条　指定試験機関は、法第二十五条の二十三第一項の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を廃止する場合、法第二十五条の二十四第一項の規定により指定を取り消された場合又は法第二十五条の二十六第二項の規定により厚生労働大臣が試験事務の全部若しくは一部を自ら行う場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。 一　試験事務を厚生労働大臣に引き継ぐこと。 二　試験事務に関する帳簿及び書類を厚生労働大臣に引き渡すこと。 三　その他厚生労働大臣が必要と認める事項を行うこと。	（試験事務の引継ぎ等） 第四十八条　指定試験機関は、法第二十五条の二十三第一項の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を廃止する場合、法第二十五条の二十四第一項の規定により指定を取り消された場合又は法第二十五条の二十六第二項の規定により国土交通大臣及び環境大臣が試験事務の全部若しくは一部を自ら行う場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。 一　試験事務を国土交通大臣及び環境大臣に引き継ぐこと。 二　試験事務に関する帳簿及び書類を国土交通大臣及び環境大臣に引き渡すこと。 三　その他国土交通大臣及び環境大臣が必要と認める事項を行うこと。	国土交通省・環境省
（認可申請書の添付書類等） 第四十九条　法第二十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面は、次の各号に掲げるものとする。 一　地方公共団体以外の者である場合は、水道用水供給事業経営を必要とする理由を記載した書類 二　地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、水道用水供給事業経営に関する意思決定を証する書類 三　取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類 四　地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、定款又は規約 五　水道施設の位置を明らかにする地図 六　水源の周辺の概況を明らかにする地図 七　主要な水道施設（次号に掲げるものを除く。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 八　導水管きよ及び送水管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図 ２　地方公共団体が申請者である場合であつて、当該申請が他の水道用水供給事業の全部を譲り受けることに伴うものであるときは、法第二十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面は、前項の規定にかかわらず、同項第五号に掲げるものとする。	（認可申請書の添付書類等） 第四十九条　法第二十七条第一項に規定する国土交通省令で定める書類及び図面は、次の各号に掲げるものとする。 一　地方公共団体以外の者である場合は、水道用水供給事業経営を必要とする理由を記載した書類 二　地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、水道用水供給事業経営に関する意思決定を証する書類 三　取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類 四　地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、定款又は規約 五　水道施設の位置を明らかにする地図 六　水源の周辺の概況を明らかにする地図 七　主要な水道施設（次号に掲げるものを除く。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 八　導水管きよ及び送水管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図 ２　地方公共団体が申請者である場合であつて、当該申請が他の水道用水供給事業の全部を譲り受けることに伴うものであるときは、法第二十七条第一項に規定する国土交通省令で定める書類及び図面は、前項の規定にかかわらず、同項第五号に掲げるものとする。	国土交通省
第五十条　法第二十七条第四項第六号に規定する厚生労働省令で定める事項は、工事費の算出根拠及び借入金の償還方法とする。	第五十条　法第二十七条第四項第六号に規定する国土交通省令で定める事項は、工事費の算出根拠及び借入金の償還方法とする。	国土交通省

第五十一条　第四条の規定は、法第三十条第二項において準用する法第二十七条第五項第七号に規定する厚生労働省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条第一号及び第二号中「主要」とあるのは、「新設、増設又は改造される水道施設に関する主要」と読み替えるものとする。 ２　第四十九条の規定は、法第三十条第二項において準用する法第二十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面について準用する。この場合において、第四十九条第一項中「各号」とあるのは「各号（給水対象を増加させようとする場合にあつては第三号及び第六号を除き、水源の種別又は取水地点を変更しようとする場合にあつては第二号及び第四号を除き、浄水方法を変更しようとする場合にあつては第二号、第三号及び第四号を除く。）」と、同項第七号中「除く。）」とあるのは「除く。）であつて、新設、増設又は改造されるもの」と、同項第八号中「送水管」とあるのは「送水管であつて、新設、増設又は改造されるもの」とそれぞれ読み替えるものとする。 ３　前条の規定は、法第三十条第二項において準用する法第二十七条第四項第六号に規定する厚生労働省令で定める事項について準用する。	第五十一条　第四条の規定は、法第三十条第二項において準用する法第二十七条第五項第七号に規定する国土交通省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条第一号及び第二号中「主要」とあるのは、「新設、増設又は改造される水道施設に関する主要」と読み替えるものとする。 ２　第四十九条の規定は、法第三十条第二項において準用する法第二十七条第一項に規定する国土交通省令で定める書類及び図面について準用する。この場合において、第四十九条第一項中「各号」とあるのは「各号（給水対象を増加させようとする場合にあつては第三号及び第六号を除き、水源の種別又は取水地点を変更しようとする場合にあつては第二号及び第四号を除き、浄水方法を変更しようとする場合にあつては第二号、第三号及び第四号を除く。）」と、同項第七号中「除く。）」とあるのは「除く。）であつて、新設、増設又は改造されるもの」と、同項第八号中「送水管」とあるのは「送水管であつて、新設、増設又は改造されるもの」とそれぞれ読み替えるものとする。 ３　前条の規定は、法第三十条第二項において準用する法第二十七条第四項第六号に規定する国土交通省令で定める事項について準用する。	国土交通省
第五十一条の二　法第二十八条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。 一　給水対象が、当該地域における水系、地形その他の自然的条件及び人口、土地利用その他の社会的条件、水道により供給される水の需要に関する長期的な見通し並びに当該地域における水道の整備の状況を勘案して、合理的に設定されたものであること。 二　給水量が、給水対象の給水量及び水源の水量を基礎として、各年度ごとに合理的に設定されたものであること。 三　給水量及び水道施設の整備の見通しが一定の確実性を有し、かつ、経常収支が適切に設定できるよう期間が設定されたものであること。 四　工事費の調達、借入金の償還、給水収益、水道施設の運転に要する費用等に関する収支の見通しが確実かつ合理的なものであること。 五　水道基盤強化計画が定められている地域にあつては、当該計画と整合性のとれたものであること。 六　取水に当たつて河川法第二十三条の規定に基づく流水の占用の許可を必要とする場合にあつては、当該許可を受けているか、又は許可を受けることが確実であると見込まれること。 七　取水に当たつて河川法第二十三条の規定に基づく流水の占用の許可を必要としない場合にあつては、水源の状況に応じて取水量が確実に得られると見込まれること。 八　ダムの建設等により水源を確保する場合にあつては、特定多目的ダム法第四条第一項に規定する基本計画においてダム使用権の設定予定者とされている等により、当該ダムを使用できることが確実であると見込まれること。	（略）	国土交通省
第五十一条の三　法第二十八条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第三号に関するものは、当該申請者が当該水道用水供給事業の遂行に必要となる資金の調達及び返済の能力を有することとする。	（略）	国土交通省
（事業の変更の認可を要しない軽微な変更） 第五十一条の四　法第三十条第一項第一号の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次のいずれかの変更とする。 一　水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更を伴わない変更のうち、給水対象又は給水量の増加に係る変更であつて、変更後の給水量と認可給水量（法第二十七条第四項の規定により事業計画書に記載した給水量（法第三十条第一項又は第三項の規定により給水量の変更（同条第一項第一号に該当するものを除く。）を行つたときは、直近の変更後の給水量とする。）をいう。次号において同じ。）との差が認可給水量の十分の一を超えないもの。 二　現在の給水量が認可給水量を超えない事業における、次に掲げるいずれかの浄水施設を用いる浄水方法への変更のうち、給水対象若しくは給水量の増加又は水源の種別若しくは取水地点の変更を伴わないもの。ただし、ヌ又はルに掲げる浄水施設を用いる浄水方法への変更については、変更前の浄水方法に当該浄水施設を用いるものを追加する場合に限る。 イ　普通沈殿池 ロ　薬品沈殿池 ハ　高速凝集沈殿池 ニ　緩速濾ろ過池 ホ　急速濾ろ過池 ヘ　膜濾ろ過設備 ト　エアレーション設備 チ　除鉄設備 リ　除マンガン設備 ヌ　粉末活性炭処理設備 ル　粒状活性炭処理設備 三　河川の流水を水源とする取水地点の変更のうち、給水対象若しくは給水量の増加又は水源の種別若しくは浄水方法の変更を伴わないものであつて、次に掲げ	（事業の変更の認可を要しない軽微な変更） 第五十一条の四　法第三十条第一項第一号の国土交通省令で定める軽微な変更は、次のいずれかの変更とする。 一　水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更を伴わない変更のうち、給水対象又は給水量の増加に係る変更であつて、変更後の給水量と認可給水量（法第二十七条第四項の規定により事業計画書に記載した給水量（法第三十条第一項又は第三項の規定により給水量の変更（同条第一項第一号に該当するものを除く。）を行つたときは、直近の変更後の給水量とする。）をいう。次号において同じ。）との差が認可給水量の十分の一を超えないもの。 二　現在の給水量が認可給水量を超えない事業における、次に掲げるいずれかの浄水施設を用いる浄水方法への変更のうち、給水対象若しくは給水量の増加又は水源の種別若しくは取水地点の変更を伴わないもの。ただし、ヌ又はルに掲げる浄水施設を用いる浄水方法への変更については、変更前の浄水方法に当該浄水施設を用いるものを追加する場合に限る。 イ　普通沈殿池 ロ　薬品沈殿池 ハ　高速凝集沈殿池 ニ　緩速濾ろ過池 ホ　急速濾ろ過池 ヘ　膜濾ろ過設備 ト　エアレーション設備 チ　除鉄設備 リ　除マンガン設備 ヌ　粉末活性炭処理設備 ル　粒状活性炭処理設備 三　河川の流水を水源とする取水地点の変更のうち、給水対象若しくは給水量の増加又は水源の種別若しくは浄水方法の変更を伴わないものであつて、次に掲げ	国土交通省

る事由その他の事由により、当該河川の現在の取水地点と変更後の取水地点の間の流域（イ及びロにおいて「特定区間」という。）における原水の水質が大きく変わるおそれがないもの。 イ　特定区間に流入する河川がないとき。 ロ　特定区間に汚染物質を排出する施設がないとき。	る事由その他の事由により、当該河川の現在の取水地点と変更後の取水地点の間の流域（イ及びロにおいて「特定区間」という。）における原水の水質が大きく変わるおそれがないもの。 イ　特定区間に流入する河川がないとき。 ロ　特定区間に汚染物質を排出する施設がないとき。	
（事業の変更の届出） 第五十一条の五　法第三十条第三項の届出をしようとする水道用水供給事業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 一　届出者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名） 二　水道事務所の所在地 ２　前項の届出書には、次に掲げる書類（図面を含む。）を添えなければならない。 一　次に掲げる事項を記載した事業計画書 イ　変更後の給水対象及び給水量 ロ　水道施設の概要 ハ　給水開始の予定年月日 ニ　法第三十条第一項第二号に該当する場合にあつては、当該譲受けの年月日及び変更後の経常収支の概算 二　次に掲げる事項を記載した工事設計書 イ　工事の着手及び完了の予定年月日 ロ　前条第二号に該当する場合にあつては、変更される浄水施設に係る水源の種別、取水地点、水源の水量の概算、水質試験の結果及び変更後の浄水方法 ハ　前条第三号に該当する場合にあつては、変更される取水施設に係る水源の種別、取水地点、水源の水量の概算、水質試験の結果及び変更後の取水地点 三　水道施設の位置を明らかにする地図 四　前条第一号（水道用水供給事業者が給水対象を増加しようとする場合に限る。次号において同じ。）又は法第三十条第一項第二号に該当し、かつ、水道用水供給事業者が地方公共団体以外の者である場合にあつては、水道用水供給事業経営を必要とする理由を記載した書類 五　前条第一号又は法第三十条第一項第二号に該当し、かつ、水道用水供給事業者が地方公共団体以外の法人又は組合である場合にあつては、水道用水供給事業経営に関する意思決定を証する書類 六　前条第二号に該当する場合にあつては、主要な水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 七　前条第三号に該当する場合にあつては、主要な水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図並びに変更される水源からの取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類	（事業の変更の届出） 第五十一条の五　法第三十条第三項の届出をしようとする水道用水供給事業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。 一　届出者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名） 二　水道事務所の所在地 ２　前項の届出書には、次に掲げる書類（図面を含む。）を添えなければならない。 一　次に掲げる事項を記載した事業計画書 イ　変更後の給水対象及び給水量 ロ　水道施設の概要 ハ　給水開始の予定年月日 ニ　法第三十条第一項第二号に該当する場合にあつては、当該譲受けの年月日及び変更後の経常収支の概算 二　次に掲げる事項を記載した工事設計書 イ　工事の着手及び完了の予定年月日 ロ　前条第二号に該当する場合にあつては、変更される浄水施設に係る水源の種別、取水地点、水源の水量の概算、水質試験の結果及び変更後の浄水方法 ハ　前条第三号に該当する場合にあつては、変更される取水施設に係る水源の種別、取水地点、水源の水量の概算、水質試験の結果及び変更後の取水地点 三　水道施設の位置を明らかにする地図 四　前条第一号（水道用水供給事業者が給水対象を増加しようとする場合に限る。次号において同じ。）又は法第三十条第一項第二号に該当し、かつ、水道用水供給事業者が地方公共団体以外の者である場合にあつては、水道用水供給事業経営を必要とする理由を記載した書類 五　前条第一号又は法第三十条第一項第二号に該当し、かつ、水道用水供給事業者が地方公共団体以外の法人又は組合である場合にあつては、水道用水供給事業経営に関する意思決定を証する書類 六　前条第二号に該当する場合にあつては、主要な水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 七　前条第三号に該当する場合にあつては、主要な水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図並びに変更される水源からの取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類	国土交通省
（準用） 第五十二条　第三条、第四条、第八条の三（第一項第三号を除く。）から第十一条まで、第十五条から第十七条の三（第三項第一号ロを除く。）まで、第十七条の四及び第十七条の五（第五号を除く。）から第十七条の十二までの規定は、水道用水供給事業について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	（略）	国土交通省・環境省
（確認申請書の添付書類等） 第五十三条　法第三十三条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面は、次の各号に掲げるものとする。 一　水の供給を受ける者の数を記載した書類 二　水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面 三　水道施設の位置を明らかにする地図 四　水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図 五　主要な水道施設（次号に掲げるものを除く。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 六　導水管きよ、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図	（確認申請書の添付書類等） 第五十三条　法第三十三条第一項に規定する国土交通省令で定める書類及び図面は、次の各号に掲げるものとする。 一　水の供給を受ける者の数を記載した書類 二　水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面 三　水道施設の位置を明らかにする地図 四　水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図 五　主要な水道施設（次号に掲げるものを除く。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 六　導水管きよ、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図	国土交通省
（準用） 第五十四条　第三条、第十条、第十一条、第十五条から第十七条の二まで、第十七条の六及び第十七条の七の規定は、専用水道について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	（略）	国土交通省・環境省

（管理基準） 第五十五条　法第三十四条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次に掲げるものとする。 一　水槽の掃除を毎年一回以上定期に行うこと。 二　水槽の点検等有害物、汚水等によつて水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。 三　給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。 四　供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。	（管理基準） 第五十五条　法第三十四条の二第一項に規定する国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。 一　水槽の掃除を毎年一回以上定期に行うこと。 二　水槽の点検等有害物、汚水等によつて水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。 三　給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。 四　供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。	国土交通省
（検査） 第五十六条　法第三十四条の二第二項の規定による検査は、毎年一回以上定期に行うものとする。 ２　検査の方法その他必要な事項については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。	（検査） 第五十六条　法第三十四条の二第二項の規定による検査は、毎年一回以上定期に行うものとする。 ２　検査の方法その他必要な事項については、国土交通大臣（簡易専用水道により供給される水の水質の検査に関する事項については、環境大臣）が定めるところによるものとする。	国土交通省・環境省
（登録の申請） 第五十六条の二　法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の二の登録の申請をしようとする者は、様式第十七による申請書に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。 一　申請者が個人である場合は、その住民票の写し 二　申請者が法人である場合は、その定款及び登記事項証明書 三　申請者が法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の三各号の規定に該当しないことを説明した書類 四　法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の四第一項第一号の必要な検査設備を有していることを示す書類 五　法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の四第一項第二号の簡易専用水道の管理の検査を実施する者（以下「簡易専用水道検査員」という。）の氏名及び略歴 六　法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の四第一項第三号イに規定する部門（以下「簡易専用水道検査部門」という。）及び同号ハに規定する専任の部門（以下「簡易専用水道検査信頼性確保部門」という。）が置かれていることを説明した書類 七　法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の四第一項第三号ロに規定する文書として、第五十六条の四第四号に規定する標準作業書及び同条第五号イからルに掲げる文書 八　次に掲げる事項を記載した書面 イ　法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の四第一項第三号イの管理者（以下「簡易専用水道検査部門管理者」という。）の氏名 ロ　第五十六条の四第二号に規定する簡易専用水道検査信頼性確保部門管理者の氏名 ハ　現に行つている事業の概要	（登録の申請） 第五十六条の二　法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の二の登録の申請をしようとする者は、様式第十七による申請書に次の書類を添えて、国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。 一　申請者が個人である場合は、その住民票の写し 二　申請者が法人である場合は、その定款及び登記事項証明書 三　申請者が法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の三各号の規定に該当しないことを説明した書類 四　法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の四第一項第一号の必要な検査設備を有していることを示す書類 五　法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の四第一項第二号の簡易専用水道の管理の検査を実施する者（以下「簡易専用水道検査員」という。）の氏名及び略歴 六　法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の四第一項第三号イに規定する部門（以下「簡易専用水道検査部門」という。）及び同号ハに規定する専任の部門（以下「簡易専用水道検査信頼性確保部門」という。）が置かれていることを説明した書類 七　法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の四第一項第三号ロに規定する文書として、第五十六条の四第四号に規定する標準作業書及び同条第五号イからルに掲げる文書 八　次に掲げる事項を記載した書面 イ　法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の四第一項第三号イの管理者（以下「簡易専用水道検査部門管理者」という。）の氏名 ロ　第五十六条の四第二号に規定する簡易専用水道検査信頼性確保部門管理者の氏名 ハ　現に行つている事業の概要	国土交通省・環境省
（登録の更新） 第五十六条の三　法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の五第一項の登録の更新を申請しようとする者は、様式第十八による申請書に前条各号に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。	（登録の更新） 第五十六条の三　法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の五第一項の登録の更新を申請しようとする者は、様式第十八による申請書に前条各号に掲げる書類を添えて、国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。	国土交通省・環境省
（検査の方法） 第五十六条の四　法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の六第二項の厚生労働省令で定める方法は、次のとおりとする。 一　簡易専用水道検査部門管理者は、次に掲げる業務を行うこと。ただし、ハについては、あらかじめ簡易専用水道検査員の中から指定した者に行わせることができるものとする。 イ　簡易専用水道検査部門の業務を統括すること。 ロ　第二号ハの規定により報告を受けた文書に従い、当該業務について速やかに是正処置を講ずること。 ハ　簡易専用水道の管理の検査について第四号に規定する標準作業書に基づき	（検査の方法） 第五十六条の四　法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の六第二項の国土交通省令・環境省令で定める方法は、次のとおりとする。 一　簡易専用水道検査部門管理者は、次に掲げる業務を行うこと。ただし、ハについては、あらかじめ簡易専用水道検査員の中から指定した者に行わせることができるものとする。 イ　簡易専用水道検査部門の業務を統括すること。 ロ　第二号ハの規定により報告を受けた文書に従い、当該業務について速やかに是正処置を講ずること。 ハ　簡易専用水道の管理の検査について第四号に規定する標準作業書に基づき	

ハ　簡易専用水道の管理の検査について第四号に規定する標準作業書に基づき、適切に実施されていることを確認し、標準作業書から逸脱した方法により簡易専用水道の管理の検査が行われた場合には、その内容を評価し、必要な措置を講ずること。 ニ　その他必要な業務 二　簡易専用水道検査信頼性確保部門につき、次に掲げる業務を自ら行い、又は業務の内容に応じてあらかじめ指定した者に行わせる者（以下「簡易専用水道検査信頼性確保部門管理者」という。）が置かれていること。 イ　第五号への文書に基づき、簡易専用水道の管理の検査の業務の管理について内部監査を定期的に行うこと。 ロ　第五号トの文書に基づき、精度管理及び外部精度管理調査を定期的に受けるための事務を行うこと。 ハ　イの内部監査並びにロの精度管理及び外部精度管理調査の結果（是正処置が必要な場合にあつては、当該是正処置の内容を含む。）を簡易専用水道検査部門管理者に対して文書により報告するとともに、その記録を法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の十四の帳簿に記載すること。 ニ　その他必要な業務 三　簡易専用水道検査部門管理者及び簡易専用水道検査信頼性確保部門管理者が法第三十四条の二第二項の登録を受けた者の役員又は当該部門を管理する上で必要な権限を有する者であること。 四　次に掲げる事項を記載した標準作業書を作成すること。 イ　簡易専用水道の管理の検査の項目ごとの検査の手順及び判定基準 ロ　簡易専用水道の管理の検査に用いる設備の操作及び保守点検の方法 ハ　検査中の当該施設への部外者の立入制限その他の検査に当たつての注意事項 ニ　簡易専用水道の管理の検査の結果の処理方法 ホ　作成及び改定年月日 五　次に掲げる文書を作成すること。 イ　組織内の各部門の権限、責任及び相互関係等について記載した文書 ロ　文書の管理について記載した文書 ハ　記録の管理について記載した文書 ニ　教育訓練について記載した文書 ホ　不適合業務及び是正処置等について記載した文書 ヘ　内部監査の方法を記載した文書 ト　精度管理の方法及び外部精度管理調査を定期的に受けるための計画を記載した文書 チ　簡易専用水道検査結果書の発行の方法を記載した文書 リ　依頼を受ける方法を記載した文書 ヌ　物品の購入の方法を記載した文書 ル　その他簡易専用水道の管理の検査の業務の管理及び精度の確保に関する事項を記載した文書	ハ　簡易専用水道の管理の検査について第四号に規定する標準作業書に基づき、適切に実施されていることを確認し、標準作業書から逸脱した方法により簡易専用水道の管理の検査が行われた場合には、その内容を評価し、必要な措置を講ずること。 ニ　その他必要な業務 二　簡易専用水道検査信頼性確保部門につき、次に掲げる業務を自ら行い、又は業務の内容に応じてあらかじめ指定した者に行わせる者（以下「簡易専用水道検査信頼性確保部門管理者」という。）が置かれていること。 イ　第五号への文書に基づき、簡易専用水道の管理の検査の業務の管理について内部監査を定期的に行うこと。 ロ　第五号トの文書に基づき、精度管理及び外部精度管理調査を定期的に受けるための事務を行うこと。 ハ　イの内部監査並びにロの精度管理及び外部精度管理調査の結果（是正処置が必要な場合にあつては、当該是正処置の内容を含む。）を簡易専用水道検査部門管理者に対して文書により報告するとともに、その記録を法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の十四の帳簿に記載すること。 ニ　その他必要な業務 三　簡易専用水道検査部門管理者及び簡易専用水道検査信頼性確保部門管理者が法第三十四条の二第二項の登録を受けた者の役員又は当該部門を管理する上で必要な権限を有する者であること。 四　次に掲げる事項を記載した標準作業書を作成すること。 イ　簡易専用水道の管理の検査の項目ごとの検査の手順及び判定基準 ロ　簡易専用水道の管理の検査に用いる設備の操作及び保守点検の方法 ハ　検査中の当該施設への部外者の立入制限その他の検査に当たつての注意事項 ニ　簡易専用水道の管理の検査の結果の処理方法 ホ　作成及び改定年月日 五　次に掲げる文書を作成すること。 イ　組織内の各部門の権限、責任及び相互関係等について記載した文書 ロ　文書の管理について記載した文書 ハ　記録の管理について記載した文書 ニ　教育訓練について記載した文書 ホ　不適合業務及び是正処置等について記載した文書 ヘ　内部監査の方法を記載した文書 ト　精度管理の方法及び外部精度管理調査を定期的に受けるための計画を記載した文書 チ　簡易専用水道検査結果書の発行の方法を記載した文書 リ　依頼を受ける方法を記載した文書 ヌ　物品の購入の方法を記載した文書 ル　その他簡易専用水道の管理の検査の業務の管理及び精度の確保に関する事項を記載した文書	国土交通省・環境省
（変更の届出） 第五十六条の五　法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の七の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第十九による届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。	（変更の届出） 第五十六条の五　法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の七の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第十九による届出書を国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。	国土交通省・環境省
（簡易専用水道検査業務規程） 第五十六条の六　法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の八第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～九　（略） ２　法第三十四条の二第二項の登録を受けた者は、法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の八第一項前段の規定により簡易専用水道検査業務規程の届出をしようとするときは、様式第二十による届出書に次に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。 一　前項第三号の規定により定める簡易専用水道の管理の検査の依頼を受けることができる件数の上限の設定根拠を明らかにする書類 二　前項第五号の規定により定める簡易専用水道の管理の検査に関する料金の算出根拠を明らかにする書類 ３　法第三十四条の二第二項の登録を受けた者は、法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の八第一項後段の規定により簡易専用水道検査業務規程の変更の届出をしようとするときは、様式第二十の二による届出書に前項各号に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、第一項第三号及び第五号に定める事項（簡易専用水道の管理の検査に関する料金の収納の方法に関する事項を除く。）の変更を行わない場合には、前項各号に掲げる書類を添えることを要しない。	（簡易専用水道検査業務規程） 第五十六条の六　法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の八第二項の国土交通省令・環境省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～九　（略） ２　法第三十四条の二第二項の登録を受けた者は、法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の八第一項前段の規定により簡易専用水道検査業務規程の届出をしようとするときは、様式第二十による届出書に次に掲げる書類を添えて、国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。 一　前項第三号の規定により定める簡易専用水道の管理の検査の依頼を受けることができる件数の上限の設定根拠を明らかにする書類 二　前項第五号の規定により定める簡易専用水道の管理の検査に関する料金の算出根拠を明らかにする書類 ３　法第三十四条の二第二項の登録を受けた者は、法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の八第一項後段の規定により簡易専用水道検査業務規程の変更の届出をしようとするときは、様式第二十の二による届出書に前項各号に掲げる書類を添えて、国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。ただし、第一項第三号及び第五号に定める事項（簡易専用水道の管理の検査に関する料金の収納の方法に関する事項を除く。）の変更を行わない場合には、前項各号に掲げる書類を添えることを要しない。	国土交通省・環境省
（業務の休廃止の届出） 第五十六条の七　法第三十四条の二第二項の登録を受けた者は、法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の九の規定により簡易専用水道の管理の検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、様式第二十の三による届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。	（業務の休廃止の届出） 第五十六条の七　法第三十四条の二第二項の登録を受けた者は、法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の九の規定により簡易専用水道の管理の検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、様式第二十の三による届出書を国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。	国土交通省・環境省

（準用） 第五十六条の八　第十五条の八及び第十五条の九の規定は法第三十四条の二第二項の登録を受けた者について準用する。この場合において、第十五条の八中「法第二十条の十第二項第三号」とあるのは「法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の十第二項第三号」と、第十五条の九中「法第二十条の十第二項第四号」とあるのは「法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の十第二項第四号」と読み替えるものとする。	（略）	国土交通省・環境省
（帳簿の備付け） 第五十六条の九　法第三十四条の二第二項の登録を受けた者は、書面又は電磁的記録によつて簡易専用水道の管理の検査に関する事項であつて次項に掲げるものを記載した帳簿を備え、簡易専用水道の管理の検査を実施した日から起算して五年間、これを保存しなければならない。 ２　法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の十四の厚生労働省令で定める事項は次のとおりとする。 一　簡易専用水道の管理の検査を依頼した者の氏名及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名） 二　簡易専用水道の管理の検査の依頼を受けた年月日 三　簡易専用水道の管理の検査を行つた施設の名称 四　簡易専用水道の管理の検査を行つた年月日 五　簡易専用水道の管理の検査を行つた簡易専用水道検査員の氏名 六　簡易専用水道の管理の検査の結果 七　第五十六条の四第二号ハにより帳簿に記載すべきこととされている事項 八　第五十六条の四第五号ハの文書において帳簿に記載すべきこととされている事項 九　第五十六条の四第五号ニの教育訓練に関する記録	（帳簿の備付け） 第五十六条の九　法第三十四条の二第二項の登録を受けた者は、書面又は電磁的記録によつて簡易専用水道の管理の検査に関する事項であつて次項に掲げるものを記載した帳簿を備え、簡易専用水道の管理の検査を実施した日から起算して五年間、これを保存しなければならない。 ２　法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の十四の国土交通省令・環境省令で定める事項は次のとおりとする。 一　簡易専用水道の管理の検査を依頼した者の氏名及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名） 二　簡易専用水道の管理の検査の依頼を受けた年月日 三　簡易専用水道の管理の検査を行つた施設の名称 四　簡易専用水道の管理の検査を行つた年月日 五　簡易専用水道の管理の検査を行つた簡易専用水道検査員の氏名 六　簡易専用水道の管理の検査の結果 七　第五十六条の四第二号ハにより帳簿に記載すべきこととされている事項 八　第五十六条の四第五号ハの文書において帳簿に記載すべきこととされている事項 九　第五十六条の四第五号ニの教育訓練に関する記録	国土交通省・環境省
（証明書の様式） 第五十七条　法第二十条の十五第二項（法第三十四条の四において準用する場合を含む。）の規定により当該職員の携帯する証明書は、様式第十二とする。 ２　法第二十五条の二十二第二項の規定により当該職員の携帯する証明書は、様式第十二の二とする。 ３　法第三十九条第四項（法第四十条第九項において準用する場合を含む。）の規定により当該職員の携帯する証明書は、様式第十二の三とする。	（証明書の様式） 第五十七条　法第二十条の十五第二項（法第三十一条、法第三十四条第一項及び法第三十四条の四において準用する場合を含む。）、法第二十五条の二十二第二項及び法第三十九条第四項（法第二十四条の三第六項及び法第二十四条の八第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定により国土交通省又は環境省の職員の携帯する証明書は、様式第十二とする。 ２　法第三十九条第四項（法第二十四条の三第六項及び法第二十四条の八第二項の規定によりみなして適用する場合並びに法第四十条第九項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により都道府県又は市町村（特別区を含む。次項において同じ。）の職員の携帯する証明書は、様式第十二の二とする。 ３　前項の規定にかかわらず、法第三十九条第四項の規定により都道府県又は市町村の職員の携帯する証明書は、様式第十二とすることができる。	国土交通省・環境省
（新設）	第五十八条　法に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。 一　法第五条の三第八項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定による水道基盤強化計画の報告を受理すること。 二　法第十三条第一項（法第三十一条において準用する場合を含む。）の規定による給水開始前の届出を受理し、及び法第四十五条の四第三項の規定により環境大臣に通知すること。 三　法第十四条第五項の規定による料金の変更の届出を受理すること。 四　法第二十四条の三第二項（法第三十一条において準用する場合を含む。）の規定による業務の委託の届出及び委託に係る契約が効力を失つたときの届出を受理すること。 五　国の設置する専用水道に係る法第三十四条第一項において準用する法第十三条第一項の規定による給水開始前の届出を受理し、及び法第四十五条の四第三項の規定により環境大臣に通知すること。 六　国の設置する専用水道に係る法第三十四条第一項において準用する法第二十四条の三第二項の規定による業務の委託の届出及び委託に係る契約が効力を失つたときの届出を受理すること。	国土交通省・環境省
（新設）	（定義） 第五十九条　この節において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号。以下この節において「電子文書法」という。）において使用する用語の例による。	国土交通省・環境省

（新設）	（電子文書法第三条第一項の主務省令で定める保存） 第六十条　電子文書法第三条第一項の主務省令で定める保存は、次に掲げる保存とする。 一　法第二十条の十第一項（法第三十一条、法第三十四条第一項及び法第三十四条の四において準用する場合を含む。）の規定による財務諸表等の保存 二　法第二十条の十四（法第三十一条及び法第三十四条第一項において準用する場合並びに法第三十四条の四において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による帳簿の保存 三　法第二十二条の三（法第二十四条の三第六項及び法第二十四条の八第二項（これらの規定を法第三十一条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定によりみなして適用する場合並びに法第三十一条において準用する場合を含む。第六十二条第一号において同じ。）の規定による水道施設の台帳の保存 四　第十四条の十第一項の規定による財務諸表等の保存 五　第十四条の十四の規定による帳簿の保存 六　第十五条第八項第二号（第五十二条及び第五十四条において準用する場合を含む。）の規定による委託契約書の保存	国土交通省・環境省
（新設）	（電磁的記録による保存の方法） 第六十一条　民間事業者等が、電子文書法第三条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる保存に代えて当該保存すべき書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルにより保存する方法 二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルにより保存する方法 ２　民間事業者等が、前項の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を、直ちに明瞭な状態で、その使用に係る電子計算機の映像面に表示及び当該事項を記載した書面を作成することができる措置を講じなければならない。 ３　前条各号に規定する規定に基づき、同一内容の書面を二以上の事務所等（当該書面の保存が義務付けられている場所をいう。以下この項及び第六十五条において同じ。）に保存をしなければならないとされている民間事業者等が、第一項の規定に基づき、当該二以上の事務所等のうち、一の事務所等に当該書面に係る電磁的記録の保存を行うとともに、当該電磁的記録に記録されている事項を他の事務所等に備え置く電子計算機の映像面に表示及び当該事項を記載した書面を作成することができる措置を講じた場合は、当該他の事務所等に当該書面の保存が行われたものとみなす。	国土交通省・環境省
（新設）	（電子文書法第四条第一項の主務省令で定める作成） 第六十二条　電子文書法第四条第一項の主務省令で定める作成は、次に掲げる作成とする。 一　法第二十二条の三の規定による水道施設の台帳の作成 二　第十五条第八項第一号（第五十二条及び第五十四条において準用する場合を含む。）の規定による委託契約書の作成	国土交通省・環境省
（新設）	（電磁的記録による作成の方法） 第六十三条　民間事業者等が、電子文書法第四条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる作成に代えて当該作成すべき書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもつて調製する方法により作成を行わなければならない。	国土交通省・環境省
（新設）	（電子文書法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等） 第六十四条　電子文書法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等は、次に掲げる縦覧等とする。 一　法第二十条の十第二項第一号（法第三十一条、法第三十四条第一項及び法第三十四条の四において準用する場合を含む。）の規定による財務諸表等の縦覧等 二　第十四条の十第二項第一号の規定による財務諸表等の縦覧等	国土交通省・環境省
（新設）	（電磁的記録による縦覧等の方法） 第六十五条　民間事業者等が、電子文書法第五条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる縦覧等に代えて当該縦覧等をすべき書面に係る電磁的記録の縦覧等を行う場合は、当該事項をインターネットを利用して表示する方法、当該事項を民間事業者等の事務所等に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類を備え置く方法により行わなければならない。	国土交通省・環境省
（新設）	（電子文書法第六条第一項の主務省令で定める交付等） 第六十六条　電子文書法第六条第一項の主務省令で定める交付等は、次に掲げる交付等とする。 一　法第二十条の十第二項第二号（法第三十一条、法第三十四条第一項及び法第三十四条の四において準用する場合を含む。）の規定により請求された財務諸表等の謄本又は抄本の交付等 二　第十四条の十第二項第二号の規定により請求された財務諸表等の謄本又は抄本の交付等	国土交通省・環境省

（新設）	（電磁的記録による交付等の方法） 第六十七条　民間事業者等が、電子文書法第六条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる交付等に代えて当該交付等をすべき書面に係る電磁的記録の交付等を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 一　電子情報処理組織を使用する方法のうち次のいずれかに該当するもの イ　民間事業者等の使用に係る電子計算機と交付等の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 ロ　民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて交付等の相手方の閲覧に供し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法 二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記録したものを交付する方法 ２　前項に掲げる方法は、交付等の相手方がファイルに記録された事項を出力することにより、書面を作成することができるものでなければならない。	国土交通省・環境省
（新設）	（電磁的方法による承諾） 第六十八条　民間事業者等は、電子文書法第六条第一項の規定により同項に規定する事項の交付等を行おうとするときは、次に掲げる事項を当該交付等の相手方に示さなければならない。 一　前条第一項に規定する方法のうち民間事業者等が使用するもの 二　ファイルへの記録の方式	国土交通省・環境省

なお、上記は令和６年４月１日公布予定の条文（案）を含む。

水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律施行規則

改正前	改正後	所掌省庁
水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）第十条第一項の規定に基づき、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律施行規則を次のように定める。	水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）第十条第一項の規定に基づき、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律施行規則を次のように定める。	
第一条　水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号。以下「法」という。）第十条第一項の規定による水質の検査は、一年以内ごとに一回、水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第四条第一項各号に掲げる要件のうち法第五条第一項の都道府県計画又は法第七条第一項の河川管理者事業計画において法第五条第四項第一号又は法第七条第五項第一号の取水地点における水道原水に係る水道水が満たさなくなるおそれがあるとされているものに係る事項について行わなければならない。	第一条　水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号。以下「法」という。）第十条第一項の規定による水質の検査は、一年以内ごとに一回、水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第四条第一項各号に掲げる要件のうち法第五条第一項の都道府県計画又は法第七条第一項の河川管理者事業計画において法第五条第四項第一号又は法第七条第五項第一号の取水地点における水道原水に係る水道水が満たさなくなるおそれがあるとされているものに係る事項について行わなければならない。	環境省
第二条　前条の水質の検査は、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に掲げる方法により行わなければならない。 一　水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号）の表の上欄に掲げる事項　同令に規定する厚生労働大臣が定める方法 二　その他の事項　厚生労働大臣が定める方法	第二条　前条の水質の検査は、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に掲げる方法により行わなければならない。 一　水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号）の表の上欄に掲げる事項　同令に規定する環境大臣が定める方法 二　その他の事項　環境大臣が定める方法	環境省

水道施設の技術的基準を定める省令

改正前	改正後	所掌省庁
(一般事項) 第一条　水道施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。 一　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第四条の規定による水質基準（以下「水質基準」という。）に適合する必要量の浄水を所要の水圧で連続して供給することができること。	（略）	国土交通省・環境省
二　需要の変動に応じて、浄水を安定的かつ効率的に供給することができること。	（略）	国土交通省
三　給水の確実性を向上させるために、必要に応じて、次に掲げる措置が講じられていること。 イ　予備の施設又は設備が設けられていること。 ロ　取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設が分散して配置されていること。 ハ　水道施設自体又は当該施設が属する系統としての多重性を有していること。	（略）	国土交通省
四　災害その他非常の場合に断水その他の給水への影響ができるだけ少なくなるように配慮されたものであるとともに、速やかに復旧できるように配慮されたものであること。	（略）	国土交通省
五　環境の保全に配慮されたものであること。	（略）	国土交通省
六　地形、地質その他の自然的条件を勘案して、自重、積載荷重、水圧、土圧、揚圧力、浮力、地震力、積雪荷重、氷圧、温度荷重等の予想される荷重に対して安全な構造であること。	（略）	国土交通省
七　施設の重要度に応じて、地震力に対して次に掲げる要件を備えるものであるとともに、地震により生ずる液状化、側方流動等によって生ずる影響に配慮されたものであること。 イ　次に掲げる施設については、レベル一地震動（当該施設の設置地点において発生するものと想定される地震動のうち、当該施設の供用期間中に発生する可能性の高いものをいう。以下同じ。）に対して、当該施設の健全な機能を損なわず、かつ、レベル二地震動（当該施設の設置地点において発生するものと想定される地震動のうち、最大規模の強さを有するものをいう。）に対して、生ずる損傷が軽微であって、当該施設の機能に重大な影響を及ぼさないこと。 （１）　取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設及び送水施設 （２）　配水施設のうち、破損した場合に重大な二次被害を生ずるおそれが高いもの （３）　配水施設のうち、（２）の施設以外の施設であって、次に掲げるもの （ｉ）　配水本管（配水管のうち、給水管の分岐のないものをいう。以下同じ。） （ｉｉ）　配水本管に接続するポンプ場 （ｉｉｉ）　配水本管に接続する配水池等（配水池及び配水のために容量を調節する設備をいう。以下同じ。） （ｉｖ）　配水本管を有しない水道における最大容量を有する配水池等 ロ　イに掲げる施設以外の施設は、レベル一地震動に対して、生ずる損傷が軽微であって、当該施設の機能に重大な影響を及ぼさないこと。	（略）	国土交通省
八　漏水のおそれがないように必要な水密性を有する構造であること。	（略）	国土交通省
九　維持管理を確実かつ容易に行うことができるように配慮された構造であること。	（略）	国土交通省
十　水の汚染のおそれがないように、必要に応じて、暗渠きよとし、又はさくの設置その他の必要な措置が講じられていること。	（略）	国土交通省
十一　規模及び特性に応じて、流量、水圧、水位、水質その他の運転状態を監視し、制御するために必要な設備が設けられていること。	（略）	国土交通省
十一の二　施設の運転を管理する電子計算機が水の供給に著しい支障を及ぼすおそれがないように、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）を確保するために必要な措置が講じられていること。	（略）	国土交通省
十二　災害その他非常の場合における被害の拡大を防止するために、必要に応じて、遮断弁その他の必要な設備が設けられていること。	（略）	国土交通省
十三　海水又はかん水（以下「海水等」という。）を原水とする場合にあっては、ほう素の量が一リットルにつき一・〇ミリグラム以下である浄水を供給することができること。	（略）	国土交通省・環境省
十四　浄水又は浄水処理過程における水に凝集剤、凝集補助剤、水素イオン濃度調整剤、粉末活性炭その他の薬品又は消毒剤（以下「薬品等」という。）を注入する場合にあっては、当該薬品等の特性に応じて、必要量の薬品等を注入することができる設備（以下「薬品等注入設備」という。）が設けられているとともに、当該設備の材質が、当該薬品等の使用条件に応じた必要な耐食性を有すること。	（略）	国土交通省・環境省
十五　薬品等注入設備を設ける場合にあっては、予備設備が設けられていること。ただし、薬品等注入設備が停止しても給水に支障がない場合は、この限りでない。	（略）	国土交通省
十六　浄水又は浄水処理過程における水に注入される薬品等により水に付加される物質は、別表第一の上欄に掲げる事項につき、同表の下欄に掲げる基準に適合すること。	（略）	国土交通省・環境省
十七　資材又は設備（以下「資機材等」という。）の材質は、次の要件を備えること。 イ　使用される場所の状況に応じた必要な強度、耐久性、耐摩耗性、耐食性及び水密性を有すること。	（略）	国土交通省

ロ　水の汚染のおそれがないこと。	（略）	国土交通省・環境省
ハ　浄水又は浄水処理過程における水に接する資機材等（ポンプ、消火栓その他の水と接触する面積が著しく小さいものを除く。）の材質は、厚生労働大臣が定める資機材等の材質に関する試験により供試品について浸出させたとき、その浸出液は、別表第二の上欄に掲げる事項につき、同表の下欄に掲げる基準に適合すること。	ハ　浄水又は浄水処理過程における水に接する資機材等（ポンプ、消火栓その他の水と接触する面積が著しく小さいものを除く。）の材質は、国土交通大臣及び環境大臣が定める資機材等の材質に関する試験により供試品について浸出させたとき、その浸出液は、別表第二の上欄に掲げる事項につき、同表の下欄に掲げる基準に適合すること。	国土交通省・環境省
（取水施設） 第二条　取水施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。 一　原水の水質の状況に応じて、できるだけ良質の原水を取り入れることができるように配慮した位置及び種類であること。	（略）	国土交通省
二　災害その他非常の場合又は施設の点検を行う場合に取水を停止することができる設備が設けられていること。	（略）	国土交通省
三　前二号に掲げるもののほか、できるだけ良質な原水を必要量取り入れることができるものであること。	（略）	国土交通省
2　地表水の取水施設にあっては、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。 一　洪水、洗掘、流木、流砂等のため、取水が困難となるおそれが少なく、地形及び地質の状況を勘案し、取水に支障を及ぼすおそれがないように配慮した位置及び種類であること。	（略）	国土交通省
二　堰せき、水門等を設ける場合にあっては、当該堰せき、水門等が、洪水による流水の作用に対して安全な構造であること。	（略）	国土交通省
三　必要に応じて、取水部にスクリーンが設けられていること。	（略）	国土交通省
四　必要に応じて、原水中の砂を除去するために必要な設備が設けられていること。	（略）	国土交通省
3　地下水の取水施設にあっては、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。 一　水質の汚染及び塩水化のおそれが少ない位置及び種類であること。	（略）	国土交通省
二　集水埋渠きよは、閉塞そくのおそれが少ない構造であること。	（略）	国土交通省
三　集水埋渠きよの位置を定めるに当たっては、集水埋渠きよの周辺に帯水層があることが確認されていること。	（略）	国土交通省
四　露出又は流出のおそれがないように河床の表面から集水埋渠きよまでの深さが確保されていること。	（略）	国土交通省
五　一日最大取水量を常時取り入れるのに必要な能力を有すること。	（略）	国土交通省
4　前項第五号の能力は、揚水量が、集水埋渠きよによって取水する場合にあっては透水試験の結果を、井戸によって取水する場合にあっては揚水試験の結果を基礎として設定されたものでなければならない。	（略）	国土交通省
（貯水施設） 第三条　貯水施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。 一　貯水容量並びに設置場所の地形及び地質に応じて、安全性及び経済性に配慮した位置及び種類であること。	（略）	国土交通省
二　地震及び強風による波浪に対して安全な構造であること。	（略）	国土交通省
三　洪水に対処するために洪水吐きその他の必要な設備が設けられていること。	（略）	国土交通省
四　水質の悪化を防止するために、必要に応じて、ばっ気設備の設置その他の必要な措置が講じられていること。	（略）	国土交通省
五　漏水を防止するために必要な措置が講じられていること。	（略）	国土交通省
六　放流水が貯水施設及びその付近に悪影響を及ぼすおそれがないように配慮されたものであること。	（略）	国土交通省
七　前各号に掲げるもののほか、渇水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものであること。	（略）	国土交通省
2　前項第一号の貯水容量は、降水量、河川流量、需要量等を基礎として設定されたものでなければならない。	（略）	国土交通省
3　ダムにあっては、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。 一　コンクリートダムの堤体は、予想される荷重によって滑動し、又は転倒しない構造であること。	（略）	国土交通省
二　フィルダムの堤体は、予想される荷重によって滑り破壊又は浸透破壊が生じない構造であること。	（略）	国土交通省
三　ダムの基礎地盤（堤体との接触部を含む。以下同じ。）は、必要な水密性を有し、かつ、予想される荷重によって滑動し、滑り破壊又は転倒破壊が生じないものであること。	（略）	国土交通省
4　ダムの堤体及び基礎地盤に作用する荷重としては、ダムの種類及び貯水池の水位に応じて、別表第三に掲げるものを採用するものとする。	（略）	国土交通省
(導水施設) 第四条　導水施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。 一　導水施設の上下流にある水道施設の標高、導水量、地形、地質等に応じて、安全性及び経済性に配慮した位置及び方法であること。	（略）	国土交通省
二　水質の安定した原水を安定的に必要量送ることができるように、必要に応じて、原水調整池が設けられていること。	（略）	国土交通省
三　地形及び地勢に応じて、余水吐き、接合井、排水設備、制水弁、制水扉、空気弁又は伸縮継手が設けられていること。	（略）	国土交通省
四　ポンプを設ける場合にあっては、必要に応じて、水撃作用の軽減を図るために必要な措置が講じられていること。	（略）	国土交通省
五　ポンプは、次に掲げる要件を備えること。 イ　必要量の原水を安定的かつ効率的に送ることができる容量、台数及び形式であること。 ロ　予備設備が設けられていること。ただし、ポンプが停止しても給水に支障がない場合は、この限りでない。	（略）	国土交通省

六　前各号に掲げるもののほか、必要量の原水を送るのに必要な設備を有すること。	（略）	国土交通省
（浄水施設） 浄水施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。 一　地表水又は地下水を原水とする場合にあっては、水道施設の規模、原水の水質及びその変動の程度等に応じて、消毒処理、緩速濾ろ過、急速濾ろ過、膜濾ろ過、粉末活性炭処理、粒状活性炭処理、オゾン処理、生物処理その他の方法により、所要の水質が得られるものであること。	（略）	国土交通省・環境省
二　海水等を原水とする場合にあっては、次に掲げる要件を備えること。 イ　海水等を淡水化する場合に生じる濃縮水の放流による環境の保全上の支障が生じないように必要な措置が講じられていること。	（略）	国土交通省
ロ　逆浸透法又は電気透析法を用いる場合にあっては、所要の水質を得るための前処理のための設備が設けられていること。	（略）	国土交通省・環境省
三　各浄水処理の工程がそれぞれの機能を十分発揮させることができ、かつ、布設及び維持管理を効率的に行うことができるように配置されていること。	（略）	国土交通省
四　濁度、水素イオン濃度指数その他の水質、水位及び水量の測定のための設備が設けられていること。	（略）	国土交通省
五　消毒設備は、次に掲げる要件を備えること。 イ　消毒の効果を得るために必要な時間、水が消毒剤に接触する構造であること。	（略）	国土交通省・環境省
ロ　消毒剤の供給量を調節するための設備が設けられていること。	（略）	国土交通省・環境省
ハ　消毒剤の注入設備には、予備設備が設けられていること。	（略）	国土交通省
ニ　消毒剤を常時安定して供給するために必要な措置が講じられていること。	（略）	国土交通省
ホ　液化塩素を使用する場合にあっては、液化塩素が漏出したときに当該液化塩素を中和するために必要な措置が講じられていること。	（略）	国土交通省
六　施設の改造若しくは更新又は点検により給水に支障が生じるおそれがある場合にあっては、必要な予備の施設又は設備が設けられていること。	（略）	国土交通省
七　送水量の変動に応じて、浄水を安定的かつ効率的に送ることができるように、必要に応じて、浄水を貯留する設備が設けられていること。	（略）	国土交通省
八　原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合にあっては、次に掲げるいずれかの要件が備えられていること。 イ　濾過等の設備であって、耐塩素性病原生物を除去することができるものが設けられていること。	（略）	国土交通省・環境省
ロ　地表水を原水とする場合にあっては、濾過等の設備に加え、濾過等の設備の後に、原水中の耐塩素性病原生物を不活化することができる紫外線処理設備が設けられていること。ただし、当該紫外線処理設備における紫外線が照射される水の濁度、色度その他の水質が紫外線処理に支障がないものである場合に限る。	（略）	国土交通省・環境省
ハ　地表水以外を原水とする場合にあっては、原水中の耐塩素性病原生物を不活化することができる紫外線処理設備が設けられていること。ただし、当該紫外線処理設備における紫外線が照射される水の濁度、色度その他の水質が紫外線処理に支障がないものである場合に限る。	（略）	国土交通省・環境省
九　濾過池又は濾過膜（以下「濾過設備」という。）を設ける場合にあっては、予備設備が設けられていること。ただし、濾過設備が停止しても給水に支障がない場合は、この限りでない。	（略）	国土交通省
十　濾過設備の洗浄排水、沈殿池等からの排水その他の浄水処理過程で生じる排水（以下「浄水処理排水」という。）を公共用水域に放流する場合にあっては、その排水による生活環境保全上の支障が生じないように必要な設備が設けられていること。	（略）	国土交通省
十一　濾過池を設ける場合にあっては、水の汚染のおそれがないように、必要に応じて、覆いの設置その他の必要な措置が講じられていること。	（略）	国土交通省
十二　浄水処理排水を原水として用いる場合にあっては、浄水又は浄水処理の工程に支障が生じないように必要な措置が講じられていること。	（略）	国土交通省・環境省
十三　浄水処理をした水の水質により、水道施設が著しく腐食することのないように配慮されたものであること。	（略）	国土交通省・環境省
十四　前各号に掲げるもののほか、水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要な設備を備えていること。	（略）	国土交通省
2　緩速濾過を用いる浄水施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。 一　濾過池は、浮遊物質を有効に除去することができる構造であること。	（略）	国土交通省・環境省
二　濾過砂は、原水中の浮遊物質を有効に除去することができる粒径分布を有すること。	（略）	国土交通省・環境省
三　原水の水質に応じて、所要の水質の水を得るために必要な時間、水が濾過砂に接触する構造であること。	（略）	国土交通省・環境省
四　濾過池に加えて、原水の水質に応じて、沈殿池その他の設備が設けられていること。	（略）	国土交通省・環境省
五　沈殿池を設ける場合にあっては、浮遊物質を有効に沈殿させることができ、かつ、沈殿物を容易に排出することができる構造であること。	（略）	国土交通省・環境省

3　急速濾過を用いる浄水施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。 一　薬品注入設備、凝集池、沈殿池及び濾過池に加えて、原水の水質に応じて、所要の水質の水を得るのに必要な設備が設けられていること。	（略）	国土交通省・環境省
二　凝集池は、凝集剤を原水に適切に混和させることにより良好なフロックが形成される構造であること。	（略）	国土交通省・環境省
三　沈殿池は、浮遊物質を有効に沈殿させることができ、かつ、沈殿物を容易に排出することができる構造であること。	（略）	国土交通省・環境省
四　濾過池は、浮遊物質を有効に除去することができる構造であること。	（略）	国土交通省・環境省
五　濾材の洗浄により、濾材に付着した浮遊物質を有効に除去することができ、かつ、除去された浮遊物質を排出することができる構造であること。	（略）	国土交通省・環境省
六　濾材は、原水中の浮遊物質を有効に除去することができる粒径分布を有すること。	（略）	国土交通省・環境省
七　濾過速度は、凝集及び沈殿処理をした水の水質、使用する濾材及び濾層の厚さに応じて、所要の水質の濾過水が安定して得られるように設定されていること。	（略）	国土交通省・環境省
4　膜濾過を用いる浄水施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。 一　膜濾過設備は、膜の表面全体で安定して濾過を行うことができる構造であること。	（略）	国土交通省
二　膜モジュールの洗浄により、膜モジュールに付着した浮遊物質を有効に除去することができ、かつ、洗浄排水を排出することができる構造であること。	（略）	国土交通省・環境省
三　膜の両面における水圧の差、膜濾過水量及び膜濾過水の濁度を監視し、かつ、これらに異常な事態が生じた場合に関係する浄水施設の運転を速やかに停止することができる設備が設けられていること。	（略）	国土交通省・環境省
四　膜モジュールは、容易に破損し、又は変形しないものであり、かつ、必要な通水性及び耐圧性を有すること。	（略）	国土交通省
五　膜モジュールは、原水中の浮遊物質を有効に除去することができる構造であること。	（略）	国土交通省・環境省
六　濾過速度は、原水の水質及び最低水温、膜の種類、前処理等の諸条件に応じて、所要の水質の濾過水が安定して得られるように設定されていること。	（略）	国土交通省・環境省
七　膜濾過設備に加えて、原水の水質に応じて、前処理のための設備その他の必要な設備が設けられていること。	（略）	国土交通省
八　前処理のための設備は、膜モジュールの構造、材質及び性能に応じて、所要の水質の水が得られる構造であること。	（略）	国土交通省・環境省
5　粉末活性炭処理を用いる浄水施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。 一　粉末活性炭の注入設備は、適切な効果を得るために必要な時間、水が粉末活性炭に接触する位置に設けられていること。	（略）	国土交通省・環境省
二　粉末活性炭は、所要の水質の水を得るために必要な性状を有するものであること。	（略）	国土交通省・環境省
三　粉末活性炭処理の後に、粉末活性炭が浄水に漏出するのを防止するために必要な措置が講じられていること。	（略）	国土交通省・環境省
6　粒状活性炭処理を用いる浄水施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。 一　原水の水質に応じて、所要の水質の水を得るために必要な時間、水が粒状活性炭に接触する構造であること。	（略）	国土交通省・環境省
二　粒状活性炭の洗浄により、粒状活性炭に付着した浮遊物質を有効に除去することができ、かつ、除去された浮遊物質を排出することができる構造であること。	（略）	国土交通省・環境省
三　粒状活性炭は、所要の水質の水を得るために必要な性状を有するものであること。	（略）	国土交通省・環境省
四　粒状活性炭及びその微粉並びに粒状活性炭層内の微生物が浄水に漏出するのを防止するために必要な措置が講じられていること。	（略）	国土交通省・環境省
五　粒状活性炭層内の微生物により浄水処理を行う場合にあっては、粒状活性炭層内で当該微生物の特性に応じた適切な生息環境を保持するために必要な措置が講じられていること。	（略）	国土交通省・環境省
7　オゾン処理を用いる浄水施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。 一　オゾン接触槽は、オゾンと水とが効率的に混和される構造であること。	（略）	国土交通省・環境省
二　オゾン接触槽は、所要の水質の水を得るために必要な時間、水がオゾンに接触する構造であること。	（略）	国土交通省・環境省
三　オゾン処理設備の後に、粒状活性炭処理設備が設けられていること。	（略）	国土交通省・環境省
四　オゾンの漏えいを検知し、又は防止するために必要な措置が講じられていること。	（略）	国土交通省

8　生物処理を用いる浄水施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。 一　接触槽は、生物処理が安定して行われるために必要な時間、水が微生物と接触する構造であるとともに、当該微生物の特性に応じた適切な生息環境を保持するために必要な措置が講じられていること。	（略）	国土交通省・環境省
二　接触槽の後に、接触槽内の微生物が浄水に漏出するのを防止するために必要な措置が講じられていること。	（略）	国土交通省
9　紫外線処理を用いる浄水施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。 一　紫外線照射槽は、紫外線処理の効果を得るために必要な時間、水が紫外線に照射される構造であること。	（略）	国土交通省・環境省
二　紫外線照射装置は、紫外線照射槽内の紫外線強度の分布が所要の効果を得るものとなるように紫外線を照射する構造であるとともに、当該紫外線を常時安定して照射するために必要な措置が講じられていること。	（略）	国土交通省・環境省
三　水に照射される紫外線の強度の監視のための設備が設けられていること。	（略）	国土交通省
四　紫外線が照射される水の濁度及び水量の監視のための設備が設けられていること。ただし、地表水以外を原水とする場合にあっては、水の濁度の監視のための設備については、当該水の濁度が紫外線処理に支障を及ぼさないことが明らかである場合は、この限りではない。	（略）	国土交通省
五　紫外線照射槽内に紫外線ランプを設ける場合にあっては、紫外線ランプの破損を防止する措置が講じられ、かつ、紫外線ランプの状態の監視のための設備が設けられていること。	（略）	国土交通省
（送水施設） 第六条　送水施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。 一　送水施設の上下流にある水道施設の標高、送水量、地形、地質等に応じて、安定性及び経済性に配慮した位置及び方法であること。	（略）	国土交通省
二　地形及び地勢に応じて、接合井、排水設備、制水弁、空気弁又は伸縮継手が設けられていること。	（略）	国土交通省
三　送水管内で負圧が生じないために必要な措置が講じられていること。	（略）	国土交通省
四　ポンプを設ける場合にあっては、必要に応じて、水撃作用の軽減を図るために必要な措置が講じられていること。	（略）	国土交通省
五　ポンプは、次に掲げる要件を備えること。 イ　必要量の浄水を安定的かつ効率的に送ることができる容量、台数及び形式であること。 ロ　予備設備が設けられていること。ただし、ポンプが停止しても給水に支障がない場合は、この限りでない。	（略）	国土交通省
六　前各号に掲げるもののほか、必要量の浄水を送るのに必要な設備を有すること。	（略）	国土交通省
（配水施設） 第七条　配水施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。 一　配水区域は、地形、地勢その他の自然的条件及び土地利用その他の社会的条件を考慮して、合理的かつ経済的な施設の維持管理ができるように、必要に応じて、適正な区域に分割されていること。	（略）	国土交通省
二　配水区域の地形、地勢その他の自然的条件に応じて、効率的に配水施設が設けられていること。	（略）	国土交通省
三　配水施設の上流にある水道施設と配水区域の標高、配水量、地形等が考慮された配水方法であること。	（略）	国土交通省
四　需要の変動に応じて、常時浄水を供給することができるように、必要に応じて、配水区域ごとに配水池等が設けられ、かつ、適正な管径を有する配水管が布設されていること。	（略）	国土交通省
五　地形、地勢及び給水条件に応じて、排水設備、制水弁、減圧弁、空気弁又は伸縮継手が設けられていること。	（略）	国土交通省
六　配水施設内の浄水を採水するために必要な措置が講じられていること。	（略）	国土交通省
七　災害その他非常の場合に断水その他の給水への影響ができるだけ少なくなるように必要な措置が講じられていること。	（略）	国土交通省
八　配水管から給水管に分岐する箇所での配水管の最小動水圧が百五十キロパスカルを下らないこと。ただし、給水に支障がない場合は、この限りでない。	（略）	国土交通省
九　消火栓の使用時においては、前号にかかわらず、配水管内が正圧に保たれていること。	（略）	国土交通省
十　配水管から給水管に分岐する箇所での配水管の最大静水圧が七百四十キロパスカルを超えないこと。ただし、給水に支障がない場合は、この限りでない。	（略）	国土交通省
十一　配水池等は、次に掲げる要件を備えること。 イ　配水池等は、配水区域の近くに設けられ、かつ、地形及び地質に応じた安全性に考慮した位置に設けられていること。 ロ　需要の変動を調整することができる容量を有し、必要に応じて、災害その他非常の場合の給水の安定性等を勘案した容量であること。	（略）	国土交通省
十二　配水管は、次に掲げる要件を備えること。 イ　管内で負圧が生じないようにするために必要な措置が講じられていること。	（略）	国土交通省
ロ　配水管を埋設する場合にあっては、埋設場所の諸条件に応じて、適切な管の種類及び伸縮継手が使用されていること。	（略）	国土交通省
ハ　必要に応じて、腐食の防止のために必要な措置が講じられていること。	（略）	国土交通省
十三　ポンプを設ける場合にあっては、必要に応じて、水撃作用の軽減を図るために必要な措置が講じられていること。	（略）	国土交通省

十四　ポンプは、次に掲げる要件を備えること。 イ　需要の変動及び使用条件に応じて、必要量の浄水を安定的に供給することができる容量、台数及び形式であること。 ロ　予備設備が設けられていること。ただし、ポンプが停止しても給水に支障がない場合は、この限りでない。	（略）	国土交通省
十五　前各号に掲げるもののほか、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な設備を有すること。	（略）	国土交通省
（位置及び配列） 第八条　水道施設の位置及び配列を定めるに当たっては、維持管理の確実性及び容易性、増設、改造及び更新の容易性並びに所要の水質の原水の確保の安定性を考慮しなければならない。	（略）	国土交通省

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令

改正前	改正後	所掌省庁
(耐圧に関する基準) 第一条　給水装置(最終の止水機構の流出側に設置されている給水用具を除く。以下この条において同じ。)は、次に掲げる耐圧のための性能を有するものでなければならない。 一　給水装置(次号に規定する加圧装置及び当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具並びに第三号に規定する熱交換器内における浴槽内の水等の加熱用の水路を除く。)は、厚生労働大臣が定める耐圧に関する試験(以下「耐圧性能試験」という。)により一・七五メガパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。 二　加圧装置及び当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具(次に掲げる要件を満たす給水用具に設置されているものに限る。)は、耐圧性能試験により当該加圧装置の最大吐出圧力の静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。 イ　当該加圧装置を内蔵するものであること。 ロ　減圧弁が設置されているものであること。 ハ　ロの減圧弁の下流側に当該加圧装置が設置されているものであること。 ニ　当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具についてロの減圧弁を通さない水との接続がない構造のものであること。 三　熱交換器内における浴槽内の水等の加熱用の水路(次に掲げる要件を満たすものに限る。)については、接合箇所(溶接によるものを除く。)を有せず、耐圧性能試験により一・七五メガパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。 イ　当該熱交換器が給湯及び浴槽内の水等の加熱に兼用する構造のものであること。 ロ　当該熱交換器の構造として給湯用の水路と浴槽内の水等の加熱用の水路が接触するものであること。 四　パッキンを水圧で圧縮することにより水密性を確保する構造の給水用具は、第一号に掲げる性能を有するとともに、耐圧性能試験により二〇キロパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。	（耐圧に関する基準） 第一条　給水装置（最終の止水機構の流出側に設置されている給水用具を除く。以下この条において同じ。）は、次に掲げる耐圧のための性能を有するものでなければならない。 一　給水装置（次号に規定する加圧装置及び当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具並びに第三号に規定する熱交換器内における浴槽内の水等の加熱用の水路を除く。）は、国土交通大臣が定める耐圧に関する試験（以下「耐圧性能試験」という。）により一・七五メガパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。 二　加圧装置及び当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具(次に掲げる要件を満たす給水用具に設置されているものに限る。)は、耐圧性能試験により当該加圧装置の最大吐出圧力の静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。 イ　当該加圧装置を内蔵するものであること。 ロ　減圧弁が設置されているものであること。 ハ　ロの減圧弁の下流側に当該加圧装置が設置されているものであること。 ニ　当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具についてロの減圧弁を通さない水との接続がない構造のものであること。 三　熱交換器内における浴槽内の水等の加熱用の水路(次に掲げる要件を満たすものに限る。)については、接合箇所(溶接によるものを除く。)を有せず、耐圧性能試験により一・七五メガパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。 イ　当該熱交換器が給湯及び浴槽内の水等の加熱に兼用する構造のものであること。 ロ　当該熱交換器の構造として給湯用の水路と浴槽内の水等の加熱用の水路が接触するものであること。 四　パッキンを水圧で圧縮することにより水密性を確保する構造の給水用具は、第一号に掲げる性能を有するとともに、耐圧性能試験により二〇キロパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。	国土交通省
2　給水装置の接合箇所は、水圧に対する充分な耐力を確保するためにその構造及び材質に応じた適切な接合が行われているものでなければならない。	（略）	国土交通省
3　家屋の主配管は、配管の経路について構造物の下の通過を避けること等により漏水時の修理を容易に行うことができるようにしなければならない。	（略）	国土交通省
(浸出等に関する基準) 第二条　飲用に供する水を供給する給水装置は、厚生労働大臣が定める浸出に関する試験(以下「浸出性能試験」という。)により供試品(浸出性能試験に供される器具、その部品、又はその材料(金属以外のものに限る。)をいう。)について浸出させたとき、その浸出液は、別表第一の上欄に掲げる事項につき、水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具にあっては同表の中欄に掲げる基準に適合し、それ以外の給水装置にあっては同表の下欄に掲げる基準に適合しなければならない。	（浸出等に関する基準） 第二条　飲用に供する水を供給する給水装置は、国土交通大臣及び環境大臣が定める浸出に関する試験（以下「浸出性能試験」という。）により供試品（浸出性能試験に供される器具、その部品、又はその材料（金属以外のものに限る。）をいう。）について浸出させたとき、その浸出液は、別表第一の上欄に掲げる事項につき、水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具にあっては同表の中欄に掲げる基準に適合し、それ以外の給水装置にあっては同表の下欄に掲げる基準に適合しなければならない。	国土交通省・環境省
2　給水装置は、末端部が行き止まりとなっていること等により水が停滞する構造であってはならない。ただし、当該末端部に排水機構が設置されているものにあっては、この限りでない。	（略）	国土交通省
3　給水装置は、シアン、六価クロムその他水を汚染するおそれのある物を貯留し、又は取り扱う施設に近接して設置されていてはならない。	（略）	国土交通省
4　鉱油類、有機溶剤その他の油類が浸透するおそれのある場所に設置されている給水装置は、当該油類が浸透するおそれのない材質のもの又はさや管等により適切な防護のための措置が講じられているものでなければならない。	（略）	国土交通省
(水撃限界に関する基準) 第三条　水栓その他水撃作用(止水機構を急に閉止した際に管路内に生じる圧力の急激な変動作用をいう。)を生じるおそれのある給水用具は、厚生労働大臣が定める水撃限界に関する試験により当該給水用具内の流速を二メートル毎秒又は当該給水用具内の動水圧を〇・一五メガパスカルとする条件において給水用具の止水機構の急閉止(閉止する動作が自動的に行われる給水用具にあっては、自動閉止)をしたとき、その水撃作用により上昇する圧力が一・五メガパスカル以下である性能を有するものでなければならない。ただし、当該給水用具の上流側に近接してエアチャンバーその他の水撃防止器具を設置すること等により適切な水撃防止のための措置が講じられているものにあっては、この限りでない。	（水撃限界に関する基準） 第三条　水栓その他水撃作用（止水機構を急に閉止した際に管路内に生じる圧力の急激な変動作用をいう。）を生じるおそれのある給水用具は、国土交通大臣が定める水撃限界に関する試験により当該給水用具内の流速を二メートル毎秒又は当該給水用具内の動水圧を〇・一五メガパスカルとする条件において給水用具の止水機構の急閉止（閉止する動作が自動的に行われる給水用具にあっては、自動閉止）をしたとき、その水撃作用により上昇する圧力が一・五メガパスカル以下である性能を有するものでなければならない。ただし、当該給水用具の上流側に近接してエアチャンバーその他の水撃防止器具を設置すること等により適切な水撃防止のための措置が講じられているものにあっては、この限りでない。	国土交通省
(防食に関する基準) 第四条　酸又はアルカリによって侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、酸又はアルカリに対する耐食性を有する材質のもの又は防食材で被覆すること等により適切な侵食の防止のための措置が講じられているものでなければならない。	（略）	国土交通省

2　漏えい電流により侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、非金属製の材質のもの又は絶縁材で被覆すること等により適切な電気防食のための措置が講じられているものでなければならない。	（略）	国土交通省
(逆流防止に関する基準) 第五条　水が逆流するおそれのある場所に設置されている給水装置は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。 一　次に掲げる逆流を防止するための性能を有する給水用具が、水の逆流を防止することができる適切な位置(ニに掲げるものにあっては、水受け容器の越流面の上方一五〇ミリメートル以上の位置)に設置されていること。 イ　減圧式逆流防止器は、厚生労働大臣が定める逆流防止に関する試験(以下「逆流防止性能試験」という。)により三キロパスカル及び一・五メガパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないとともに、厚生労働大臣が定める負圧破壊に関する試験(以下「負圧破壊性能試験」という。)により流入側からマイナス五四キロパスカルの圧力を加えたとき、減圧式逆流防止器に接続した透明管内の水位の上昇が三ミリメートルを超えないこと。 ロ　逆止弁(減圧式逆流防止器を除く。)及び逆流防止装置を内部に備えた給水用具(ハにおいて「逆流防止給水用具」という。)は、逆流防止性能試験により三キロパスカル及び一・五メガパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。 ハ　逆流防止給水用具のうち次の表の第一欄に掲げるものに対するロの規定の適用については、同欄に掲げる逆流防止給水用具の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句とする。 逆流防止給水用具の区分 読み替えられる字句 読み替える字句 (1)　減圧弁 一・五メガパスカル 当該減圧弁の設定圧力 (2)　当該逆流防止装置の流出側に止水機構が設けられておらず、かつ、大気に開口されている逆流防止給水用具((3)及び(4)に規定するものを除く。) 三キロパスカル及び一・五メガパスカル 三キロパスカル (3)　浴槽に直結し、かつ、自動給湯する給湯機及び給湯付きふろがま((4)に規定するものを除く。) 一・五メガパスカル 五〇キロパスカル (4)　浴槽に直結し、かつ、自動給湯する給湯機及び給湯付きふろがまであって逆流防止装置の流出側に循環ポンプを有するもの 一・五メガパスカル 当該循環ポンプの最大吐出圧力又は五〇キロパスカルのいずれかの高い圧力 ニ　バキュームブレーカは、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス五四キロパスカルの圧力を加えたとき、バキュームブレーカに接続した透明管内の水位の上昇が七五ミリメートルを超えないこと。 ホ　負圧破壊装置を内部に備えた給水用具は、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス五四キロパスカルの圧力を加えたとき、当該給水用具に接続した透明管内の水位の上昇が、バキュームブレーカを内部に備えた給水用具にあっては逆流防止機能が働く位置から水受け部の水面までの垂直距離の二分の一、バキュームブレーカ以外の負圧破壊装置を内部に備えた給水用具にあっては吸気口に接続している管と流入管の接続部分の最下端又は吸気口の最下端のうちいずれか低い点から水面までの垂直距離の二分の一を超えないこと。 ヘ　水受け部と吐水口が一体の構造であり、かつ、水受け部の越流面と吐水口の間が分離されていることにより水の逆流を防止する構造の給水用具は、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス五四キロパスカルの圧力を加えたとき、吐水口から水を引き込まないこと。 二　吐水口を有する給水装置が、次に掲げる基準に適合すること。 イ　呼び径が二五ミリメートル以下のものにあっては、別表第二の上欄に掲げる呼び径の区分に応じ、同表中欄に掲げる近接壁から吐水口の中心までの水平距離及び同表下欄に掲げる越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が確保されていること。 ロ　呼び径が二五ミリメートルを超えるものにあっては、別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、同表下欄に掲げる越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が確保されていること。	（逆流防止に関する基準） 第五条　水が逆流するおそれのある場所に設置されている給水装置は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。 一　次に掲げる逆流を防止するための性能を有する給水用具が、水の逆流を防止することができる適切な位置（ニに掲げるものにあっては、水受け容器の越流面の上方一五〇ミリメートル以上の位置）に設置されていること。 イ　減圧式逆流防止器は、国土交通大臣が定める逆流防止に関する試験（以下「逆流防止性能試験」という。）により三キロパスカル及び一・五メガパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないとともに、国土交通大臣が定める負圧破壊に関する試験（以下「負圧破壊性能試験」という。）により流入側からマイナス五四キロパスカルの圧力を加えたとき、減圧式逆流防止器に接続した透明管内の水位の上昇が三ミリメートルを超えないこと。 ロ　逆止弁（減圧式逆流防止器を除く。)及び逆流防止装置を内部に備えた給水用具（ハにおいて「逆流防止給水用具」という。)は、逆流防止性能試験により三キロパスカル及び一・五メガパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。 ハ　逆流防止給水用具のうち次の表の第一欄に掲げるものに対するロの規定の適用については、同欄に掲げる逆流防止給水用具の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句とする。 逆流防止給水用具の区分 読み替えられる字句 読み替える字句 （1）　減圧弁 一・五メガパスカル 当該減圧弁の設定圧力 （2）　当該逆流防止装置の流出側に止水機構が設けられておらず、かつ、大気に開口されている逆流防止給水用具（（3)及び（4)に規定するものを除く。) 三キロパスカル及び一・五メガパスカル 三キロパスカル （3）　浴槽に直結し、かつ、自動給湯する給湯機及び給湯付きふろがま（（4)に規定するものを除く。) 一・五メガパスカル 五〇キロパスカル （4）　浴槽に直結し、かつ、自動給湯する給湯機及び給湯付きふろがまであって逆流防止装置の流出側に循環ポンプを有するもの 一・五メガパスカル 当該循環ポンプの最大吐出圧力又は五〇キロパスカルのいずれかの高い圧力 ニ　バキュームブレーカは、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス五四キロパスカルの圧力を加えたとき、バキュームブレーカに接続した透明管内の水位の上昇が七五ミリメートルを超えないこと。 ホ　負圧破壊装置を内部に備えた給水用具は、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス五四キロパスカルの圧力を加えたとき、当該給水用具に接続した透明管内の水位の上昇が、バキュームブレーカを内部に備えた給水用具にあっては逆流防止機能が働く位置から水受け部の水面までの垂直距離の二分の一、バキュームブレーカ以外の負圧破壊装置を内部に備えた給水用具にあっては吸気口に接続している管と流入管の接続部分の最下端又は吸気口の最下端のうちいずれか低い点から水面までの垂直距離の二分の一を超えないこと。 ヘ　水受け部と吐水口が一体の構造であり、かつ、水受け部の越流面と吐水口の間が分離されていることにより水の逆流を防止する構造の給水用具は、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス五四キロパスカルの圧力を加えたとき、吐水口から水を引き込まないこと。 二　吐水口を有する給水装置が、次に掲げる基準に適合すること。 イ　呼び径が二五ミリメートル以下のものにあっては、別表第二の上欄に掲げる呼び径の区分に応じ、同表中欄に掲げる近接壁から吐水口の中心までの水平距離及び同表下欄に掲げる越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が確保されていること。 ロ　呼び径が二五ミリメートルを超えるものにあっては、別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、同表下欄に掲げる越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が確保されていること。	国土交通省
2　事業活動に伴い、水を汚染するおそれのある場所に給水する給水装置は、前項第二号に規定する垂直距離及び水平距離を確保し、当該場所の水管その他の設備と当該給水装置を分離すること等により、適切な逆流の防止のための措置が講じられているものでなければならない。	（略）	国土交通省
(耐寒に関する基準) 第六条　屋外で気温が著しく低下しやすい場所その他凍結のおそれのある場所に設置されている給水装置のうち減圧弁、逃し弁、逆止弁、空気弁及び電磁弁(給水用具の内部に備え付けられているものを除く。以下「弁類」という。)にあっては、厚生労働大臣が定める耐久に関する試験(以下「耐久性能試験」という。)により十万回の開閉操作を繰り返し、かつ、厚生労働大臣が定める耐寒に関する試験(以下「耐寒性能試験」という。)により零下二〇度プラスマイナス二度の温度で一時間保持した後通水したとき、それ以外の給水装置にあっては、耐寒性能試験により零下二〇度プラスマイナス二度の温度で一時間保持した後通水したとき、当該給水装置に係る第一条第一項に規定する性能、第三条に規定する性能及び前条第一項第一号に規定する性能を有するものでなければならない。ただし、断熱材で被覆すること等により適切な凍結の防止のための措置が講じられているものにあっては、この限りでない。	（耐寒に関する基準） 第六条　屋外で気温が著しく低下しやすい場所その他凍結のおそれのある場所に設置されている給水装置のうち減圧弁、逃し弁、逆止弁、空気弁及び電磁弁（給水用具の内部に備え付けられているものを除く。以下「弁類」という。）にあっては、国土交通大臣が定める耐久に関する試験（以下「耐久性能試験」という。）により十万回の開閉操作を繰り返し、かつ、国土交通大臣が定める耐寒に関する試験（以下「耐寒性能試験」という。）により零下二〇度プラスマイナス二度の温度で一時間保持した後通水したとき、それ以外の給水装置にあっては、耐寒性能試験により零下二〇度プラスマイナス二度の温度で一時間保持した後通水したとき、当該給水装置に係る第一条第一項に規定する性能、第三条に規定する性能及び前条第一項第一号に規定する性能を有するものでなければならない。ただし、断熱材で被覆すること等により適切な凍結の防止のための措置が講じられているものにあっては、この限りでない。	国土交通省

(耐久に関する基準) 第七条　弁類(前条本文に規定するものを除く。)は、耐久性能試験により十万回の開閉操作を繰り返した後、当該給水装置に係る第一条第一項に規定する性能、第三条に規定する性能及び第五条第一項第一号に規定する性能を有するものでなければならない。	(略)	国土交通省

水質基準に関する省令

改正前	改正後	所掌省庁
水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第四条第二項の規定に基づき、水質基準に関する省令を次のように定める。 水道により供給される水は、次の表の上欄に掲げる事項につき厚生労働大臣が定める方法によって行う検査において、同表の下欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。	水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第四条第二項の規定に基づき、水質基準に関する省令を次のように定める。 水道により供給される水は、次の表の上欄に掲げる事項につき環境大臣が定める方法によって行う検査において、同表の下欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。	環境省

主な通知の所掌

【別紙２】

通知名	通知日	文書番号	所掌省庁
水道法の施行について	昭和32年12月27日	発衛第520号	国土交通省・環境省
水道法と都道府県条例について	昭和33年2月21日	衛水第12号	国土交通省・環境省
農薬散布による水道水源の汚染防止について	昭和33年4月14日	衛発第324号	環境省
水道法施行上の留意事項について	昭和33年5月13日	衛水第26号	国土交通省
土地改良法による国営開墾建設事業により造成される水道の布設工事及び当該水道の管理を市町村等に委託した場合の取扱について	昭和33年8月6日	衛発第702号	国土交通省・環境省
建築基準法施行令の一部改正と水道法第三条第八項の給水装置について	昭和33年11月12日	衛水第65号	国土交通省
水道の衛生管理の強化について	昭和34年6月12日	衛発第542号	国土交通省・環境省
水道の維持管理の強化について	昭和35年3月7日	衛発第196号	国土交通省・環境省
水道事業等の認可申請書類の記載内容について	昭和35年8月18日	衛水62	国土交通省
水道および飲料水給水施設の維持管理の強化について	昭和36年2月24日	衛発第155号	国土交通省・環境省
水道および飲料水供給施設の巡回指導要領について	昭和36年9月4日	環発第134号	国土交通省・環境省
水道の布設工事の監督の強化と事業認可の申請等について	昭和37年2月2日	環水第6号	国土交通省
水道の維持管理の強化について	昭和37年3月15日	環発第82号	国土交通省・環境省
特別の経費を特別負担することについて	昭和38年10月15日	環水第28号	国土交通省
水道法の疑義について	昭和38年10月16日	環水第29号	国土交通省
水道法第十五条に規定する正当なる理由に関する照会について	昭和38年10月22日	環水第32号	国土交通省
共同住宅における水道について	昭和38年10月26日	環水第36号	国土交通省
水道事業の合理的運営について	昭和38年10月26日	環水第37号	国土交通省
北九州水道組合の四地区の水道と門司水道事業の水道について	昭和38年11月1日	環水第38号	国土交通省
循環装置の附設の強制について	昭和38年11月7日	環水第39号	国土交通省
水道に関する損害補償責任について	昭和38年11月7日	環水第40号	国土交通省
離島の水道施設に対する国庫補助について	昭和38年11月22日	環水第42号	国土交通省
水道法上の疑義について	昭和41年3月9日	環水第5018号	国土交通省
赤痢等の集団発生に対する対策の強化促進について	昭和41年4月7日	衛発第227号・環書第5055号	国土交通省・環境省
分譲住宅等の水道の取り扱いについて	昭和41年5月28日	環水第5054号	国土交通省
水道の維持管理の強化について	昭和41年7月8日	環水第5063号	国土交通省・環境省
水道施設災害復旧費調査要領について	昭和44年2月22日	環水9016	国土交通省
簡易水道等施設整備費の国庫補助について	昭和44年5月8日	環第405号	国土交通省
水道施設の工事監督の強化並びに施設管理及び水質管理の徹底について	昭和44年6月24日	環水第9059号	国土交通省
水道メーターの検定有効期間の改訂について	昭和44年8月16日	環水第9079号	国土交通省
給水停止の理由に関する疑義について	昭和44年10月4日	環水第9094号	国土交通省
都市計画法における水道の取扱い等について	昭和44年12月26日	環水第931号	国土交通省
開発許可制度への協力に関する通知について	昭和44年12月26日	環水第62号	国土交通省
ガス爆発事故の防止に関する緊急措置等について	昭和45年5月11日	環水第46号	国土交通省
赤水等対策の強化について	昭和45年12月18日	環水第119号	国土交通省・環境省
建築基準法の違反建築物に係る水道の取扱いについて	昭和46年1月29日	環水第12号	国土交通省
建築基準法の違反建築物に係る水道の取扱い上の留意事項について	昭和46年1月29日	環水第12号	国土交通省
建築物における衛生的環境の確保に関する法律等の施行について	昭和46年3月11日	環衛第44号	国土交通省・環境省
道路法施行令および道路法施行規則の一部改正に伴う水道管の布設について	昭和46年6月4日	環水第55号	国土交通省
道路に埋設される管の名称等の明示の方法について	昭和46年6月8日	環水第68号	国土交通省
共同住宅等の飲料水の衛生対策について	昭和46年8月14日	環衛第146号	国土交通省・環境省
水道管の道路占用の取扱いについて	昭和46年11月9日	環水第106号	国土交通省
水道施設における液化塩素の管理の徹底について	昭和46年12月17日	環水第119号	環境省
一般飲料水の水質検査の判定標準について	昭和47年10月3日	環水第96号	環境省
沖縄簡易水道等施設整備費の国庫補助について	昭和47年10月30日	環第683号	国土交通省
浄水場排水処理施設の整備について	昭和48年8月10日	環水第95号	国土交通省・環境省
水道の未来像とそのアプローチ方策に関する答申について	昭和48年10月30日	生活審第3号	国土交通省
上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費の国庫補助について	昭和49年2月27日	環第121号	国土交通省
薬液注入工事による汚染事故の防止について	昭和49年4月30日	環水第55号	国土交通省
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について	昭和49年5月1日	環企第11号	国土交通省・環境省

渇水対策について	昭和49年7月19日	環計第36号	国土交通省
水道法の施行について	昭和49年7月26日	環水第81号	国土交通省・環境省
水質試験（検査）結果書、水道台帳及び厚生大臣への報告書の記載について	昭和49年7月26日	環水第81号	国土交通省
建築基準法施行令の規定に基づき建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造とするための基準の制定について	昭和51年1月29日	環企第14号	国土交通省・環境省
水道の沈でん施設及びろ過施設の水質汚濁防止法に基づく特定施設への指定について	昭和51年5月31日	環水第46号	国土交通省
水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令の施行について	昭和51年6月5日	環水規第52号	国土交通省・環境省
水道の漏水防止対策の強化について	昭和51年9月4日	環水第70号	国土交通省
沖縄水道水源開発等施設整備費の国庫補助事業について	昭和51年10月22日	環第609号	国土交通省
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に関して留意すべき事項について	昭和52年4月7日	環水第37号	国土交通省
水道水源開発施設及び水道広域化施設の建設計画書の作成について	昭和52年5月10日	環水第47号	国土交通省
水道法の一部改正について	昭和52年10月22日	環水第106号	国土交通省
水道法の一部改正について	昭和52年10月22日	環第636号	国土交通省
漏水防止対策指針について	昭和52年12月22日	環水第128号	国土交通省
水道法の一部改正に伴う広域的水道整備計画等の策定について	昭和53年1月18日	環水第2号	国土交通省
水道法の一部改正に伴う簡易専用水道の規制等について	昭和53年4月26日	環水第49号	国土交通省
水道法第三四条の二第二項の検査の方法について	昭和53年6月5日	環水第63号	国土交通省・環境省
水道法第三四条の二第二項の指定について	昭和53年6月5日	環水第64号	国土交通省
簡易専用水道の規制について	昭和53年6月23日	環水第68号	国土交通省・環境省
水道水質検査センターの整備について	昭和53年7月31日	環水第81号	国土交通省
水道の維持管理の強化について	昭和53年11月10日	環水第125号	環境省
水道法第四条に基づく水質基準に関する省令の改正に伴う建築物における衛生的環境の確保に関する法律に係る留意事項等について	昭和54年3月14日	環企第34号	環境省
水道の断減水状況の報告について	昭和54年3月23日	環水第39号	国土交通省
水質総量規制の実施に伴う留意事項について	昭和54年11月20日	環水第157号	環境省
水道事業等における地震対策について	昭和55年1月4日	環水第3号	国土交通省
異臭味水対策の指針の送付について	昭和55年1月21日	環水第10号	環境省
建設資材の価格変動に伴う工事請負契約上の措置及び適正な価格による工事の発注について	昭和55年5月15日	環水第78号	国土交通省
水道施設耐震工法の手引きの送付について	昭和55年5月26日	環水第84号	国土交通省
水道施設への発電施設の導入について	昭和55年6月20日	環水第99号	国土交通省
再利用水を原水とする雑用水道の水洗便所用水の暫定水質基準等の設定について	昭和56年4月3日	環計第46号	国土交通省・環境省
開発区域における水道の布設について	昭和56年11月12日	環水第166号	国土交通省
水道用語に関する注意事項について	昭和56年11月25日	環水第170号	国土交通省
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令及び中央管理方式の空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準（告示）について	昭和57年11月16日	環企第127号	国土交通省・環境省
湖沼に係る全窒素及び全りんの環境基準の設定について	昭和58年2月15日	環水第18号	環境省
中央管理方式の空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準（告示）に規定する別に定める基準について	昭和58年3月18日	環企第27号	国土交通省
建築物における衛生的環境の維持管理について（抄）	昭和58年3月18日	環企第28号	国土交通省・環境省
建築物における衛生的環境の維持管理について	昭和58年3月18日	環企第29号	国土交通省・環境省
環境衛生施設整備費（水道施設及び廃棄物処理施設）補助事業の適正執行について	昭和58年7月7日	環計第65号	国土交通省
環境衛生施設整備事業に係る工事請負契約関係業務の適正化について	昭和58年7月14日	環水第107号 環整第93号	国土交通省
水道法の一部を改正する法律の施行状況等に関する行政管理庁の調査結果に対する処置について	昭和58年8月30日	環水第138号	国土交通省・環境省
高普及時代を迎えた水道行政の今後の方策について	昭和59年3月26日	生環審第1号	国土交通省・環境省
特定建築物における給水用の防錆材の使用基準等について	昭和59年8月27日	衛企第93号	国土交通省・環境省
特定建築物における給水用の防錆材の使用基準等に関する留意事項について	昭和59年8月27日	衛企第94号	国土交通省・環境省
渇水対策指針の送付について	昭和59年10月9日	衛水第46号	国土交通省
水道の給水せんに取付ける家庭用浄水器の使用について	昭和59年11月24日	衛水第63号	国土交通省・環境省
水道水源における窒素、燐等の測定について	昭和60年6月17日	衛水第106号	環境省
水道法施行令の一部改正について	昭和60年12月18日	衛水第191号	国土交通省

水道法施行令の一部改正について	昭和60年12月18日	衛水第192号	国土交通省
水道施設整備費（指導監督事務費）の国庫補助について	昭和61年2月5日	生衛第51号	国土交通省
停電時における連絡体制の整備及び停電に配慮した水道施設整備の推進等について	昭和61年5月9日	衛水第116号	国土交通省
下水道法施行令の一部改正について	昭和61年5月13日	衛計第66号	国土交通省
建築物における衛生的環境の確保に関する法律の適用がある簡易専用水道の設置者による管理の状況を示す書類の提出について	昭和61年10月30日	衛水第206号	環境省
公共事業の実施に伴う用地取得等に関する行政監察結果に基づく勧告について	昭和61年12月25日	衛計第145号	国土交通省
簡易専用水道に係る都道府県知事の権限の保健所設置市の市長への委譲について	昭和61年12月27日	衛水第244号	国土交通省
飲用井戸等衛生対策要領の実施について	昭和62年1月29日	衛水第12号	国土交通省・環境省
飲用井戸等衛生対策要領の留意事項について	昭和62年1月29日	衛水第13号	環境省
日本国有鉄道の分割及び民営化に伴う水道法上の取扱いについて	昭和62年3月30日	衛水第58号	国土交通省
地下水等を飲用に供している特定建築物における給水管理について	昭和62年4月1日	衛企第33号	環境省
地下水等を飲用に供している特定建築物における給水管理に関する留意事項について	昭和62年4月1日	衛企第34号	環境省
水道水源開発施設整備費の国庫補助について	昭和62年5月13日	生衛第329号	国土交通省
水道施設整備事業資金貸付金の貸付けについて	昭和62年11月16日	生衛第1033号	国土交通省
水道水源開発等施設整備費の国庫補助について	昭和63年5月20日	生衛第877号	国土交通省
高度浄水施設導入ガイドライン、高度浄水施設技術資料（生物処理施設）及び高度浄水処理技術資料（活性炭処理施設）の送付について	昭和63年5月24日	衛水第174号	国土交通省
消費税の導入に伴う水道料金等の取扱いについて	平成1年1月20日	衛水第7号	国土交通省
アスベストに関する資料の送付について	平成1年2月1日	衛水第16号	国土交通省・環境省
消費税の導入に伴う水道料金等の取扱いについて	平成1年3月20日	衛水第85号	国土交通省
給水管等に係る衛生対策について	平成1年6月27日	衛水第177号	国土交通省
水道未普及地域解消事業の国庫補助について	平成1年7月26日	衛水第189号	国土交通省
水道水源開発等施設整備費国庫補助事業について	平成2年11月1日	衛水第256号	国土交通省
水道水源開発等施設整備費国庫補助事業について	平成2年11月1日	衛水第258号	国土交通省
埼玉県浦和市における感染性下痢症患者の集団発生について	平成2年11月1日	衛水252号	国土交通省・環境省
今後の水道の質的向上のための方策について	平成2年11月19日	生環審第2号	国土交通省・環境省
水道用水の有効利用の推進について	平成2年12月11日	衛水第282号	国土交通省
水道法施行令の一部改正について	平成2年12月27日	衛水第296号	国土交通省
水道施設の施設基準について	平成3年1月23日	衛水第10号	国土交通省・環境省
簡易水道等国庫補助事業に係る施設基準について	平成3年2月4日	衛水第21号	国土交通省・環境省
水道の給水管に直結する住宅用スプリンクラー設備について	平成3年3月25日	衛水第92号	国土交通省
行政事務に関する国と地方の関係等の整理及び合理化に関する法律の施行について	平成3年5月21日	衛水第158号	国土交通省
「二一世紀に向けた水道整備の長期目標」について	平成3年6月1日	衛水第165号	国土交通省・環境省
水道水源開発等施設整備費国庫補助事業について	平成3年8月23日	衛水第205号	国土交通省
簡易水道等の管理・運営に関する強化について	平成3年9月10日	衛水第213号	国土交通省・環境省
簡易水道等の管理・運営に関する指導の強化について	平成3年9月10日	衛水213	国土交通省・環境省
水道の給水管に直結する住宅用スプリンクラー設備の設置に係る配慮事項について	平成3年9月27日	衛水第228号	国土交通省
沖縄水道水源開発等施設調整費国庫補助事業について	平成4年8月31日	衛水第191号	国土交通省
今後の水道の質的向上のための方策について（第二次答申）ー水道水質に関する基準のあり方ー	平成4年12月1日	生環審第2号	環境省
水道水質管理計画の策定について	平成4年12月21日	衛水第269号	国土交通省・環境省
水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について	平成4年12月21日	衛水第270号	国土交通省・環境省
水道未普及地域解消特別対策について	平成5年3月31日	自治企２第55号／生衛第441号	国土交通省
水道未普及地域解消特別対策の実施について	平成5年3月31日	衛水第131号／自治企２第56号	国土交通省
水道水源開発等施設整備費国庫補助（高度浄水施設整備費）の基準事業費について	平成5年5月10日	衛水第144号	国土交通省
簡易専用水道の管理についての検査について	平成5年6月22日	衛水第158号	国土交通省・環境省
配水管路の維持管理等について	平成5年8月10日	衛水第174号	国土交通省・環境省
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について	平成5年9月8日	衛企第96号	環境省
「『水道法の施行について』の一部改正について」の留意事項等について	平成5年9月17日	衛水第187号	国土交通省・環境省

水道未普及地域解消促進について	平成5年10月15日	衛水第194号	国土交通省
今後の水道の質的向上のための方策についてー水道原水水質保全事業の実施の促進等に関する制度についてー	平成5年11月19日	生環審第1号	国土交通省・環境省
クロルニトロフェン（CNP)について	平成6年3月8日	衛水第56号	環境省
トリハロメタン生成能に係る水質検査の方法について	平成6年7月4日	衛水第203号	環境省
農薬による水質汚濁防止のための関係行政部局等の連携強化について	平成6年7月15日	衛水第212号	環境省
渇水時における飲料水の衛生対策について	平成6年7月18日	衛水第213号	環境省
平成６年夏期の渇水における水道用水の確保について	平成6年7月18日	衛計第120号	国土交通省
水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律について	平成6年8月8日	衛水第219号	国土交通省・環境省
水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の運用上の留意事項について	平成6年8月8日	衛水第220号	国土交通省・環境省
水道施設整備費国庫補助事業等の適正執行について	平成6年10月20日	衛水第249号	国土交通省
地方生活基盤整備水道事業の実施について	平成6年10月28日	衛水第252号	国土交通省
浄水施設における膜ろ過技術の適用について	平成6年11月25日	衛水第266号	国土交通省
健康保険法施行令等の一部を改正する政令及び厚生大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則等の一部を改正する省令の施行について	平成6年12月14日	衛企第139号	国土交通省・環境省
水道水水質保全対策ガイドラインの送付について	平成7年1月24日	衛水第13号	環境省
給水装置に関する規制緩和の推進について	平成7年3月29日	衛水第84号	国土交通省
「阪神・淡路大震災に伴う水道施設復旧のための基本的考え方」の送付について	平成7年3月31日	衛水第98号	国土交通省
トリハロメタン対策等の水道水質管理の徹底について	平成7年7月26日	衛水第183号	国土交通省・環境省
水道の地震対策の強化について	平成7年8月11日	衛水第188号	国土交通省
簡易水道等施設整備費国庫補助事業について	平成7年8月31日	衛水第198号	国土交通省
水道水源開発等施設整備費国庫補助事業（海水淡水化施設整備）について	平成7年8月31日	衛水第201号	国土交通省
水道水源開発等施設整備費国庫補助事業（水質検査施設等整備費）について	平成7年8月31日	衛水第204号	国土交通省
水道水源開発等施設整備費国庫補助事業（水道管路近代化推進事業費）について	平成7年8月31日	衛水第205号	国土交通省
水道施設災害復旧事業の事務処理	平成8年4月24日	衛水195	国土交通省
水道水源開発等施設整備費国庫補助事業（緊急時用小規模水源整備事業）について	平成8年5月10日	衛水第198号	国土交通省
水道水源開発等施設整備費国庫補助事業（緊急時給水拠点確保等事業）について	平成8年5月10日	衛水第199号	国土交通省
水道水源開発等施設整備費国庫補助事業（ライフライン機能強化事業）について	平成8年5月10日	衛水第200号	国土交通省
水道における衛生上の措置の徹底等について	平成8年7月18日	衛水第230号	国土交通省・環境省
飲用井戸及び受水槽の衛生確保について	平成8年7月18日	衛企第81号/衛水第229号	環境省
腸管出血性大腸菌感染症に係る水道法第二一条に規定する健康診断の実施等について	平成8年8月6日	衛水第237号	国土交通省・環境省
消費税率の引上げ及び地方消費税の導入に伴う水道料金等の取扱いについて	平成8年12月20日	衛水第287号	国土交通省
水道の耐震化計画策定指針（案）の送付について	平成9年1月31日	衛水第43号	国土交通省
指定試験機関の指定について	平成9年5月2日	衛水第174号	国土交通省・環境省
水道水源開発等施設整備費国庫補助事業について	平成9年6月6日	衛水第181号	国土交通省
水道水源開発等施設整備費国庫補助事業（水道水源開発施設改築事業）について	平成9年6月6日	衛水第182号	国土交通省
水道水源開発等施設整備費国庫補助事業（高度浄水施設整備費）について	平成9年6月6日	衛水第182-2号	国土交通省
水道法施行規則の一部を改正する省令附則第二条に規定する講習会の指定について	平成9年6月9日	衛水第184号	国土交通省・環境省
環境衛生施設整備事業費国庫補助事業の適正執行について	平成9年6月30日	衛水第197号・衛環第207号	国土交通省
給水装置工事主任技術者試験等に関する疑義について	平成9年6月30日	衛水第200号	国土交通省
「給水装置に係る第三者認証機関の業務等の指針」について	平成9年6月30日	衛水第199号	国土交通省・環境省
給水装置の構造及び材質の基準の改正について	平成9年7月23日	衛水第203号	国土交通省・環境省
水道法の一部改正による給水装置工事事業者の指定制度等について	平成9年8月11日	衛水第216号	国土交通省
水道法の一部改正による給水装置工事事業者の指定制度等について	平成9年8月11日	衛水第217号	国土交通省

水道水中のクリプトスポリジウムによるエイズ患者等の感染防止対策について	平成9年8月29日	衛水第225号	国土交通省・環境省
水道法施行令の一部改正について	平成10年2月2日	生衛発第116号	国土交通省
「水道施設整備における費用縮減に向けての具体的な実施の手引き」の送付について	平成10年3月12日	衛水第21号	国土交通省
水道法に基づく記録の保存における電子媒体の活用について	平成10年3月31日	衛水第26-2号	国土交通省
水道法第二五条の二〇の規定による帳簿の電子媒体による保存について	平成10年3月31日	衛水第26-3号	国土交通省
簡易水道未普及解消緊急対策事業の実施について	平成10年4月1日	衛水第28号／自治企２第47号	国土交通省
簡易水道未普及解消緊急対策事業について	平成10年4月1日	自治企２第46号／発生衛第46号	国土交通省
平成十年度水道原水水質保全事業実施促進計画策定事業実施要領について	平成10年4月8日	生衛616-2	国土交通省
沖縄水道水源開発等施設調整費国庫補助事業について	平成10年4月8日	生衛発第628-1号	国土交通省
水道法施行規則の一部改正について	平成10年5月1日	生衛発第775号	国土交通省
水道法施行規則の一部改正について	平成10年5月1日	衛水第32号	国土交通省
環境衛生施設整備費補助金の適正執行等について	平成10年5月26日	衛水第39号 衛環第47号	国土交通省
「水道水質に関する基準の制定について」の一部改正について	平成10年6月1日	生衛発第928号	環境省
水道用資材の使用について	平成10年6月11日	生衛発第966号	国土交通省
廃棄物処理施設の設置に係る生活環境の保全上の意見の提出について	平成10年6月15日	衛水第47号	国土交通省・環境省
水道用膜ろ過施設評価システム及び水道用石綿セメント管診断事業について	平成10年7月24日	衛水第55号	国土交通省・環境省
水道法施行規則等の一部改正について	平成10年11月12日	生衛発第1618号	国土交通省
水道法第二〇条第三項に規定する厚生大臣の指定について	平成10年11月30日	生衛発第1683号	国土交通省・環境省
簡易水道等施設整備費国庫補助事業について	平成10年12月11日	衛水第82号	国土交通省
水道水源開発等施設整備費国庫補助事業（水道管路近代化推進事業費）について	平成10年12月11日	衛水第85号	国土交通省
水道水源開発等施設整備費国庫補助事業（水道施設災害等対策緊急支援事業）について	平成10年12月11日	衛水第85号	国土交通省
水道水源開発等施設整備費国庫補助事業（水質検査施設等整備費）について	平成10年12月11日	衛水第85号	国土交通省
簡易水道等施設整備費国庫補助事業について	平成10年12月11日	衛水第82号	国土交通省
水道施設整備事業の再評価の実施について	平成11年3月9日	衛水第13号	国土交通省
水道法に基づく申請及び届出手続きの電子化について	平成11年3月30日	衛水第19号	国土交通省・環境省
水道事業等におけるコンピュータ西暦二〇〇〇年問題危機管理計画策定指針について	平成11年3月31日	衛水第24号	国土交通省
平成一一年度水道原水水質保全事業実施促進計画策定事業実施要領について	平成11年4月1日	生衛発第608号	国土交通省・環境省
「水道施設整備における費用縮減対策実施事例集」の送付について	平成11年4月26日	衛水第28号	国土交通省
ダム事業及び堰事業に関する環境影響評価の実施について	平成11年6月11日	生衛発第902号	国土交通省
水道法第二五条の五第三項に基づく給水装置工事主任技術者免状の返納命令に係る取扱いについて	平成11年8月24日	生衛発第1185号	国土交通省
簡易水道等施設整備費国庫補助事業について	平成11年12月9日	衛水第61号	国土交通省
沖縄簡易水道等施設整備費国庫補助事業について	平成11年12月9日	衛水第61-1号	国土交通省
水道水源開発等施設整備費国庫補助事業について	平成11年12月9日	衛水第62号	国土交通省
沖縄水道水源開発等施設整備費国庫補助事業について	平成11年12月9日	衛水第62-2号	国土交通省
放射性物質漏洩事故時の水道供給体制について	平成11年12月17日	衛水第64号	国土交通省
放射性物質漏洩事故時の飲用井戸の衛生対策等について	平成11年12月17日	衛水第65号	国土交通省・環境省
水道分野におけるコンピュータ西暦二〇〇〇年問題への対応について	平成12年2月8日	衛水第7号	国土交通省
地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律等の施行について	平成12年3月31日	生衛発第619号	国土交通省
水道施設の技術的基準を定める省令等の留意事項について	平成12年3月31日	衛水第20号	国土交通省・環境省
水道施設の技術的基準を定める省令等の施行について	平成12年3月31日	生衛発第620号	国土交通省
地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律等の施行について	平成12年3月31日	生衛発第619号	国土交通省
地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律等の留意事項について	平成12年3月31日	衛水第19号	国土交通省
水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドラインについて	平成12年3月31日	衛水第21号	国土交通省・環境省
水道水源水質保全推進試行事業実施要綱について	平成12年5月29日	生衛発第937号	国土交通省・環境省

水道事業における情報公開の推進について	平成12年9月7日	衛水発第40号	国土交通省
水道法の一部改正について	平成12年12月4日	生環審第3号	国土交通省
厚生省関係公共工事費用縮減対策に関する新行動計画について	平成12年12月25日	生衛発第1866号	国土交通省
給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について	平成13年1月18日	健水発第4号	国土交通省
水道法施行規則第十四条第三号の指定について	平成13年3月30日	生衛発第1683号	国土交通省・環境省
給水管等に係る衛生対策について	平成13年7月16日	健水発第57号	国土交通省・環境省
「米国の同時多発テロ」を契機とする国内におけるテロ事件発生に関する対応について	平成13年10月4日	健水発第87号	国土交通省
水道法の施行について	平成14年3月27日	健水発第327001号	国土交通省・環境省
改正水道法の施行に伴う経過措置等について	平成14年3月27日	健水発第327002号	国土交通省・環境省
改正水道法の施行について	平成14年3月27日	健水発第327004号	国土交通省
飲料水健康危機管理実施要領について	平成14年6月28日	健水発第0628001号	国土交通省・環境省
給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令の施行について	平成14年12月3日	健水発第120号	国土交通省・環境省
水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令の施行について	平成14年12月3日	健水発第1203005号	国土交通省・環境省
水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令の施行について	平成14年12月3日	健水発第1203006号	国土交通省・環境省
給水装置工事における工業用水道管等との誤接合の防止について（通知）	平成14年12月6日	健水発第1206001号	国土交通省
給水装置工事における工業用水道管等との誤接合の防止について（通知）	平成14年12月6日	健水発第1206002号	国土交通省
飲用井戸の衛生対策の徹底について	平成15年6月3日	健水発第0603002号	国土交通省・環境省
簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項を定める告示について	平成15年8月4日	健水発第804001号	国土交通省・環境省
水道法施行規則第十七条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法	平成15年9月29日	厚生労働省告示第318号	国土交通省・環境省
水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について	平成15年10月10日	健発第1010004号	環境省
水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について	平成15年10月10日	健水発第1010001号	国土交通省・環境省
国内でのテロ事件発生に係る対応について	平成15年12月15日	科発第1215002号・健発1215001	国土交通省
「水道水質管理計画の策定について」の一部改正について	平成16年1月22日	健発第122005号	国土交通省・環境省
「水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について」の一部改正について	平成16年1月22日	健水発第122002号	国土交通省・環境省
水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令及び資機材等の材質に関する試験の一部改正について	平成16年2月9日	健水発第0209001号	国土交通省・環境省
給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令及び給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部改正について	平成16年2月9日	健水発第0209003号	国土交通省・環境省
不法行為の未然防止のための警備強化について	平成16年2月26日	健水発第0226002号	国土交通省
水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドラインの改正について	平成16年3月31日	健水発第331001号	国土交通省・環境省
「水道ビジョン」について	平成16年6月1日	健発第601001号	国土交通省・環境省
水道施設整備事業の評価の実施について	平成16年7月12日	健水発第0712003号	国土交通省
水道施設整備事業の評価の実施について	平成16年7月12日	健水発第0712002号	国土交通省
水資源機構事業の評価の実施について	平成16年7月12日	健水発第0712002号	国土交通省
水資源機構事業の評価の実施について	平成16年7月12日	健水発第0712002号	国土交通省
水道法施行規則の一部を改正する省令の施行について	平成16年12月24日	健水発第1224001号	国土交通省
水道施設の工事の施工における留意事項について	平成17年5月25日	健水発第525001号	国土交通省
水道事業における石綿による健康障害防止対策への適切な対応について	平成17年7月29日	健水発第0729002号	国土交通省
石綿セメント官の撤去作業等における健康障害防止対策等について	平成17年8月8日	健水発第0808002号	国土交通省
受水槽式給水設備の給水装置への切替えに関する留意事項について	平成17年9月5日	健水発第0905001号	国土交通省・環境省
受水槽以下設備を給水装置に切替える場合の手続きについて	平成17年9月5日	健水発第0905002号	国土交通省・環境省
地域水道ビジョンの作成について	平成17年10月17日	健水発第1017002号	国土交通省・環境省
「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」の一部改正について	平成17年11月1日	健発第1101001号	環境省
「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」の一部改正について	平成17年11月1日	健水発第1101001号	環境省
簡易水道等施設整備費国庫補助事業について	平成18年4月3日	健水発第0403002号	国土交通省

「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」及び「会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」の施行について（通知）	平成18年4月28日	健水発第0428001号	国土交通省・環境省
水道施設の適切な維持管理及び事故対応の徹底について	平成18年11月9日	健水発第1109001号	国土交通省
水道施設の適切な維持管理及び事故対応の徹底について	平成18年11月9日	健水発第1109002号	国土交通省・環境省
井戸水を原因食品とする乳児ボツリヌス症の報告について	平成18年12月8日	健水発第1208001号 食安監発第 1208001号 雇児母発第 1208001号	国土交通省・環境省
水道法施行規則の一部改正について	平成19年3月30日	健水発第330003号	国土交通省
水道施設の技術的基準を定める省令の一部改正について	平成19年3月30日	健水発第330004号	国土交通省・環境省
水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について（通知）	平成19年3月30日	健水発第330005号	国土交通省・環境省
水道における指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査方法について	平成19年3月30日	健水発第330006号	国土交通省・環境省
飲料水におけるクリプトスポリジウム等の検査結果のクロスチェック実施要領について	平成19年3月30日	健水発第330007号	国土交通省・環境省
水道水源開発等施設整備費国庫補助事業の基準事業費について	平成19年4月23日	健水発第0423003号	国土交通省
水道事業の費用対効果分析マニュアルについて	平成19年7月30日	健水発第0730004号	国土交通省
災害時の人工透析提供体制の確保について	平成19年8月23日	医政指発第0823001号／医政経発第0823001号／健疾発第0823001号／健水発第0823001号／社援総発第0823001号	国土交通省
第三者委託実施の手引きの送付について	平成19年11月8日	健水発1108001号	国土交通省
水質基準に関する省令の一部改正等について	平成19年11月15日	健発第1115003号	環境省
水質基準に関する省令の一部改正等における留意事項について.	平成19年11月15日	健水発第1115002号	環境省
鉛製給水管の適切な対策について	平成19年12月21日	健水発第1221001号	国土交通省・環境省
消防法施行令及び消防法施行規則の改正に伴う特定施設水道連結型スプリンクラー設備の運用について	平成19年12月21日	健水発第1221002号	国土交通省・環境省
給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について	平成20年3月21日	健水発第0321001号	国土交通省
水道施設の技術的基準を定める省令の一部改正について	平成20年4月8日	健水発第0408001号	国土交通省
水道施設の耐震化の計画的実施について	平成20年4月8日	健水発第0408002号	国土交通省
厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について	平成20年4月17日	健発0417001	国土交通省
厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について	平成20年4月17日	健発0417002	国土交通省
「水安全計画策定ガイドライン」の送付について	平成20年5月30日	健水発第0530001号	国土交通省
広域的水道整備計画及び水道整備基本構想について	平成20年7月29日	健水発第0729002号	国土交通省
水道事業者等における新型インフルエンザ対策の推進について	平成21年2月23日	健水発第0223001号	国土交通省
水質基準に関する省令の一部改正等について	平成21年3月6日	健発第0306017号	環境省
水質基準に関する省令の一部改正等における留意事項について	平成21年3月6日	健水発第0306002号	環境省
水道施設整備事業の評価の実施について	平成21年4月21日	健発第0421001号	国土交通省
水道施設整備事業の評価の実施について	平成21年4月21日	健水発第0421001号	国土交通省
水資源機構事業の評価の実施について	平成21年4月21日	健水発第0421001号	国土交通省
平成21年度水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表等について	平成21年5月27日	健発第0527001号	国土交通省
水道水源開発等施設整備費国庫補助事業について	平成21年5月28日	健水発0528001号	国土交通省
放射性物質漏洩事故時の水道における対応体制の整備について	平成21年8月5日	健水発0805第1号	国土交通省・環境省
水質基準に関する省令の一部改正等について	平成22年2月17日	健発0217第1号	国土交通省・環境省
水質基準に関する省令の一部改正等における留意事項について	平成22年2月17日	健水発0217第1号	環境省
貯水槽水道の管理水準の向上に向けた取組の推進について	平成22年3月25日	健水発0325第5号	国土交通省・環境省
貯水槽水道の管理水準の向上に向けた取組の推進について	平成22年3月25日	健水発0325第6号	国土交通省・環境省
貯水槽水道の管理水準の向上に向けた取組の推進について	平成22年3月25日	健水発0325第7号	国土交通省・環境省
貯水槽水道の管理水準の向上に向けた取組の推進について	平成22年3月25日	健水発0325第8号	国土交通省・環境省
水道法施行規則の一部を改正する省令における留意事項について	平成22年3月25日	健水発第325002号	国土交通省
水道法施行規則の一部を改正する省令における留意事項について	平成22年3月25日	健水発第325003号	国土交通省
水道水源開発施設整備費の国庫補助について	平成22年4月8日	発健0408第13号	国土交通省
水質基準に関する省令の一部改正等について	平成23年1月28日	健発0128第2号	国土交通省・環境省
水質基準に関する省令の一部改正等について	平成23年1月28日	健発0128第3号	国土交通省・環境省
水質基準に関する省令の一部改正等について	平成23年1月28日	健発0128第4号	国土交通省・環境省
水質基準に関する省令の一部改正等における留意事項について	平成23年1月28日	健水発0128第2号	環境省
水質基準に関する省令の一部改正等における留意事項について	平成23年1月28日	健水発0128第3号	環境省
水質基準に関する省令の一部改正等における留意事項について	平成23年1月28日	健水発0128第4号	環境省

福島第一・第二原子力発電所の事故に伴う水道の対応について	平成23年3月19日	健水発第0319第1号	環境省
乳児による水道水の接種に係る対応について	平成23年3月21日	健水発第0321第1号	環境省
水道における指標菌の検査について	平成23年3月31日	健水発0331第1号	環境省
水道における指標菌の検査について	平成23年3月31日	健水発0331第3号	環境省
水道における指標菌の検査について	平成23年3月31日	健水発0331第4号	環境省
水道における指標菌の検査について	平成23年3月31日	健水発第331003号	環境省
地域自主戦略交付金に係る制度要綱について	平成23年4月1日	健発第0401010号	国土交通省
平成23年度地域自主戦略交付金の交付について	平成23年4月1日	健発第0401第11号	国土交通省
水道水中の放射性物質に関する指標等の取扱い等について	平成23年4月4日	健発第0404第4号	環境省
東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費の国庫補助について	平成23年5月2日	健発第0502第3号	国土交通省
平成23年度水道施設整備費国庫補助金に係る歩掛表等について	平成23年5月31日	健発0531第6号	国土交通省
放射性物質が検出された浄水発生土の当面の取扱いに関する考え方について	平成23年6月16日	健発0616第8号	国土交通省
「今後の水道水中の放射性物質のモニタリング方針について」の改定について	平成23年6月30日	健水発0630第4号	環境省
水道施設整備事業の評価の実施について	平成23年7月7日	健発0707第1号	国土交通省
水道施設整備事業の評価の実施について	平成23年7月7日	健水発0707第1号	国土交通省
水資源機構事業の評価の実施について	平成23年7月7日	健水発0707第1号	国土交通省
水道事業の費用対効果分析マニュアルについて	平成23年7月7日	健水発0707第2号	国土交通省
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等について〔水道法〕	平成23年8月30日	健発第830010号	国土交通省・環境省
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等について〔水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律〕	平成23年8月30日	健発第830010号	国土交通省・環境省
水道法施行規則の一部改正について	平成23年10月3日	健水発1003第1号	国土交通省・環境省
水道法施行規則の一部改正について	平成23年10月3日	健水発1003第2号	国土交通省・環境省
水道法施行規則の一部改正について	平成23年10月3日	健水発1003第3号	国土交通省・環境省
水道法施行規則の一部改正について	平成23年10月3日	健水発1003第4号	国土交通省・環境省
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における留意事項等について	平成23年11月18日	健水発1118第2号	国土交通省・環境省
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の留意事項等について	平成23年11月18日	健水発1118第1号	国土交通省・環境省
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の留意事項等について	平成23年11月18日	健水発1118第2号	国土交通省・環境省
放射性物質が検出された浄水発生土の当面の取扱いに関する考え方の一部変更について	平成23年12月28日	健発1228第4号	国土交通省
水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部を改正する件、資機材等の材質に関する試験の一部を改正する件並びに給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件等について	平成24年2月28日	健水発0228第1号	国土交通省・環境省
水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部を改正する件、資機材等の材質に関する試験の一部を改正する件並びに給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件等について	平成24年2月28日	健水発0228第2号	国土交通省・環境省
水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部を改正する件、資機材等の材質に関する試験の一部を改正する件並びに給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件等について	平成24年2月28日	健水発0228第3号	国土交通省・環境省
水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部を改正する件、資機材等の材質に関する試験の一部を改正する件並びに給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件等について	平成24年2月28日	健水発0228第4号	国土交通省・環境省
水道に関するクリプトスポリジウム等の検出のための検査方法の見直し等について	平成24年3月2日	健水発0302第2号	国土交通省・環境省
水道に関するクリプトスポリジウム等の検出のための検査方法の見直し等について	平成24年3月2日	健水発第302002号	国土交通省・環境省
水道に関するクリプトスポリジウム等の検出のための検査方法の見直し等について	平成24年3月2日	健水発0302第3号	国土交通省・環境省
水道に関するクリプトスポリジウム等の検出のための検査方法の見直し等について	平成24年3月2日	健水発0302第4号	国土交通省・環境省

「水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について」の一部改正について	平成24年3月5日	健水発0305第4号	環境省
「水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について」の一部改正について	平成24年3月5日	健水発0305第5号	環境省
「水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について」の一部改正について	平成24年3月5日	健水発0305第6号	環境省
水道水中の放射性物質に係る管理目標値の設定等について	平成24年3月5日	健水発0305第2号	国土交通省・環境省
平成24年度水道施設整備費国庫補助金に係る歩掛表の改訂について	平成24年3月23日	健発0323第4号	国土交通省
平成二十四年度簡易水道等施設整備費（全国防災）の国庫補助について	平成24年4月6日	発健0406第1号	国土交通省
平成二十四年度水道資源開発等施設整備費（全国防災）の国庫補助について	平成24年4月6日	発健0406第2号	国土交通省
平成二十四年度水道資源開発等施設整備費（全国防災）の国庫補助について	平成24年4月6日	発健0406第3号	国土交通省
平成二十四年度地域自主戦略交付金（簡易水道等施設整備に関する事業）の交付について	平成24年4月6日	発健0406第5号	国土交通省
平成二十四年度地域自主戦略交付金（水道水源開発等施設整備に関する事業）の交付について	平成24年4月6日	発健0406第6号	国土交通省
平成二十四年度沖縄振興公共投資交付金（水道施設整備に関する事業）の交付について	平成24年4月6日	発健0406第7号	国土交通省
ライフライン機能強化等事業費に係る交付基準について	平成24年4月6日	健水発0406第5号	国土交通省
出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の公布について〔水道法〕	平成24年6月29日	健発第629004号	国土交通省・環境省
水道水質検査方法の妥当性評価ガイドラインについて	平成24年9月6日	健水発第0906第1号	環境省
水道水質検査方法の妥当性評価ガイドラインについて	平成24年9月6日	健水発第0906第2号	環境省
水道水質検査方法の妥当性評価ガイドラインについて	平成24年9月6日	健水発第0906第3号	環境省
水道水質検査方法の妥当性評価ガイドラインについて	平成24年9月6日	健水発第0906第4号	環境省
「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」及び「給水装置の構造及び材質の基準に係る試験」の一部改正等について	平成24年9月6日	健水発0906第5号	国土交通省
「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」及び「給水装置の構造及び材質の基準に係る試験」の一部改正等について	平成24年9月6日	健水発0906第6号	国土交通省
「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」及び「給水装置の構造及び材質の基準に係る試験」の一部改正等について	平成24年9月6日	健水発0906第7号	国土交通省
登録検査機関における水質検査の業務管理要領の策定について	平成24年9月21日	健水発0921第2号	国土交通省・環境省
登録検査機関における水質検査の業務管理要領の策定について	平成24年9月21日	健水発0921第3号	国土交通省・環境省
登録検査機関における水質検査の業務管理要領の策定について	平成24年9月21日	健水発0921第4号	国土交通省・環境省
登録検査機関における水質検査の業務管理要領の策定について	平成24年9月21日	健水発0921第5号	国土交通省・環境省
放射性物質が検出された浄水発生土の園芸用土又はグラウンド土への有効利用に関する考え方について	平成25年3月13日	健発0313第4号	国土交通省
平成25年度水道施設整備費国庫補助金に係る歩掛表について	平成25年3月18日	健発0318第19号	国土交通省
水道水源における水質事故への対応の強化について	平成25年3月28日	健水発0328第1号~2号	国土交通省・環境省
「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」の一部改正について	平成25年3月28日	健発0328 第7号	国土交通省・環境省
農薬類の分類の見直しについて	平成25年3月28日	健水発0328第4号	国土交通省・環境省
「新水道ビジョン」について	平成25年3月29日	健発第329020号	国土交通省・環境省
「新水道ビジョン」について	平成25年3月29日	健発第329021号	国土交通省・環境省
水道分野における情報セキュリティガイドライン（第３版）」の送付について	平成25年6月3日	健水発0603第2号	国土交通省
健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について	平成25年10月25日	健水発第1025001号	国土交通省
消費税率の引上げに伴う水道料金等の取扱いについて	平成25年12月17日	健水発1217第1号	国土交通省
平成26年度水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表について	平成26年3月17日	健発0317第3号	国土交通省
広域的水道整備計画及び都道府県水道ビジョンについて	平成26年3月19日	健水発第319003号	国土交通省・環境省
水道事業ビジョンの作成について	平成26年3月19日	健水発第319004号	国土交通省・環境省
水質基準に関する省令の一部改正等について（施行通知）	平成26年3月31日	健発0331第30号~第33号	環境省
水質基準に関する省令の一部改正等における留意事項について	平成26年3月31日	健水発0331第6号~第9号	環境省

太陽熱利用給湯システムの取扱いについて	平成26年6月30日	健水発第630002号	国土交通省
「浄水処理対応困難物質」の設定について	平成27年3月6日	健水発第306001号 健水発第306002号 健水発第306003号	環境省
平成27年度水道施設整備費に係る歩掛表について	平成27年3月25日	健発325015号	国土交通省
水質基準に関する省令の一部改正等について（施行通知）	平成27年3月25日	健発325018号	環境省
水質基準に関する省令の一部改正等における留意事項について	平成27年3月25日	健水発325003号 健水発325004号 健水発325005号 健水発325006号	環境省
特定施設水道連結型スプリンクラー設備の配管における適切な施工について（通知）	平成27年9月8日	健水発第908001号	国土交通省
障害者差別解消法の施行に向けた水道事業者等への周知について	平成27年12月2日	生食水発1202001号	国土交通省
水道事業の広域連携の推進について	平成28年3月2日	生食水発第302001号	国土交通省
水道事業の基盤強化に向けた取組について	平成28年3月2日	生食水発第302002号	国土交通省
水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等の一部改正等について（施行通知）	平成28年3月30日	生食発0330第1号~第4号	国土交通省・環境省
水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等の一部改正等における留意事項について	平成28年3月30日	生食水発0330第1号~第4号	国土交通省・環境省
水道法施行令の一部を改正する政令の施行について	平成28年3月31日	生食発第331003号	国土交通省
水道事業及び水道用水供給事業の事務・権限の移譲に係る都道府県の指定に関する取扱いについて	平成28年3月31日	生食発第331004号	国土交通省
水道事業及び水道用水供給事業の事務・権限の移譲に係る都道府県の指定に関する取扱いについて（補足事項）	平成28年3月31日	生食水発第331001号	国土交通省
水質異常時における摂取制限を伴う給水継続の考え方について	平成28年3月31日	生食水発0331第2号~第4号	国土交通省・環境省
平成28年度水道施設整備費に係る歩掛表について	平成28年4月8日	生食発0408第7号	国土交通省
水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部改正及び「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」の一部改正	平成29年3月28日	生食発第328009号/ 生食発第328010号/ 生食発第328011号/ 生食発第328012号	環境省
水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部改正等における留意事項について	平成29年3月28日	生食水発328001号/ 生食水発328002号/ 生食水発328003号/ 生食水発328004号	環境省
国内でのテロ事件発生に備えた対応について	平成29年4月26日	生食水発426002号/ 生食水発426003号	国土交通省
給水装置工事における誤接合防止の徹底について	平成29年9月15日	薬生水発第915005号/薬生水発第915006号	国土交通省
水道水質検査方法の妥当性評価ガイドラインの一部改定について	平成29年10月18日	薬生水発1018001号/ 薬生水発1018002号/ 薬生水発1018003号/ 薬生水発1018004号	環境省
水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部改正及び「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」の一部改正	平成30年3月28日	生食発第328001号/ 生食発第328002号/ 生食発第328003号/ 生食発第328004号	環境省
水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部改正等における留意事項について	平成30年3月28日	薬生水発325001号/ 薬生水発325002号/ 薬生水発325003号/ 薬生水発325004号	環境省
平成30年度水道施設整備費に係る歩掛表について	平成30年3月30日	生食発330011号	国土交通省
学校教育法の一部を改正する法律等の施行について	平成30年10月23日	生食発1023001号	国土交通省・環境省
「水道法の一部を改正する法律」の公布について	平成30年12月12日	生食発第1212007号	国土交通省
水道法施行規則の一部を改正する省令について	平成30年12月26日	生食発第1226006号	国土交通省
「水道広域化推進プラン」の策定について	平成31年1月25日	生食発第125004号 / 総財営第85号	国土交通省
水道における緊急対策の実施について	平成31年2月25日	薬生水発225001号	国土交通省
「水道広域化推進プラン策定マニュアル」について	平成31年3月29日	総財営第32号/薬生水発第0329007号	国土交通省

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」の一部改正	平成31年3月29日	生食発0329006号/生食発0329007号/生食発0329008号/生食発0329009号	環境省
「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」の一部改正における留意事項について	平成31年3月29日	薬生水発329003号	環境省
生活困窮者自立支援制度担当部局との連絡・連携体制の構築等について	平成31年3月29日	薬生水発329001号	国土交通省
「水道分野における情報セキュリティガイドライン（第４版）」の送付について	平成31年3月29日	薬生水発329002号	国土交通省
水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令等の公布について	平成31年4月17日	生食発0417第８号	国土交通省
元号の表記の整理のための厚生労働省関係省令の一部を 改正する省令等の公布 につい て	令和1年5月7日	薬生水発0507第1号	国土交通省・環境省
水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令について	令和1年5月29日	生食発0529第1号	国土交通省・環境省
「水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について」の一部改正について	令和1年5月29日	薬生水発0529第1号	国土交通省・環境省
水道法の一部改正に伴う指定給水装置工事事業者制度への指定の更新制の導入について	令和1年6月26日	薬生水発0629第１号	国土交通省
令和元年度水道施設整備費に係る歩掛表について	令和1年6月27日	生食発0627第４号	国土交通省
不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令等の公布について	令和1年6月28日	薬生水発0628第１号	国土交通省・環境省
消費税率の引上げに伴う水道料金等の取扱いについて	令和1年7月8日	薬生水発0708第１号	国土交通省
水道施設の技術的基準を定める省令の一部改正について	令和1年9月30日	薬生水発0930第７号	国土交通省
水道法施行規則の一部改正について（簡易専用水道関係）	令和1年9月30日	薬生水発0930第6号	国土交通省
「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン」の策定及び「水道事業における官民連携に関する手引き」の改訂について	令和1年9月30日	薬生水発0930第５号	国土交通省
水道基盤強化計画、都道府県水道ビジョン及び水道広域化推進プランの関係性について	令和1年9月30日	薬生水発0930第４号	国土交通省
水道基盤強化計画の策定について	令和1年9月30日	薬生水発0930第３号	国土交通省
水道法の一部改正に伴う水道施設台帳の整備について	令和1年9月30日	薬生水発0930第2号	国土交通省
改正水道法等の施行について	令和1年9月30日	薬生水発0930第1号	国土交通省・環境省
飲用井戸等衛生対策要領の一部改正について	令和1年10月17日	生食発1017第2号	環境省
自然災害発生時における被害状況の報告様式の改訂について	令和2年2月27日	薬生水発0227第2号	国土交通省
「危機管理対策マニュアル策定指針」の改訂について	令和2年8月6日	薬生水発0806第2号	国土交通省
水道における「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」の実施について	令和3年2月2日	薬生水発0202第3号	国土交通省
「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」の一部改正について	令和3年3月26日	生食発0326第8号	環境省
「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」の一部改正における留意事項について	令和3年3月26日	薬生水発0326第1号~第4号	環境省
重層的支援体制整備事業担当部局との連絡・連携体制の構築等について	令和3年3月29日	薬生水発0329第1号	国土交通省
令和３年度水道施設整備費に係る歩掛表について	令和3年4月1日	生食発0401第23号	国土交通省
水道法施行規則の一部を改正する省令について	令和3年4月20日	生食発0420第2号	国土交通省・環境省
申請書等への添付を求める写真の規格の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行等について（水道関係）	令和4年3月15日	薬生水発0314第1号~第2号	国土交通省
水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部改正等について（施行通知）	令和4年3月31日	生食発0331第3号~第6号	環境省
「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」の一部改正における留意事項について	令和4年3月31日	薬生水発0331第1号~第4号	環境省
令和４年度水道施設整備費に係る歩掛表について	令和4年4月1日	生食発0401第12号	国土交通省
水道法施行令の一部を改正する政令の施行について	令和4年5月27日	生食発0527第3号	国土交通省
水道施設台帳の整備状況について	令和4年10月3日	薬生水発1003第1号	国土交通省
水道法施行規則の一部改正について（水道施設の維持及び修繕関係）	令和5年3月22日	薬生水発0320第1号	国土交通省
水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等の一部改正について（施行通知）	令和5年3月24日	生食発0324第1号~第4号	環境省
「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等の一部改正について」の留意事項について	令和5年3月24日	薬生水発0324第1号~第4号	環境省
デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への水質検査における対応について	令和5年3月31日	薬生水発0331第12号~第15号	国土交通省・環境省

令和５年度水道施設整備費に係る歩掛表について	令和5年3月31日	生食発0331第9号	国土交通省
デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への水道法令における対応について	令和5年3月31日	薬生水発0331第16号~第19号	国土交通省
「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」の公布について	令和5年5月26日	生食発0526第3号	国土交通省・環境省
水道施設の更新に係る状況を踏まえた計画的な更新及び適正な水道料金の設定等の促進について	令和5年7月6日	薬生水発0706第1号	国土交通省
水道の給水管に直結する非常用貯水槽の取扱いについて	令和5年7月11日	薬生水発0711第1号	国土交通省
「運搬送水に係る留意事項」について	令和5年7月31日	薬生水発0731第1号	国土交通省
「「浄水処理対応困難物質」の設定について」の一部改正について	令和5年8月10日	薬生水発0810第1号	環境省
健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について	令和5年11月2日	健生水発1102第1号	国土交通省・環境省
デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の公布等について（給水装置関係）	令和5年12月27日	健生水発1227第1号	国土交通省
水道施設台帳の作成及び保管の徹底について	令和6年2月14日	健生水発0214第1号	国土交通省
水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部改正及び「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」の一部改正について（施行通知）	令和6年3月21日	健生発0321第1号~第4号	環境省
水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部改正等における留意事項について	令和6年3月21日	健生水発0321第1号~第4号	環境省
消防水利の基準の一部改正に係る運用について	令和6年3月27日	消防消第88号/健生水発0327第7号	国土交通省
令和６年度水道施設整備費に係る歩掛表について	令和6年3月27日	健生水発0327第19号	国土交通省
国土交通省所管事業における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の水道事業者等への周知について	令和6年3月29日	健生水発0329第7号	国土交通省

【別紙】

（参考）整備法、整備等政令等、整理等省令等及び整理告示における被改正法令の一覧【凡例】

・・・ 整備・整理等法令	法律：生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第三十六号） 政令：生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和六年政令第百二号） 省令：生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（令和六年厚生労働省令第六十五号） 告示：生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示（令和六年厚生労働省告示第百七十一号）
・・・ 厚生労働省単管	省令：厚生労働省組織規則の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第六十七号）
・・・ 厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省 共管	省令：独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令（令和六年　厚生労働省　農林水産省　経済産業省　国土交通省　令　第一号）
・・・ 国土交通省・環境省 共管	省令：水道法施行規則の一部を改正する省令（令和六年国土交通省　環境省令　第三号）
・・・ 国土交通省単管①	省令：生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整理等に関する省令（令和六年国土交通省令第五十一号）
・・・ 国土交通省単管②	政令：国土交通省組織令の一部を改正する政令（令和六年政令九十二号） 省令：国土交通省組織規則の一部を改正する省令（令和六年国土交通省令第三十号） 省令：国土技術政策総合研究所組織規則の一部を改正する省令（令和六年国土交通省令第三十一号） 省令：地方整備局組織規則の一部を改正する省令（令和六年国土交通省令第三十三号） 省令：北海道開発局組織規則の一部を改正する省令（令和六年国土交通省令第三十四号）
・・・ 国土交通省単管③	省令：株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法施行規則の一部を改正する省令（令和六年国土交通省令第五十号）
・・・ 国土交通省単管④	省令：国土交通省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令（令和六年国土交通省令第五十二号）
・・・ 環境省単管	省令：環境省組織規則及び公害健康被害補償不服審査会の庶務を処理する組織を定める省令の一部を改正する省令（令和六年環境省令第十五号）
・・・ 改正なし	―

（参考）整備法、整備等政令等、整理等省令等及び整理告示における被改正法令の一覧

【凡例】

・・ 整備・整理等法令
・・ 厚生労働省単管
・・ 厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省 共管
・・ 国土交通省・環境省 共管
・・ 国土交通省単管①
・・ 国土交通省単管②
・・ 国土交通省単管③
・・ 国土交通省単管④
・・ 環境省単管
・・ 改正なし

整備法等	整備等政令等	整理等省令等	整理告示
食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）	食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）		
		食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）	
		乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和二十六年厚生省令第五十二号）	厚生労働大臣が定める放射性物質（平成二十四年厚生労働省告示第百二十九号）
			食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）
			組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）※１
			組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の製造基準（平成十二年厚生省告示第二百三十四号）※１
			添加物に係る標準品を製造する者の登録に関する規程（平成十六年厚生労働省告示第二百十九号）※１
			食品衛生法第十三条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量（平成十七年厚生労働省告示第四百九十七号）
			食品衛生法第十三条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（平成十七年厚生労働省告示第四百九十八号）
			食品衛生法第八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定成分等（令和二年厚生労働省告示第百十九号）
			食品衛生法第十八条第三項ただし書の規定により人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量（令和二年厚生労働省告示第百九十五号）
食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律（平成七年法律第百一号）		消除予定添加物名簿に関する省令（平成七年厚生省令第五十号）	
水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）	水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号）	水道法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十五号）	簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項（平成十五年厚生労働省告示第二百六十二号）
			水道法施行規則第十七条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成十五年厚生労働省告示第三百十八号）
		水道法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十五号）	
		水道法施行規則の一部を改正する省令（平成八年厚生省令第六十九号）	
		水道法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年厚生労働省令第百四十八号）	
		給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成九年厚生省令第十四号）	
		水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号）	水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項以外の事項に係る水質の検査の方法（平成六年厚生省告示第二百十九号）
			清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準（平成十四年厚生労働省告示第百十七号）
			水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成十五年厚生労働省告示第二百六十一号）
		水道施設の技術的基準を定める省令（平成十二年厚生省令第十五号）	
水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）	（水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律施行令（平成六年政令第百三十四号））	水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律施行規則（平成六年厚生省省令第三十六号）	
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和二十六年政令第百七号）	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則（平成十二年運輸省・建設省令第十四号）	
社会資本整備重点計画法（平成十五年法律第二十号）			
農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）			
肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）			
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）			
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）			
水資源開発促進法（昭和三十六年法律第二百十七号）			
独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）	独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）	独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令（平成十五年厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第三号）	
海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成三十年法律第四十号）			
厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）	厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）	厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）	
国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）	国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）	国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）	
	国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）	地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）	
		北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）	
		国土技術政策総合研究所組織規則（平成十三年国土交通省令第七十九号）	
環境省設置法（平成十一年法律第百一号）	環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）	環境省組織規則（平成十三年環境省令第一号）	
消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）			
薬物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）			
安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）			
有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十二号）			
独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）			
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）		
沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）	沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）		
食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）			
（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)）	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の国土交通省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十四号）	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の国土交通省関係規定の施行に関する省令（平成二十三年国土交通省令第四十号）	
	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十一号）	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令（平成二十三年厚生労働省令第五十七号）	
			東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する告示（平成二十三年厚生労働省告示第百五十四号
（国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)）	国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）		
（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号））	道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行令（平成十九年政令第十一号）		
（日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号））	日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）		

（国立研究開発法人土木研究所法（平成十一年法律第二百五号））	国立研究開発法人土木研究所法第十二条第五号の建設工事を定める政令（平成十二年政令第三百二十八号）		
（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号））	（沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号））	沖縄の復帰に伴う厚生省関係の特例に関する省令（昭和四十七年厚生省令第二十二号）	
（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号））		食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成二年厚生省令第四十号）	
（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号））	（沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号））民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十六年政令第八号））	厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七厚生労働省令第四十四号）	
（児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)）		厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和三年厚生労働省令第百七十五号）	
（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号））		独立行政法人水資源機構の財務及び会計等に関する省令（平成十五年国土交通省令第百四号）	
（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号））		国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令（令和五年国土交通省令第六十二号）	
（株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法（平成二十六年法律第二十四号））		株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法施行規則（平成二十六年国土交通省令第六十四号）	
（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号））	（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号））	国土交通省所管補助金等交付規則（平成十二年総理府・建設省令第九号）	
			都道府県が行う無利子貸付金の貸付けに関する事務（平成十四年厚生労働省告示第百二十四号）
			都道府県が行う補助金等の交付に関する事務（平成二十年厚生労働省告示第三百三十七号）
（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第百十七号)）	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）		
（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)）	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）		
（資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)）	資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成三年政令第三百二十七号）		
（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号)）	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令（平成七年政令第四百十一号）		
（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成十一年法律第八十六号)）	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成十二年政令第百三十八号）		
（プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号））	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令（令和四年政令第二十五号）		
（と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号））	（と畜場法施行令（昭和二十八年政令第二百十六号））	と畜場法施行規則等の一部を改正する省令（令和二年厚生労働省令第百三十五号）	
（地震防災対策特別措置法(平成七年法律第百十一号)）			地震防災緊急事業五箇年計画に定める施設等の整備等及び国の補助の特例の対象となる地震防災緊急事業に係る主務大臣の定める基準（平成八年厚生省告示第八十七号）
（健康保険法(大正十一年法律第七十号)）			厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第百四十号）
（健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)）			保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成十八年厚生労働省告示第四百九十八号）

なお、上記は令和６年４月１日公布予定の政省令（案）を含む。
※１：「食品、添加物等の規格基準(昭和三十四年十二月厚生省告示第三百七十号)」を制定根拠としている。